



* 0021524000 *

0021524-000

332. 1--N77-2ウ

日本国家独占資本主義の構造

日本経済機構研究所・編

青木書店

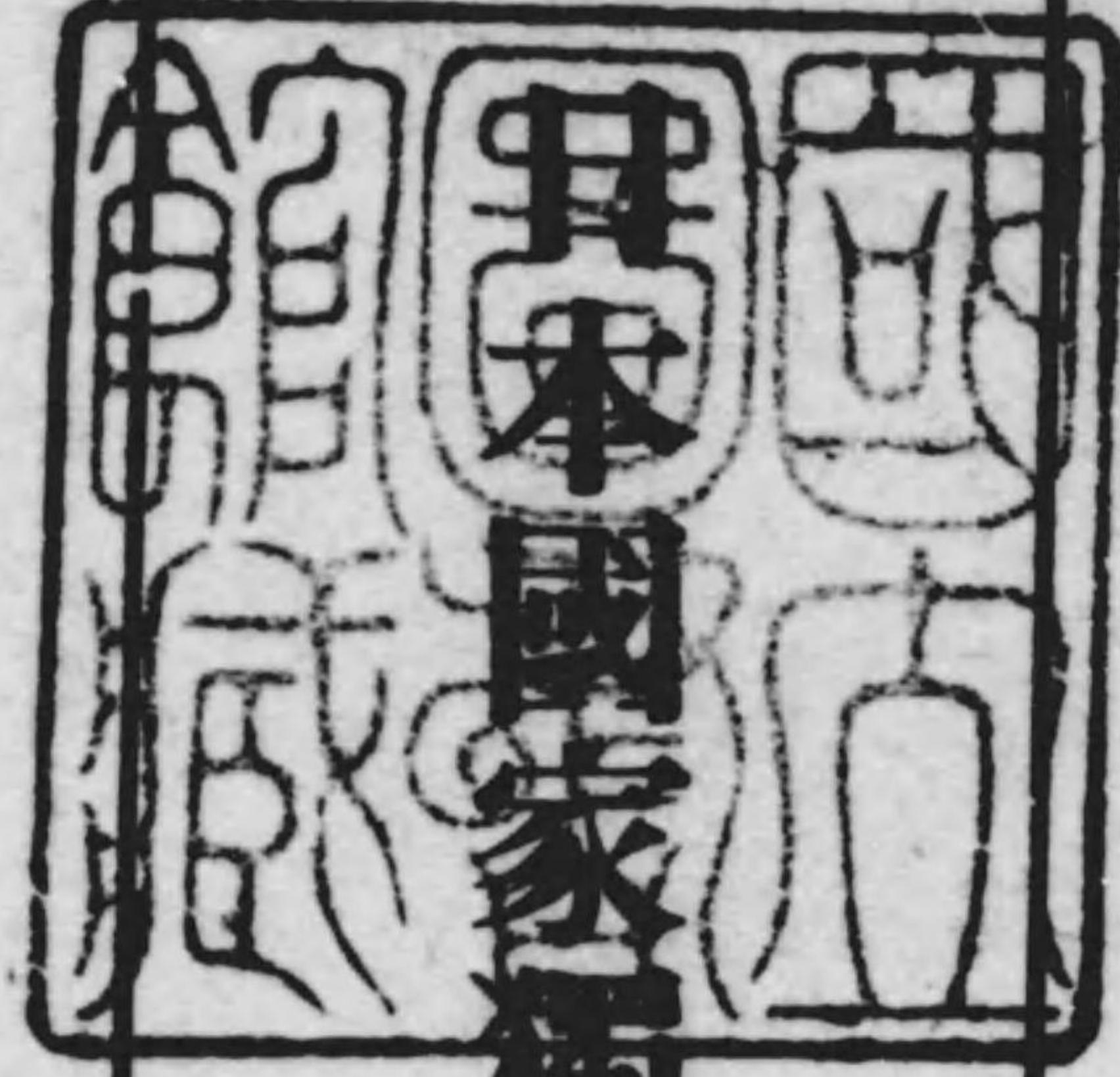
昭和23

ADC

30.4.28

338.1
N 77-2

日本經濟機構研究所著



其本國家獨占資本主義の構造

青木書店刊



はしがき

一

第二次大戦の終了を契機として世界資本主義はいまや全く新しき様相を帯びはじめている。すなわちこれは極度の不均等発展のもと、一つの國家獨占資本主義が他のすべての國家獨占資本主義をさまざまな變異と濃淡とをふくみつつも下請的なものに轉化しつつあるという事態のうちにしめされるところである。したがって民主民族戦線結成への傾向は世界的に不可避である。國家獨占資本主義という最高の姿態に達した資本主義は、社會の生産力を窮極にまで發展させ、強大な原子力を生み出した。しかもそれは同時にこの原子力を人類の進歩のために使用しうる、したがってそれよりも強大な人民的民主主義への諸力を結集させ、現實化しているのである。

ひるがえつてわが國の現状を見るにいまや民主民族戦線のための戦いはすではけしう展開されつつある。このときかかる運動の客觀的基礎がすでに戦時日本資本主義の發展のうちに形成され、これがさらに戦後における新しき條件のもとで深められたことをあきらかにすることは理論にとつてさしせまつた課題である。それにもかかわらずこの課題に答えるべき具體的分析は方法論の混亂のためにほとんど見ることができないというのがわが

はしがき

一

理論戦線の現状であるように思われる。

すなわちブルジョア文献におけるマルクス主義の反映ともいわれるべき労働派理論は、いまや「貧弱で時代おくれな自己の民族資本階級などよりもそういう資本につかわれる労働者階級などよりも、他の民族のものであるにしても高級な資本につかわれ、そこで訓練され組織される労働者階級の方がたのもしい」(高橋正雄氏、前進四七・五)などと主張する「買辦社会主義者」の主張のうちに、端的にその本質——階級性をしめしている。これにたいしかつては「労働派」にたいするアンチ・テーゼとして政治的に相対的な進歩性を有した封建派理論は、その「再生産表式適用理論」にもとづく産業再建論において、とうとうな重工業中心再建説を主張するが、その歸結はそれらのひとびとの良心的・主観的意圖とは獨立に、客観的には國際獨占資本の立場に同調するという自由主義に轉落せざるをえないこととなつてゐるのだ。

かかる傾向に民主民族戦線のための地盤の全體的な解明などは到底望むことはできないであろう。

いまわれわれがこれら「日本マルクスズム」の諸傾向にたいする主として理論上の批判とともに、短時日のうちに「日本資本主義の實態」に引きつづき、その不十分さをかえりみず本書「日本國家獨占資本主義の構造」を上梓するのはかかる現實にたいする理論の立おくれをとりもどすためのわれわれの焦慮のあらわれにほかならない。

二

ひとは戦時—戦後の日本資本主義の全體制を分析するにあつていかなる方法的武器をもつべきか。

このためにはまず第一に、一國資本主義分析にあつて再生産論(なかんすく「表式」)を適用するというあやまてる方法論から決定的に訣別しなければならない。そして、わが國資本主義をさまざまな經濟諸制度の統一體——經濟構造——として把握しつつ、しかもこれら經濟諸制度のうちで資本主義經濟制度が他の一切の經濟制度を支配し、しかもその發展が、この構造の基本矛盾をたえず激成してゆくという經濟構造論の見地に立たなければならぬ。すなわちここにいう經濟構造論とは資本主義經濟制度が内部的蓄積をおこなう過程と他の諸經濟制度を資本主義に巻き込みゆく過程とを説明するものである。

なお、ここでいわゆる市場理論と經濟構造論についておこりうる誤解を一掃しておきたい。まず市場理論とは廣い意味においては市場形成の理論と市場發展の理論(蓄積論)とを含むのであるが、蓄積論(再生産論)と區別して市場理論というときには、すでに前者のうちに市場發展の理論が包含されているから市場形成の理論のみをさすのである。したがつて經濟構造論とは廣い意味での市場理論に外ならない。この際ひとは市場理論という言葉のひびきのうちにたんに流通過程のみを想うかべてはならないのである。生産と流通とを切りはなすブルジョア經濟學の殘滓はわれわれの意識のうちから一日も早く追放されなければならない。

世界資本主義の一般的危機の展開とその深化とは兩大戦のあいだに、なかならず今次大戦の経過のうちに國際的に資本主義の最高から最後の姿態たる國家獨占資本主義を生み出している。この時代において、帝國主義諸國におけるファシズムにたいする廣汎な人民戦線の地盤を解明するためには經濟構造論を國家獨占資本主義という新しき帝國主義の質的規定の認識の上に立つて適用することによつてはじめて可能となるのである。「ヴァルガをめぐる討論」の成果は經濟構造論との關連のもとに把握されたときにおいてのみ具體的たりうるであろう。わが國資本主義においてもこのことは決して例外ではない。

日本資本主義は準戦時體制以降國家獨占資本主義にまで到達している。しかもかかるブルジョア日本の上にはじつにその本質において封建的權力たる絕對主義天皇制が君臨していたのである。このことは日本資本主義構造に諸帝國主義國に比してより錯雜せる姿を帯びしめることとなつたのである。すなわち天皇制權力の存続は、その經濟的基礎たる封建的諸關係を高度に發展せる經濟構造のうち維持存続せしめることとなり、これは構造の基本矛盾を激化せざるをえず、したがつてその矛盾の統一のためにそれ自體封建的本質をもつ權力が帝國主義ブルジョアの政策を遂行せざるをえないこととなつたのである。ここに日本帝國主義をして世界帝國主義のもつとも弱い一環たらしむべき、深刻なる矛盾が存在したのである。それ故かかるブルジョアの政策からただちに國家權力のファシズム化を歸結する見解も、またこれとは逆に絕對主義權力そのものの存続を主張するあまり、單純にその「萬古不易」を主張する見解もともにこの日本國家獨占資本主義の全體制の深刻な諸矛盾を解明せんとす

るときに、そこから眼をそらしてしまふものであるといえよう。わが帝國主義の解明のために、國家獨占資本主義構造の理論の適用は、「二重帝國主義」の見地に立つときに始めてその眞價を發揮しうるのである。

本勞作はかかる方法論にもとずき、當研究所員、茂木六郎・淺田光輝・中村秀一郎の共同研究によつて生れたものである。なおとくに所外から遊部久藏（第二章第六章）・豊川卓二（同第五章後半）・能勢三男（同第五章前半）の三氏の御寄稿をお願いした。さいごに四八年六一八月に書かれた本書がげんざいの困難な出版事情にもかかわらず早く刊行の運びに至つたのは、ひとえに青木書店上西利親・山家豊兩氏の並々な御好意によるものである。ここにしるして厚く御禮申上げる。

一九四八年九月一日

日本經濟機構研究所

目次

まえがき.....一

第一部 世界資本主義の一般的危機と日本資本主義.....七

第一章 帝國主義と一般的危機.....一八

第一節 帝國主義の基本問題.....一八

資本主義の帝國主義への轉化.....一八

帝國主義發展の不均等法則.....三

第二節 資本主義の一般的危機.....三〇

資本主義の一般的危機.....三〇

一般的危機と世界恐慌.....三七

第二次大戰の原因と性格.....三三

目次

第二章 日本帝國主義の發展

第一節 日本帝國主義の基本矛盾

第二節 世界資本主義の一般的危機と日本帝國主義

一般的危機と「二重の帝國主義」

日本資本主義構造の基本矛盾の激化

第三節 國家獨占資本主義への諸傾向

第二部 日本國家獨占資本主義の構造

第三章 國家獨占資本主義の成立

第一節 國家統制による獨占支配の促進

國家統制と資本主義

國家の獨占體利益擁護

國家と獨占體の結合

國家を背景とせる獨占支配の強化

労働力にたいする統制……………六六

第二節 國家獨占資本主義の矛盾……………七〇

産業構成の高度化と不均等發展……………七〇

生産力の低下と利潤の増大——腐朽化——……………七〇

生産の無政府性……………七〇

第四章 國家獨占資本の形成と中小工業

第一節 中小業問題の本質

中小工業問題とは何か

マニファクチュアと中小工業

中小工業問題の形成

第二節 戦時獨占資本主義と中小工業從屬諸形態

工場下請制度について

「地方統制工業」

第三節 國家獨占資本主義と中小工業

國家獨占資本と「協力工場」……………一八

中小工業問題の破局的段階……………二四

第五章 農業構造の變貌過程……………一三〇

第一節 農業危機と農業恐慌……………一三〇

第二節 獨占資本の農業支配……………一三七

 産業組合と特約組合……………一三七

 産業組合をめぐる二重の支配……………一三九

 産業組合の擴充と二重の帝國主義の矛盾……………一四六

第六章 戦時金融統制とその遺産……………一四八

第一節 至上命令——戦費調達……………一四八

第二節 金融統制の進展……………一五三

 準戦時金融統制……………一五三

金融統制の目標（生産擴充とインフレ政策）……………一五五

第一期——中日戦争より太平洋戦争勃發まで……………一五六

第二期——太平洋戦争勃發より敗戦まで……………一五八

第三節 銀行の集中・獨占化の過程……………一六八

銀行の集中と産業支配……………一六八

銀行集中の前史と概観……………一七一

戦時下の銀行集中……………一七六

第四節 國家獨占資本主義への前進……………一八〇

第三部 「二重の帝國主義」……………一九五

第七章 天皇制と國家獨占資本主義……………一九六

第一節 「日本ファッシズム」論をめぐるつて……………一九六

 日本國家論争の成果……………一九六

 軍部獨裁と「日本ファッシズム」論……………一九八

「軍・封・帝國主義」論の偏向……………101

二重の帝國主義……………115

第二節 絶對主義と構造變動……………126

天皇制の物質的基礎と社會的基礎……………126

軍・封・帝國主義と戰時構造變化……………126

第三節 軍部獨裁の本質……………133

「日本ファシズム」の先驅……………133

軍閥暗闘の本質……………135

軍部獨裁とブルジョアジー……………137

第四部 民主民族戦線の客観的基礎……………131

第八章 世界民主革命と日本資本主義……………133

第一節 一般的危機の新局面……………133

危機の新段階……………133

社會主義と資本主義との力關係……………133

新民主主義國家の出現……………133

舊植民地の變化……………137

資本主義國における勞資の力關係の變化……………137

帝國主義と世界革命……………137

第二節 世界民主革命の政治・經濟的基礎……………137

政治的基礎……………137

經濟的基礎……………137

第三節 日本資本主義の現段階と民主民族戦線……………137

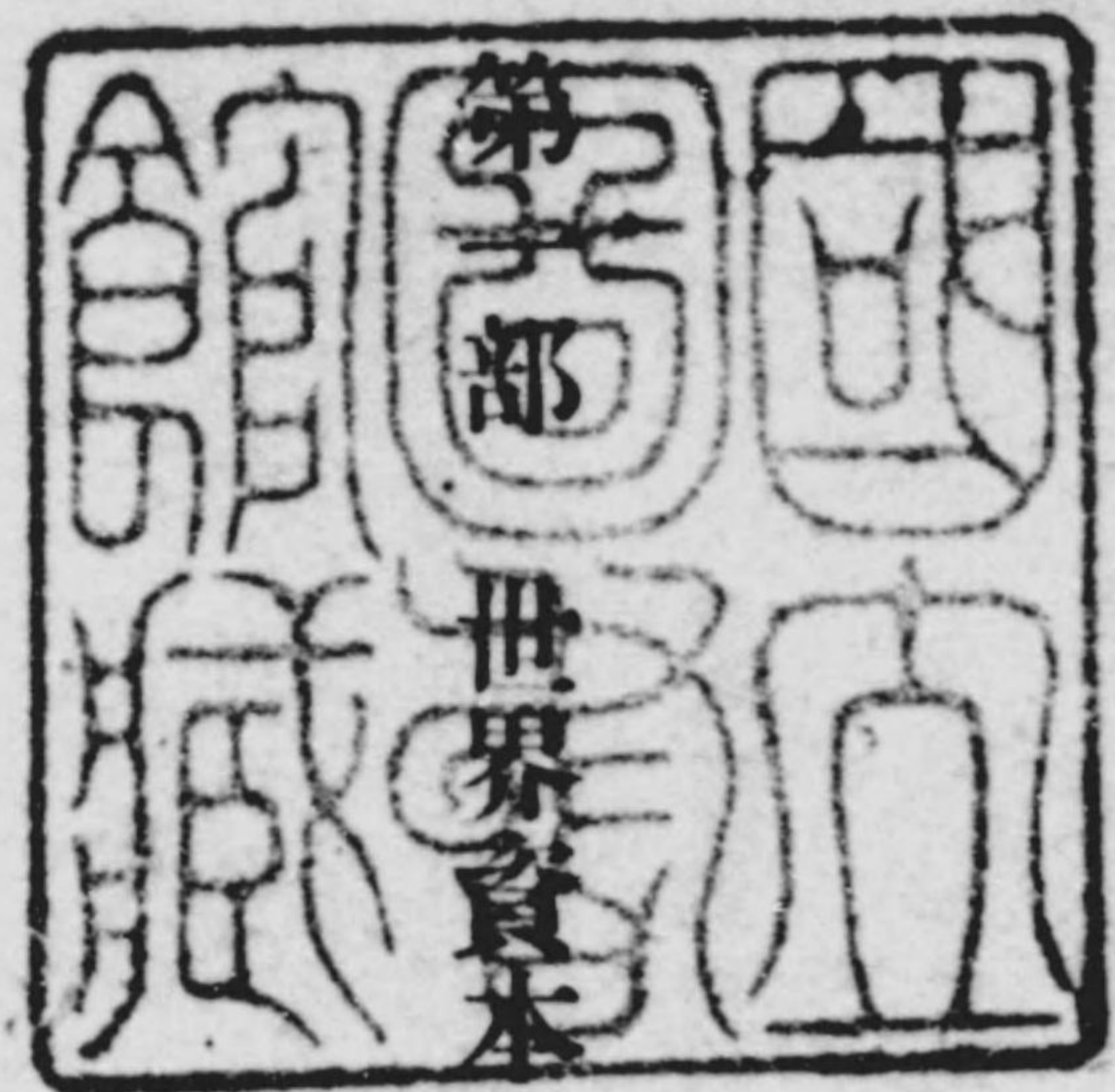
敗戦と日本帝國主義……………137

國家權力の變化……………137

經濟構造の變化……………137

年表……………137

日本國家獨占資本主義の構造



第一編 世界資本主義の一般的危機と日本資本主義

第一章 帝國主義と一般的危機

第一節 帝國主義の基本問題

資本主義の帝國主義への轉化

資本主義の發展は生産の集中と労働の社會化をおしすすめ、その根本矛盾——生産の社會的性質とその結果の資本家的占有との矛盾を激化せしめつつ國民經濟の指導的分野において獨占の形式をみちびき出す。この獨占の成立—支配はその新段階——帝國主義の時代を開扉するのである。

歐米、つぎにアジアにおける資本主義の最高段階としての帝國主義は、一八九八——一九一四年に完成してゐる。米西戦争（一八九八年）、ボア—戦争（一九〇〇——一九〇三年）、日露戦争（一九〇四——一九〇五年）および一九〇〇年のヨーロッパにおける經濟恐慌——これらは、世界史上の新時代の重要な歴史的標識である——とい

いわれている。

資本主義の帝國主義段階への發展は、資本主義にいかなる變化をもたらしたであろうか。それはまず第一に資本主義の自由競争を通じての發展が、大規模な獨占的結合を通じての發展に席をゆすつたことであり、第二に、資本主義の「平和的」膨張とその「自由なる」領域への發展とが、飛躍的な發展、すなわちすでに分割されてゐる世界の資本家諸群および諸國間の武力的闘争による再分割を通じての發展に代つたことであり、第三に、したがつて全體として上向線にそつて發展した「進歩的」資本主義が、全體として下向線にそつて發展しつ々ある「没落しつ々ある」「瀕死の資本主義」に席をゆすつたことにある。

ところで帝國主義を「瀕死の資本主義」であるといふのはいかなる理由にもとづくのか？ それは帝國主義が資本主義の矛盾を究極までおしすすめ、その社會主義への發展を必至不可缺なものとしてゐるからである。

すなわち、帝國主義は第一に、先進資本主義諸國における獨占體——銀行の癒着にもとづく金融資本の支配をうみだす。この金融資本の支配の結果としての金融寡頭政治の全能、帝國主義の基盤の一つとしての原料資源地への資本輸出、これらは獨占資本主義の「寄生的」性格をあらわにしめし、獨占體の壓制を苛烈なものとし、資本主義國內における労働者階級のたたかいを激發し、廣汎な大衆を革命へと向わしめずにはいない。第二に、これら諸國の植民地・從屬諸國にたいする資本輸出の増加、地球上のすべての土地への勢力範圍もしくは獨占的領有の擴大は、資本主義をごく少數の「先進」諸國による大多數の地球人口にたいする金融的隷屬および植民地壓制の世界的體制たらしめる。これは一方では個々の孤立的な國民經濟および民族的領土を世界經濟の一環に變

じ、他方では地球上の人口を二つの陣營に、——廣大な植民地・從屬諸國を搾取壓迫する極く少数の「先進諸國」とこの帝國主義的壓迫とから自らを解放するためにたたかわざるをえぬ大多數の植民地諸國とに分裂させる。そしてこのことは植民地・從屬諸國における革命的危機の激化——從屬民族の帝國主義にたいするたたかいをよびおこさずにはいけないのである。第三に、かかる「勢力範圍」および植民地の獨占的領有——世界分割の完了は、資本主義諸國の不均等な發展の結果、すでに植民地を占有する國々と、あらたに「分け前」をえようとする國々との間に世界再分割の鬭争を、すなわち帝國主義鬭争を招來する。これは帝國主義列強を相互に弱め、世界資本主義そのものを弱め、帝國主義打倒のためにたたかう、本國の労働者階級の鬭争と植民地における民族解放鬭争との結合を容易ならしめ、世界帝國主義にたいする世界革命をよびおこさずにはいけない。

以上のべた三つの矛盾こそ、帝國主義を「瀕死」の資本主義たらしめる理由であり、「帝國主義は社會主義革命の前夜である」(レーニン)という歸結の根據なのである。

これは一國の社會主義革命への諸條件を解明するにあつて、もはや一國の經濟狀態の分析という觀點にのみとらわれることは不十分となつたことを意味するものである。帝國主義の時代においては世界經濟という見地から世界史的觀點から世界經濟の全體制に革命の客觀的諸條件をもとめなければならぬ。すなわちこの段階においては、資本の個々の民族的戦線は、帝國主義の世界戦線へと擴大され、この帝國主義世界戦線に對立する世界革命をよびおこす。したがつてもはやこの時代においては個々の國の社會主義革命を問題にするのではなく、世界革命を問題にしなければならない。

それゆゑ個々の國における社會主義革命の勃發は、當該國の國內發展の結果としてのみ取扱われるものではなく、まず第一に世界帝國主義體制における矛盾の結果として、世界帝國主義戦線の鎖の切斷の結果としてとらえられるべきものとなる。

したがつて革命は第二インターナショナルの理論が主張したように、必ずしも生産力が發展している國とか、労働者が人口の大多數をしめている國、民主主義が盛えている國、におこるといふことはできない。「レーニン主義の諸問題」の著者はいう。

「資本の戦線は帝國主義の鎖の弱いところで切斷される。なぜというに、プロレタリア革命は、帝國主義世界戦線の鎖の弱いところで切斷された結果なのであつて、この場合、革命を起した國、資本主義という點では、まだ資本主義の枠内にある他のヨリ發達した國に比して、發達がおくれているといふことはありうる。」

だが、他方ことから、世界資本主義體制の崩壊は最も弱い國民經濟體制から、最もヨリ少く發展した國家資本主義體制から始まつた——という歸結をみちびきたことは出來ない。かかる資本主義が發達している國か、いない國かという形式論理に對しレーニンは「評註」において、「誤つてゐる、中位的に弱いものからである。資本主義のある一定の高さがなかつたら、わが國では何事も起らなかつたであろう」と批判した。すなわちレーニン主義は、革命の條件として最も高度に資本主義が成長をとけていなければならぬと一面的に主張する第二インターのドグマに對し、世界史的觀點から革命は帝國主義矛盾の結節點において、帝國主義の鎖のもつとも弱い一環においておこるものであることを指摘し、かつこのためにはある一定限度にまでの資本主義の發展を前提とす

ることを指摘するものである。

「本書においてわれわれがけしき變化をとけつつある日本資本主義の展望のために日本帝國主義を分析するにあたり、日本資本主義の「特質」からではなくて世界資本主義の一般的傾向から出發するのは、かかる意味においてである。」

帝國主義發展の不均等法則

われわれは帝國主義段階における世界資本主義體制の發展を追究するために、まず帝國主義の基本的、内在的發展法則としての不均等法則について、ふれておかねばならない。

不均等發展は、資本主義そのものの基本矛盾によつて、資本主義のあらゆる時代に内在的なものである。すなわち資本主義に固有な生産の無政府状態は不可避的に資本主義の個々の部門間の不斷の均衡の攪亂をよびおこす。

マルクスはかかる資本主義發展の不均等性を指摘し、これを資本主義の法則とみなしている。「もし資本主義的生产が全部面において同時的且つ均等的に發展しなければならなかつたなら、資本主義生産は一般に不可能であつたらう」(剩餘價值學說史 第二卷第二部)。

資本主義發展の不均等性は、社會的生產において、その二大部門たる生産手段生産部門(第一部門)と消費資料生産部門(第二部門)との發展の不均等のうちにするべく表現される。すなわち資本蓄積の進行は可變資本にたいする不變資本の比重を急速に増大させるが、これは社會的生產において、生産手段生産部門を消費資料生産部門

に比して急速に増大せしめる。この資本主義發展におけるあいことなる生産部門間の發展の不均等は、資本主義の敵對的矛盾をあざやかに表現する。すなわち第一部門の生産物と第二部門の生産物とは現物形態についてことなるだけでなく、その社會的使命についてもことなつてゐる。「生産手段は資本にしかかりえないが、消費資料は所得とならなければならぬ。すなわち労働者と資本家の消費に歸することを要する。前者は全く資本家の手に歸する。後者は資本家と労働者との間に配分される」、資本主義において生産手段生産が消費資料生産よりも急速に増大するということは、資本家階級に全面的に歸する社會的富の分前が、労働者の手から生産されながらも増大することを意味するのだ。かくのごとく第一部門と第二部門との不均等發展は資本主義の基本的矛盾たる生産の社會的性質と生産の結果の資本家的占有との間の矛盾の尖鋭化をしめすものだ。それと同時にこれは資本制に固有な生産と消費との矛盾の尖鋭化をあらわす。したがつてかかる不均等發展は社會的生產の不均等を強め、周期的な過剩生産恐慌をみちびく。

資本主義發展の不均等性は相互に、市場として役立つ相異なる工業生産部門の不均等を歸結し、したがつて他に比して一層發達した工業は國外市場をもとめなければならぬ。

だが資本主義の前帝國主義段階においては、すなわち資本の集中がまだ弱く、獨占的企業——特定の産業部門を支配する巨大な企業がまだ存在しなかつた時代においては、また自由貿易と平和的競争とによつてその植民地を擴大し、アフリカにおいて未だ占領されざる領域を獲得しえた時代においては、個々の産業部門の、個々の國の不均等な發展はその順序にしたがつて「進化的方法」(スターリン)によつて、飛躍なく、軍事的破局なしに

他の國々に追いつき追いつくことが可能であつた。

當時「資本主義はヨーロッパの先進諸國において封建制度を完全に克服し、且つ比較的、きわめて靜かに且つ容易に發展することができ、いまだ占領されざる土地と、いまだ終局的に資本主義の渦中に引込まれていない國々の廣大な領域との上に『平和的』に擴張して行つた。」

しかるに帝國主義の時代においてはこの發展法則は特殊な力と鋭さとを獲得し、ここでは「決定的意義」(スターリン)をおびるにいたる。ではかかる帝國主義の下におけるこの法則の本質的變化はいつたい何にもとずくのであるか。

帝國主義下における發展の不均等性の法則の質的變化は、その獨占的性質に根ざし、それは獨占のすべての基本的形態と組織的に結びついている。すなわち生産の巨大な集積にもとずく成長する獨占體(カルテル、シンヂケートおよびトラスト)は集積された資本の莫大な力を所有している。これらの諸企業は、巨大な利潤を取得して、最も完成された生産形態を使用し、かつすばらしく發達した最高の技術を利用することができる。それらはまた原料および販賣市場のための競争においてもつとも有利である。プロレタリアートにたいする強度な搾取を展開し、かつヨリ微力な競争者—アウトサイダーを犠牲として發展しつつ、それらは莫大な利潤を蓄積し、じたがつてすみやかなテムボで發展し、かつこれがために以前それらを追い越した競争者に急速に追いつくことができる。かかる獨占の結成による不均等發展の激化は銀行獨占によつて助長される。すなわちそれと連結された企業家の産業に關心をもちつつ、銀行はかれらに無制限な資本投下の可能性を開く。「數十億を有する大銀行企業は、

以前とは絶対に比較にならぬ手段によつて、技術的進歩をおしすすめる」(レーニン)のである。

以前にはあるおくれた部門または國々がそれを追い越したものに追いつくことはきわめて困難であつた。しかし技術の最大の發展、獨占と銀行との合生による金融資本の支配の下にあつてはもつとも進んだ部門または國々の水準に追いつき、追い越すことは著しく容易となる。「諸問題」の著者はいう。「技術の比類なき發展と資本主義諸國の發展テムボの増大してゆく平均化とは、ある國々の他の諸國による飛躍的な急激な凌駕と、比較的微力ではあるが、しかし急速に發展しつつある國々のヨリ強力な國々にたいする放逐の可能性をつくり出し、且つそれを容易ならしめた。」

獨占の形成は各産業部門間の、第一部門と第二部門との、農業と工業との不均等發展を激化する。「カルテルが恐慌を除去するということは、資本主義をいかなる代價をはらつても辯護しようとするブルジョア經濟學者のおとぎばなしである。それどころか二三の産業部門において成立する獨占は、總體的にみた全資本家的生産に固有な混沌性を濃厚にし、且つ激化する。資本主義一般の特色をなすところの農業の發展と工業との間の不均衡がさらにはなはだしくなる。」(帝國主義論四〇頁)それは第一部門と第二部門との不均等發展を激化する。すなわち「人口の大部分がやつと露命をつなぎ、農業の全發展が絶望的に工業のそれに立おくれ、そして工業においては『重工業』がすべてをしぼりとる」(同上 五三頁)という事態を現出する。

すでにみた獨占の成長のもとにおける不均等法則の作用の激化は、さらに獨占資本主義の寄生的性質によつて強化される。獨占は「不可避免的に停滞および頽廢への傾向」を生ぜしめる。たとえ一時的にもせよ獨占價格の設

定は、ある程度まで技術的進歩を阻止し、その他すべての發展運動を停滞せしめるのである。もとより資本主義下の獨占は、決して世界市場における自由競争を完全にかつ長期間にわたつて排除することはできない。また技術的改良によつて生産費を低下させ、且つ利潤を増加するといふ可能性は、改革をうながす作用をする。だが「獨占によつて特有な停滞および頹廢への傾向は依然として作用し、且つ、個々の産業部門においては、個々の國においては、一定の期間においては、他の傾向に打勝つのである」(帝國主義論 一三三―三四頁)。

すなわち個々の産業部門、個々の國は一方では急激な飛躍的發展をとげるにもかかわらず、他方においては頹廢的傾向が作用し、全體として頹廢への傾向がみずからをならぬのである。これは不均等發展を強めずにはない。「この頹廢的傾向は資本主義の急速な發展を不可能ならしめると考えることはあやまりであろう。全くそうではなくて、個々の産業部門、個々のブルジョア層、および個々の國は帝國主義の時代においては、多かれ少かれ強くかかる傾向のどれかをましているのである。大體からいつて資本主義は以前よりも著しく發達しているが、この發達は一般的にますます不均等となり、しかもこの不均等は、とくに最も資本力にとむ個々の國(例、イギリス)の頹廢にあらわれるのである」(帝國主義論 一七七頁)。

さらにわれわれは帝國主義下における發展の不均等法則の作用の強化と激化とが、それに内在する發展の均等化傾向と結びついていることをみる。すなわち獨占は後進資本主義諸國の速められた發展の可能性を最高水準に達している國に追いつき追いつくための可能性をつくりだす。たしかに帝國主義の下においては資本主義諸國の發展水準における相違は減少し、平均化への傾向は増大する。ここからトロツキーはこの平均化傾向を不均等發

展法則に對立せしめそこから不均等法則の激化ではなく弱化的傾向を主張した。だが、はたしてこの平均化傾向と不均等法則とは對立し矛盾するものであろうか。「諸問題」の著者はいう。「否、矛盾しない。反對に平均化は帝國主義下における發展の不均等法則の作用の激化を可能ならしめる背景である」(K・I第七回執行委員會議報告)。

すなわちその經濟的水準においておこなわれている資本主義國が若干の時日の後に以前それを追いついていた國々に追いつくならば(平均化)、これはこの後進國が先進國に比してヨリ急速な、テムボで發展することによつて(不均等)はじめて可能であつたわけである。しかかつて平均化は發展の不均等性の異つた表現なのであり、帝國主義下の平均化傾向は正に發展の不均等性の強化によつておこなわれるのである。すなわち「平均化は帝國主義時代における發展の不均等の強化に對する諸條件の一つ」(スターリン)である。

かかる帝國主義下における獨占の成長に基因する不均等發展法則の飛躍的作用は、原料資源、販賣市場、世界の領土的分割およびその再分割のための鬭争激化と内面的連繫をもつ。

「獨占的企業の發生と生長とは、以前の自由競争を不可能ならしめる。地球表面の分割の完了は植民地並に勢力範圍の再分割のために、平和的擴張から武裝的鬭争への轉移を強制しつつその基礎を根底からうつしかえるのである。」

すなわち帝國主義の時代においてはすでに世界は「資本に應じて」「實力に應じて」分割されつくしている。「これ以外の分割方法は商品生産および資本主義の下では存在しえない。」しかもその實力は經濟的および政治的發展とともに變化し、かつその發展はこの段階では飛躍的である。かくして帝國主義の段階においては、す

世界分割が完了している時代においては、發展の不均等性は資本主義諸國を不可避的に世界分割のためのた

かに向わしめるのである。

十九世紀の中頃、イギリスはその發展水準において獨占的地位をしめていた。だが當時發展水準の點においてイギリスよりはるかおくられていた若き資本主義國——ドイツ、アメリカは、その發展テムポにおいてイギリスを凌駕した。その結果十九世紀の四四半期にはイギリスの獨占は破碎された。しかしおよそ十九世

第1表 主要資本主義國の世界工業における地位

世界工業ニ オケル地位	1860年	1870年	1880年	1900年	1900年 —1913年
第一位	イギリス	イギリス	アメリカ	アメリカ	アメリカ
第二位	フランス	アメリカ	イギリス	イギリス	ドイツ
第三位	アメリカ	フランス	ドイツ	ドイツ	イギリス
第四位	ドイツ	ドイツ	フランス	フランス	フランス

* ヴアルガ 世界經濟恐慌史 第一卷 第一部 邦譯 27頁

第2表 工業生産の發展テムポ (1913年=100)

年代	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	世界
1860年	34	26	14	8	14
1870年	44	34	18	11	19
1880年	53	43	25	17	39
1890年	62	56	40	39	43
1900年	79	66	65	54	60
1913年	100	100	100	100	100

* ヴアルガ 世界經濟恐慌史 第一卷 第一部 邦譯 26頁

紀末までは、ドイツは比較的「平和的に」かつ「進化的」に、大なる軍事的衝突なしにイギリスに追いつき、當時何人にも占領されていなかった莫大な領土を擴張することができた。だが二十世紀の初頭、帝國主義の時代に入るやこの情勢は根本的に變化した。すなわち國々の發展の不均等性は極度に強められ、しかも世界は分割されつくしてしまつてゐる。資本主義の基礎の上では戦争以外に、一方では生産力の發展および資本の蓄積と、他方では植民地の分割および金融資本の「勢力範囲」との不調和を解決する方法はありえない。全連邦黨小史はいう。「十九世紀の末葉において地球の全地域は資本主義國家間に分割せられてしまつてゐた。のみならず帝國主義時代における資本主義の發展は極めて不均等かつ飛躍的である。すなわち早くから一流の地位を占めてゐる一國にあつては、その産業の發展は比較的ゆるやかであるが、以前立ちおくれた他の國家は急速な跳躍をもつてこれに追いつき追い越す有様である。帝國主義諸國家の經濟的及び軍事的勢力の相互關係は變化してきた。世界再分割の氣運もあらわれてきた。世界再分割のための闘争に帝國主義戦争を不可避なものとした。一九一四年の戦争は世界の勢力範囲の再分割のための闘争であつた。」(黨史 二二二頁)

以上、われわれは帝國主義時代における發展の不均等法則とは、他の諸國に比してある國々の飛躍的な急激な發展、ある國々の他の諸國による世界市場からの急激な放逐を、またすでに分割された世界の武力的闘争と武力的激變との方法による定期的再分配を、帝國主義の陣営内における闘争の激化を、したがつて世界資本主義戦線の弱化を意味するのであることを見た。それ故、この法則は直接この戦線の個々の國におけるプロレタリアートによる破壊の可能性を、個々の國における社會主義勝利の可能性をみちびきます。レーニンはいふ。「經濟的お

よび政治的發展の不均等はうたがひもなく資本主義の絶對的法則である。このことより當然社會主義の勝利はまず最初に、二三の、若しくは一つの資本主義國においてすら可能であるといふことになる」(ヨーロッパ連邦の標語について)。

第二節 資本主義の一般的危機

資本主義の一般的危機

1 第一次世界大戦——資本主義の一般的危機の開始

帝國主義發展の極度な不均等性の歸結である第一次大戦を劃期として世界資本主義は一般的危機に直面する事となつた。これは上昇期を経て極盛期をすぎた世界資本主義體制がいまやその歴史的使命をはたし終え、没落の時期に入り、その諸矛盾を全世界いたるところにおいて露呈しつつ、不可避的に革命の諸條件をつくり出してゆく革命的危機の時代に入つたことを意味する。

これは第一次大戦中世界資本主義體制のもつとも弱き一環であるロシアにおいて、労働者階級の權力掌握の下に社會主義の建設が開始されたことを直接の契機とする。ロシア革命は世界革命の發端および支點となつた。

十月革命によつて「地球は、二つの體制の二つの支配領域に、激しい闘いにおいて相對立する二つの世界——滅亡しつつある資本主義の舊世界と、ソ同盟における興隆しつつある社會主義の新世界」(アドラツキ)とに分裂した。十月革命によつて地球の六分の一をしめる廣大な領域が世界資本主義體制から離脱して行つたことは、世界帝國主義の基礎を時々刻々ゆるがしてゆき資本主義體制の腐朽化を早めずにはおかない。

すなわち大戦はソ同盟の脱落によつて世界資本主義發展の不均等性のヨリ一層の強化をもたらすこととなつた。また世界再分割のための戦争は二億五千萬の敗戦國の人口を植民地のそれに等しい地位においた。レーニンはいふ。「ヴェルサイユ條約によつてこれら進歩した民族は、植民地的隷屬、貧困、飢餓、荒廢および無力の状態を強制された。なぜならこの條約はかれらを世代を通じてしぼりつけてしまい、文化民族のかつて經驗したことの無い状態においた」(第三インターナショナルの成立)。他方戦争によつて利益をえた諸國家は——すなわち以前には大債務國であつたが、今やどの國に對しても債權國となつたアメリカ、ヨーロッパの戦亂の圏外に立ち、アジア大陸にその勢力を伸張して莫大な利益をおさめた日本、これらの國々につづいてイギリスなどである。

かくしてわれわれはここから五億の人口を占める國が約十億の植民地および半植民地の人口を收奪するという世界像は大戦の結果大いなる變化をとげたことをみる。すなわち壓迫されている植民地およびベルシヤ・トルコ・中國のような半植民地、ならびに敗戦國の人口はいまや十二億五千萬にのぼるにたいし、これら國々を支配する諸國の人口はもはや二億五千萬を出でない。世界人口のかくのごとき分割から金融資本による搾取はいまや四倍になつたことは自明である。この世界像から世界資本主義の不均等發展がいかに強められ、革命をもたらすべ

ての資本主義的——帝國主義的な根本的對立、第二インターにたいするはげしき鬭争にみちびいた労働運動における根本的對立がいかに激化したかを豫測することができよう。ヨーロッパは今や革命的情勢に當面する。

かかる革命的情勢のうちに戦後資本主義は「生産、商業および金融の領域における渾沌」をもつて特徴づけられる第一期を經過する。生産は一九一九——二〇年における戦後の活況のち、二年の恐慌によつて戦前の水準よりもいちじるしく低下する。金融ブルジョアはインフレーションによる大衆の收奪と資本家の合理化によつてこの危機を切ぬけようとする。二三年のドイツの本位貨安定と二一——二三年におけるソ同盟以外の國際プロレタリアートの敗北は、戦後資本主義の第一期を克服せしめ、ここに、資本主義の相對的安定の時期を到來せしめる（第二期）。

2 資本主義の相對的「安定」

資本主義は帝國主義戦争直後における最初の世界的な大衆的革命攻勢にもちこたえることが出来た。ドイツをはじめヨーロッパ諸國の革命運動は制壓された。第二インターナショナルに屬する改良主義的社會民主黨の指導者たちは、ブルジョアジーを助けて、民衆の鬭争を分裂させ、日和見主義的言辭をもつて革命の力を殺ぐことに努めた。革命的情勢は一時退潮する。この安定期において、資本主義は第一期の混沌からのがれ、一般に生産と流通とを戦前の水準へと向上せしめた。資本主義のこの「安定」とならんでソ同盟の社會主義もまた安定した。すなわちソ同盟はその政治的・經濟的勢力の發展によつて、西歐における革命の後退にもかかわらず、國際的地

位は一路上昇をたどつたのである。かくしてここに社會主義世界と資本主義世界との間に一時的な勢力の均衡が成立したのである。すなわちこの二つの體制の「平和的共存」の基礎は、一に世界資本主義の内部的脆弱と無力であり、他方、一般的には世界的な革命的勢力の成長と、特殊的にはソ同盟の成長であつた。だがこの二つの體制の安定は本質的にことなれるものである。すなわち資本主義の「安定」は一時的・相對的なものにすぎぬに對し、社會主義の安定は社會發展の法則に立脚し、ますますその強固な確立へと進む安定であつた。

では資本主義のこの「安定」が一時的・相對的なものにすぎぬというのはいかなる理由にもとづくのであろうか。それは全世界情勢を支配する資本主義の克服し難き諸對立のうちにある。この諸對立とは、第一、資本主義諸國における資本家階級と労働者階級との對立、第二、帝國主義と植民地・隷屬國における解放運動との對立、第三、帝國主義戦争における戦勝國と戦敗國との對立、第四、戦勝國自身相互の對立、第五、ソ同盟と全體としての資本主義諸國との間の對立である。

(一) 資本主義諸國における資本家階級と労働者階級との對立。

「安定」期への過程において資本主義諸國においては、資本の集積および集中過程はことに激しい力を以つて進行した。金融資本の支配は獨占の成長と幾十萬の中小資本家の破産と零落の結果、ヨリ強化された。獨占資本家は資本家の合理化によつて、しかも勞賃の低下という條件のもとで労働強化を遂行し、尨大な超過利潤を獲取せんとする。だがこれは、無制限な生産擴大と社會の消費力とのあいだの矛盾を激成し、もはや尨大な生産設備は生産制限により空しく横たわる（固定資本の慢性的過剩）。さらに流通部面においては、貨幣形態において蓄積

された資本は容易に生産に使用される可能性を失い、貸付資本の慢性的「過剰」の形をとる。一方の側におけるかかる資本の「過剰」は他方の側における尤大な労働者人口の慢性的「過剰」に照應する（構成的失業）。かかる戦後資本主義に特有なそのもつとも好況な時期においてすら就業しえぬ慢性的失業者群は、資本家階級にとつて、就業労働者の労働強化、賃銀低下、搾取増強のための条件として利用される。さらに、ヨーロッパ諸国においてこの安定がアメリカ資本の援助によつて成立しているという事情、したがつて資本主義世界の金融的権力の中心點がヨーロッパを去つたという事實は自ら植民地・従属諸國を搾取しつづけているイギリスを別としてヨーロッパ諸國が利子と債務とを支拂うために、これら一切の負擔を租税の加重という形で民衆に轉化することになり、労働者階級の狀態をヨリ一層劣悪なものとする。一九一三年から二四年にかけてイギリスにおいては租税負擔が國民所得の一〇％から二三％へ、フランスでは一三％から二一％へ、イタリアでは一三％から一九％に上つている。ここに世界資本主義における、就中ヨーロッパにおける労働者階級の革命化が必至であることがしめされている。

(二) 帝國主義と植民地・隷屬諸國における解放運動との對立。

かくのごとく巨大な債務をおうヨーロッパ帝國主義諸國の狀態、それによつてひきおこされる革命的危機の持續はこれら諸國の植民地および隷屬諸國に對する搾取のより一層の強化、および大衆の生活狀態の極度の劣悪化をもたらし。しかし戦時および戦後に著しくなつた植民地における工業とプロレタリアートの生長と發展、一般的には文化水準の向上と、特殊的には土着インテリゲンチヤの生長とはかかる強烈な搾取に當面して民族的

革命運動の昂揚をもたらしにはいない。インド・中國における民族的・革命的運動においてはプロレタリアートの役割はきわめて増大する。(イギリス帝國主義に對するインド及びエヂプトの解放闘争。フランス帝國主義に對するシリアおよびモロッコの解放戦争。米・日・英帝國主義に對する中國の動亂。) この革命的運動は一步一步強大となり、すでに帝國主義に對する明確な、直接闘争という形をとりはじめている。(モロッコ・シリア・中國)

かくのごとく資本主義諸國の「安定」に對し、この對立の領域においてはいかなる安定もみうけられない。これから本國における「安定」はじつは植民地の動亂の結果としてえられた「安定」にすぎないことが理解される。

(三) 戰勝國と戰敗國との對立。

帝國主義諸國間の對立も激化する。ヴェルサイユ條約後世界は戰勝國と戰敗國との二つの陣營に分裂し、戰勝國は戰敗國を占領政策（ルール占領）、ついで金融的搾取（ドーズ案）によつて支配し、さらにロカルノ會議によつてこの體制を保持せんとする。その結果ドイツ民衆は二重の壓迫——ドイツ・プロレタリアートに對するドイツ・ブルジョアジーの壓迫と、全民衆にたいする外國資本の壓迫のもとにおかれることとなつた。だがこれはドイツブルジョアジーが一切の負擔をプロレタリアートに轉嫁しつつ、自國の産業水準を回復し「陽の當る場所」を要求することを何らさまたげるものではない。

(四) 戰勝國における對立。

戰勝國と戰敗國との矛盾とともに、他方戰勝國相互間においても對立は存在する。戦後アメリカならびに日本

においては生産力増大のテムボはいちぢるしく、これにたいし古き先進資本主義諸國、就中イギリスの發展テムボはもはや微々たるものにすぎなかつた。戰勝國相互のかかる不均等發展はこれら諸國間の矛盾を激化せずにはない。(石油問題をめぐる米・日・英との對立、ヨーロッパ大陸における覇權、シリアおよびモロッコをめぐる英・佛との對立、中國・太平洋における日と米英との對立)。

(五) 資本主義と社會主義との對立。

以上のべたように資本主義諸國內における階級對立、帝國主義國と植民地との對立の激化、さらに全體としての世界資本主義國の陣營内における分裂——戰勝國と戰敗國との鬭争、戰勝國相互間の鬭争の存在は資本主義の安定は永續化しえぬことをしめしている。之に對して社會主義の陣營内においては堅實性と帝國主義に對する統一が支配している。

かかる對立關係の存在およびその不可避な激化の傾向こそ資本主義の「安定」の一時的・相對的なものにすぎぬ理由である。

これはこの「安定」期における各國資本主義發展の極度の不均等性のうちに表現されている。すなわち世界資本主義發展テムボは全體として緩慢化している。ここに帝國主義が「下向線にそつて發展する資本主義」たることが明確にしめされている。だがこれら全體としての發展テムボの緩慢化にもかかわらず各資本主義國の發展テムボは極めて不均等である。すなわち戰勝帝國主義國への、就中最大強國への尤大な富の集中、世界大戰における相ことなれる各國の參加程度、等はこの不均等を強める。すなわち一方ではアメリカ・日本のかなり急速な發

展がみられたにもかかわらず、他方イギリスは立おくれ、——停滯の傾向をしめし、又、ドイツ復興は進展しつつある。さらに資本主義列強諸國における各部門發展の不均等はきわめていちぢるしい。すなわち石油・銑鐵等の生産においては成長の緩慢化がみられた、石炭、綿業等の生産には沈滞なしい腐朽化への傾向がみられるにたいし、人絹、自動車、銅等の生産部門においては急速な成長がみられる。そしてこれら生産部門全體としてみれば第一部門の第二部門に對する不均等はきわめて強められており、また工業と農業との不均等はいちぢるしくなつてゐる。(慢性的農業恐慌)かかる發展の不均等法則の激化は帝國主義列強間の矛盾を激化せしめずにはおかない。

レーニン主義の諸問題の著者はいう。「まさにこの資本主義の安定、生産の増加、貿易の増大、技術の進歩と生産性の増強があり、しかも同時に、世界市場およびその地盤、ならびに帝國主義の各勢力範圍が依然として大なり小なり固定不變であるという——まさにかくのごとき情勢から世界資本主義のもつとも尖鋭な危機が生れ、新たな戰爭をひきおこし、いかなる安定の存立もあやうくするのである。」世界資本主義の發展——一九二九年大恐慌の開始はこのテーゼの正當なことを立證した。

一般的危機と世界恐慌

一般的危機の進行とともに一九二九年爆發した世界恐慌は約三年間つづいた。この間世界の工業生産指數は一九三二年來においてアメリカ五三%、英國八三%、ドイツ五九%、フランス六九%、日本九八%に低下し、これ

にたいし、ソ同盟においては約二倍に増大した。

すなわちこの時期は、資本主義世界においては急激な経済的没落——工業においても農業においても増大する経済恐慌——への、社会主義世界においてはあたらしい一層重大な経済的昂揚の方向——工業においても農業においても社会主義建設の増大する昂揚——への轉換を意味した。この恐慌の結果、二千四百萬人の失業者が飢餓と貧困と苦難とにさらされ數千萬の農民が農業恐慌に苦しんだ。しかも注意すべきはこの恐慌の一般的性質にもかかわらず、それは不均等に發展し、時をことにし力をことにして、異なる國々をおそろた點である。

この特殊な経済恐慌の特質は、第一、工業恐慌がすべての資本主義國に例外なくおよび、そのためある國が他の國の犠牲でやりくりすることを困難にしているという事實、第二、工業恐慌が例外なしにあらゆる農業國および半農業國に及んでいる農業恐慌とからみ合つており、これがまた工業恐慌に反作用をあたえているという事實、第三、農業恐慌のこの期間中における一層の進化、全農業部門への擴大、が工業製品に対する（トラクター、農業機械、肥料）需要を減退し、これが工業恐慌を一層持続的なものにしていくという事實、第四、工業を支配する獨占的カルテルが、高い獨占価格を維持せんとつとめるために、商品ストックの吸収を妨げるといふ事實、第五、工業恐慌が資本主義の一般的危機の條件のもとにおこつたということ、すなわち資本主義がもはや大國においても植民地や從屬諸國においても戦争と十月革命以前に持つていた強さと安定性をもちえず、またもち得ないときに、資本主義諸國の工業の慢性的な操短と何百萬という慢性的失業者群を恒常的に有しているときにおこつたという事實、によつて説明される。そして又これらの諸事情は、この恐慌が生産と商業の面だけにかぎられ

ず、信用制度、外國貿易、證券市場におよび各國または諸國間の社會的諸集團のあいだに確立していた傳統的諸關係を破壊してしまつたという事實を説明するものなのである。

だがこの恐慌の千古未曾有の深刻さと持続性にもかかわらず、資本主義はその内在的・経済的諸力の作用により就中労働者の犠牲において（合理化）、農民の犠牲において（食料・原料の低価格政策）、工業の地位を若干緩和することに成功した。とくに日本においては軍事景氣インフレーションが工業の若干立直りに大いなる刺戟をあたえたことが注目される。

だが資本主義の一般的危機の諸條件——工業の慢性的な操短、慢性的な大量失業、工業恐慌と農業恐慌との、かみ合い、多少とも本格的な固定資本の更新に向う傾向の阻害、等々の諸條件は、新たな上昇と繁榮とに向う道を完全に阻止している。資本主義は恐慌から、工業衰退の最低點から脱出はしたが、しかし新たな上向と繁榮とにすすむことはないという、——「特殊な不景氣」（スタージン）へ移行するのみであつた。

かかる激烈な世界経済恐慌の結果は世界資本主義の一般的危機の諸對立を激化する。帝國主義諸國間の、販賣市場、原料資源、資本輸出のため鬭争は露骨になり且つ激化されつつある。いまやいずれの資本主義國家も勢力範圍および植民地の古き分配には満足していない。恐慌は労働者階級に對するブルジョアジーの壓迫を強めることに成功し、資本家の合理化の新しい波、労働者階級の地位のヨリ一層の悪化、失業の増加、構成的失業者の擴張、賃銀の低下をおしすすめた。これらの諸事情は労働者階級の鬭争を激發せずにはおかない。労働者大衆のうちにおける社会民主主義的幻影はいまやその基礎をうしないつつあつたのである。

ここに獨占ブルジョアジーは、議會主義とブルジョア民主主義の最後の痕跡をも破壊し、ファシスト獨裁樹立の方法によつて労働者階級を壓迫しその銜後を強化しつつ、他方防禦力の弱い國の利益を犠牲とする植民地及勢力範圍の再分割戦争を開始することによつて血路を切り開こうとする。一九三二年日本帝國主義は滿洲占領、さらに中國、ソ同盟への侵略體制の準備、國際連盟からの脱退、をおこないこれによつて大平洋、極東をめぐる戦争の第一の根源を發生させ、また一九三三年ドイツ帝國主義はファシスト獨裁を樹立し、國際連盟より脱退し中歐に戦争のため第二の根源地を形成した。

大恐慌を経て一九三三年以降、資本主義諸國においては産業は若干の活況を呈し、生産指數は上昇した。しかしこの上向はもはや正常な上向と繁榮にまでは發展しないことは先述せるごとくである。しかも一九三七年の下半期には新たな經濟恐慌がニュー・デイルによつて恐慌をきりぬけたばかりのアメリカにおこり、ついでイギリス、フランスならびに若干の國々をとらえはじめ、かくして資本主義諸國は前恐慌による未曾有の荒廢から回復するよりさきにふたたび新恐慌に直面することとなつた。一九三三年の三千萬から三七七年の千四百萬に減少した資本主義諸國における失業者の數はふたたび千八百萬に増加した。

この新經濟恐慌の特質は——(一)前恐慌が若干の産業の繁榮のうちに開始されたに反し、繁榮なしに開始したことにある。したがつて前恐慌に比して現在の恐慌はより激烈にしてその克服はヨリ困難である。(二)この恐慌は平和の時期ではなく、第二次大戦の開始という時期におこつてゐる。諸列強は戦争經濟への再編成を開始しつつある。これは資本主義の前恐慌に比し自由な出口をより少ししかもちえないことを意味する。(三)と

の恐慌はいまのところ戦争經濟編成を完了せぬ、主として經濟的に強力な國々しかまきこんでいない。すなわち

第3表 各國生産財・消費財別生産指數
(1929年=100)

	1934	1935	1936	1937	1938	1939
アメリカ						
生産財	46.0	60.4	80.8	87.4	54.4	67.9
消費財	82.9	87.2	94.0	94.0	85.5	93.4
ドイツ						
生産財	77.3	106.7	116.6	127.5	143.8	146.6
消費財	92.0	92.6	100.4	108.2	113.8	122.3
フランス						
生産財	66.0	65.0	71.2	80.5	68.3	75.3
消費財	83.1	83.4	93.1	94.4	88.8	98.1
イギリス						
生産財	93.1	102.7	120.6	133.7	119.6	127.7
消費財	107.9	114.0	121.2	127.3	122.8	130.7
日本 (1930=100)					*	
生産財	163.0	194.7	218.4	262.2	290.6	
消費財	127.8	138.5	141.8	154.9	137.4	
イタリー						
生産財	80.8	99.2	107.7	113.0	117.0	119.7
消費財	75.7	83.1	78.2	91.4	92.9	98.5

* 1938年は1/4半期

東洋經濟年鑑 第25回ヨリ作成

第4表 各國工業生産指數
(1929年=100)

	1934	1935	1936	1937	1938	1939
アメリカ	66.4	75.6	88.2	92.4	72.3	98.0
イギリス	93.8	105.6	115.8	123.6	115.5	—
フランス	75.2	73.1	78.3	81.9	76.1	—
イタリア	80.0	93.8	87.5	99.6	93.0	—
ドイツ	79.8	94.0	106.3	117.2	126.2	—
日本	126.2	139.3	148.8	167.3	173.0	180.8
ソ同	238.3	293.4	332.3	424.0	477.0	—

東洋經濟年鑑 第25回ヨリ作成

とくに侵略的諸國たる日・獨・伊は戰時經濟を組織し、軍事工業を膨張させているため、いまだ過剰生産恐慌を経験していない。これは經濟的に強力な非侵略的諸國が恐慌状態から脱出しはじめるとき、日・獨・伊侵略諸國は戰争熱によつてこれらの全準備と原料とを使い果たし、恐慌に見まわれざるをえないことを意味する。なぜならこれら諸國における軍事工業の一方的擴張は國民所得を極度に制限し、國民經濟を恐慌に直面せしめるからである。

世界工業生産指數はつぎの諸點をしめす。(一)ソ同盟の無恐慌的發展と資本主義諸國の恐慌状態、(二)米・英・佛における新恐慌の開始、(三)日・伊における生産指數の下降傾向——恐慌への指向、(四)ドイツにおける同一傾向の豫想。

第二次大戦の原因と性格

帝國主義の不均等發展の激化は世界大戦の不可避なことをさししめす。ファシズム諸國、獨・伊および軍・封・

帝國主義が獨占資本主義體制の利害を代位補充しつつ支配する日本はいまや本格的にもつとも防禦力の弱い國を犠牲とする植民地および勢力範圍再分割戰爭を開始し、恐慌からの活路をもとめる。一九三五年イタリアのエチオピア征服、ドイツのヴェルサイユ平和條約廢棄、三六年スペインに對する獨・伊の干涉、三八年ドイツのオーストリア侵略——これらは獨・伊對英・佛の對立を激化せしめた。また三七年日本は中支に侵略し上海を占據した。これは英・米との對立を擴大、深化せしめた。

さらに一九三九年ナチス・ドイツのポーランド侵入は、英佛對獨間の戰爭を遂にひきおこし、これは一九四〇年春ドイツのノルウェー、デンマーク、オランダ、ベルギーそしてフランスへの侵略、さらに四一年ソ同盟への侵入、バルカン侵入によつて擴大され、同年一二日の太平洋戰爭の開始によつて戰爭は全世界をおおりに至つた。以上われわれは第二次大戦の原因は世界帝國主義の内在的矛盾にもとづくものであることを見た。だがわれわれはこの戰爭の原因と性格とを區別することを知らなければならぬ。すなわち第二次大戦はその性格において第一次大戦と本質的にちがっている。第一次大戦は双方の側において侵略的帝國主義戰爭であつた。だが第二次大戦はたんなる帝國主義戰爭ではなく、好戰的、侵略的、抑壓的な、軍・封・帝國主義支配下の日本、ファシズム獨・伊に對する祖國擁護、民主主義擁護の米・英・佛・ソ・中國その他の國々の反ファシスト解放戰爭であつた。すなわち一般的危機の諸矛盾の深化は——これにともなう資本主義國における勞働運動の昂揚と、植民地・從屬諸國における民族運動の發展とは、この戰爭の後者の側における解放的・民主的性格を基礎づけるものであつた。

スターリン首相は、この二つの陣營の二つのたたかひをつぎのように規定している。

「獨・伊同盟の行動方針は……人種的憎悪『選ばれた』民族の支配權掌握、他民族の征服ならびにその領土占領、被征服民族の經濟的奴隸化とその民族的財産の掠取、民主主義的自由の覆滅、いたるところにおけるヒトラ体制の樹立がその特徴である。

ソ・英・米聯合の行動方針は、人種的差別の撤廢、民族同權とその領土の不可侵、奴隸化された諸民族の解放とその主權の回復、各民族がそれぞれの欲するところに従つて自ら處する權利、苦難を受けた民族にたいする經濟的援助とその物質的福祉の増進にたいする協力、民主主義的自由の復興、ヒトラ体制の絶滅である。」(第二十五回革命記念日の演説)

それゆゑに前者三國の戰爭は、不正義な戰爭であり、後者の戰爭は正義の闘いなのであつた。

ここでわれわれは、反ファシズムのための、労働者階級を指導力とし農民・中小ブルジョア・インテリゲンチヤ等の廣汎な同盟である人民戦線について想起しよう。かかる人民戦線は、たんに國內的のみにでなく、それぞれの國々の意圖とは獨立に、社會主義國々同盟の努力によつて國際的にも結成されていることをのみがしてはならない。今次大戦における聯合國の勝利こそ「聯合國人民戦線」(スターリン)すなわち國際的規模の人民戦線の勝利なのであつた。

第二章 日本帝國主義の發展

第一節 日本帝國主義の基本矛盾

日露戰爭による勝利により、帝國主義の段階に突入した日本資本主義は、四十年代における國內市場の發展と、就中、歐洲大戦の勃發による米國の好況と、ヨーロッパ帝國主義諸國の東洋市場からの後退による國際市場の擴大によつて、急速な發展をとげた。だがしかしこの發展の過程は同時に戦後日本帝國主義の内在的矛盾の激化を準備する過程でもあつた。

日本帝國主義に内在する基本矛盾とはなにか。それは第一に權力と經濟構造との矛盾——天皇制とブルジョア日本との矛盾であり、第二に、日本資本主義構造の矛盾である。

われわれは戦後日本資本主義の矛盾の激化と深化とを追究するためにまずこの二つの矛盾についてみることにする。

維新改革における絶対主義は天皇制の勝利によつて、日本資本主義の発展のための道が切り開かれたという事情は、國民經濟のうちに、その經濟的基礎としての封建的諸關係の老大な残存をもたらし、これは國の資本主義發展の不均等を激化し、かつその急速な發展を澁滞せしめずにはおかない。だが資本主義の發展はいかなる権力といえども、これをおしとどめることはできない。ましてや絶対主義権力は「封建的生産様式の資本制的生産様式への轉化過程を溫室的に助長し、且つその過渡期を短縮」(資本論) することをその歴史的使命とする権力である。かくして天皇制絶対主義がブルジョア日本に君臨するという事態は、わが國民經濟の構造の基本矛盾をなかく未解決のままのこすこととなる構造における封建的要素の上に立ち、それ故にこれを維持しつつ、他方ブルジョアの進化に自己を適應せしめまたかえつてこれを上から促進せねばならぬ。

天皇制の存在は、かかる基本矛盾をいよいよ激化しそれとともにひきおこされる階級闘争を制壓しつつ、またこの矛盾を切ぬけるべく海外弱小國への侵略へと向わなければならぬ。かくて天皇制は構造的矛盾の激化とともに「軍事的封建的國主義」として發現するのである。

國民經濟における封建諸關係の老大な残存は資本主義進化を澁滞させるものであるとはいへ、これを完全に阻止するものではない。

むしろ逆にこれらの封建的諸關係は資本主義の發展に適應してのみ存続しうるものである。したがつて國のブルジョアの進化のすすむにしたがつて、天皇制権力の經濟的基礎は日々弱体化せしめられることになる。したが

つて相對的・獨自的な權力たる天皇制はブルジョア日本の發展にともない、その依據する階級を地主・ブルジョアからブルジョア・地主へと轉換してゆき、また上からその社會的基礎の培養・擴大につとめるのである。かくのごとく天皇制の存在は國の進化のすすむにしたがつて、その發展にとつて桎梏となる。その本質において封建的權力たる天皇制がそれとは歴史的性質をことにするブルジョア的なものにその基礎をもとめてゆくことは、まさしくこの矛盾の發現に外ならないのである。

日清戦争によつて、國民經濟の産業資本による統一をなしたけた「日本の軍・封・帝國主義は朝鮮および滿洲における日本の發展途上における主要な困難——ロシアの軍・封・帝國主義の抵抗の掃蕩という問題をもつとも尖鋭に提起した」(ジュエーフ)。だが日露戦争への過程においてわが資本主義は生産の集中と労働の社會化との進展によつて、國民經濟内部における老大な封建的・殘存物にもかかわらず獨占資本主義への傾向をしめし、かつそれに轉化する。すなわちわが國民經濟は「最新の資本主義的帝國主義がいわば前資本主義的諸關係のとくに緻密な網によつてからまれていた」(クーシネン) という構造へと發展する。もとよりこの「資本の集中の一面——金融資本——だけをとらえ、そしてそこから出發し、この契機だけに立脚し」軍・封・帝國主義の相對的獨自性を無視し、その支配を直接上層階級の支配に解消し、金融寡頭の支配——ブルジョア帝國主義化を主張することはゆるされない。すなわち、わが軍・封・帝國主義は高度に發展してゆく國民經濟の中にその經濟的基礎を依然として維持し、權力機構内におけるヘゲモニーを固持しその優勢をたもつ。もとより軍・封・帝國主義の相對的獨自性を絕對的獨立性に高めることはできない。經濟構造における帝國主義の成立、その國民經濟への支配は、

當然ブルジョアジーの力を権力に反映せざるをえず、軍・封・帝國主義はその政策においてますますブルジョアのたらざるをえない。かくして日露戦争を契機として、わが軍・封・帝國主義は「軍事勢力の獨占、果しなき領土の獨占、もしくは他民族中國その他を掠奪する特殊の便宜の獨占が近代金融資本の獨占を一部は補足し、一部は代位している」(レーニン)という異質の社會を代表する軍・封・帝國主義と近代的帝國主義との融合たる二重の帝國主義となつた。これはまさしくわが國社會における絶對主義と資本主義との同時存在という矛盾のより擴大された、より深刻な様相をしめすものである。

2 日本資本主義の構造——基本矛盾

天皇制の君臨するブルジョア日本の經濟構造は明治二十年代において、

- (1) 自然經濟。(2) 寄生地主的土地所有にもとづく半隷農制的小作制度。(3) 單純商品經濟。(4) 私的資本主義、(5) 國家資本主義の五つの經濟制度より構成され資本主義による統一が日清戦争を契機として完全に確立された。したがつてこの構造の基本矛盾は工業における先進的諸形態たる大工業(資本主義)と農業における半中世的制度(小作制度)との同時存在として形成される。だがかかる基本矛盾は、わが國民經濟の發展方向が工業はいうまでもなく、農業においてもたゞ資本主義への一途しかないかぎり、資本主義發展にもなつて、その發展のため障礙となりこの矛盾を激化し、階級闘争を激發せざるをえない。かかる基本矛盾の解決はいうまでもなく封建的諸關係——その支柱たり權化たる封建的土地所有の——ならびに絶對主義天皇制の革命による清掃によつてのみはじめて可能となる。それ故天皇制による下からの階級闘争の制壓、これらの矛盾の維持存続は、ただ外への侵略、その勝利によつてのみこの解決を一時的に延引されることとなる。

かかる資本主義の構造は資本主義發展テムポの極度な不均等——それは工業と農業との、生産手段生産部門と消費手段生産部門との、巨大工場と零細工場との、民間企業と國家企業との發展の不均等——を激化するとともに、また國民經濟の低水準を結果する。かかる構造は直接生産者にとつても苦しみ多き發展の道をしいるものである。すなわち、それは農業における資本主義進化をユニケル的な遅々たるテムポのものとし、農村を小作制度の支配下におき農民の状態を劣悪なものとする。それはまた工業においても、資本が分散的に生産者を支配しかれらるる事實上の賃労働者化するという、長時間労働とチープ・レーバールとを特徴とする。「最大の搾取に加ふるに労働者解放のための闘争に最少の可能性をもつてする最悪の資本主義制度」(レーニン)たる家内大生産を普及させ、プロレタリアートの地位を劣悪化することとなつた。

かかる内部構造によつて規定された日本資本主義は日清戦争後、産業資本による支配から日露戦争をへて金融資本の支配へと發展する。すなわち、この期における資本主義の發展テムポはわが資本主義の歴史を通じて最大の時期であり、この内在的な資本主義の發展の開花は國家資本の比重低下、産業構成の高度化のうちにもつとも端的な表現を見出している。かかる發展過程のうちには資本の集中もまた進展し、獨占への傾向は顯著となる。大工業の發展とともに、四十年以降農民階級分解にもとづく國內市場の展開にそく應じて三十年代において資本制家内労働として資本の下に編成を完了された小工業者の階級分解——一部業者の機械と電動機の導入にもとづく中小工場への推轉——小ブルジョアの産業資本への轉化への傾向が廣汎に展開された。だが獨占支配の進行

はかかる産業資本への上向をしめす小ブルジョアを優勢な地方土着商業資本をエーヂェントとして、制縛し、下請工場として編成してゆく。かかる全国にわたつて展開された小ブルジョアの上向傾向——資本制家内労働の下請工業への推轉は、また逆に農民層の分解を促進し、そのプロレタリア化をおしすすめる。かくして、農業における資本主義の發展もこの段階においては明瞭に看取される。それは就中畜産業——養蠶(明四三——大三平均一〇〇として大八の桑作付面積一六・一、繭産額一六六・二、養鶏(同上基準指数、飼養戸數一〇三・八、羽數二二五・一、産卵數一四四・五)、養豚(同上頭數一五三・七)、商業的作物——びわ、なし、ねぎ、はつか、きうり、すいか等の躍進と、自給的色彩多き作物及び技術的加工品——大麻、和紙、製茶、生糸、小麦粉——の衰頹のうちに、また購入肥料、就中化學肥料、農業電動機の使用、農業プロレタリアートの急増のうちにその端的な表現をみせている。かかる農業資本主義の發展傾向はすでに明治四十年代からみられたところであり、それは封建的土地所有の矛盾を激成し、これより慢性的な農業危機を現出せしめた。

かくのごとき一方の側では工業の大躍進——獨占の成長にたいし、農業の徹底的立おくれはこの段階においてはますます顯著なものとなり、かつまた農業における資本主義の發展は、この構造の基本矛盾の激化を必至たらしめずにはおかない。

第二節 世界資本主義の一般的危機と日本帝國主義

一般的危機と「二重の帝國主義」

第一次大戦の経過のうちに、日本資本主義は世界資本主義のうち最大のテムポをもつて發展した。この急速な發展は、國內において發展の不均等をつよめ、構造の基本矛盾を激化させずにはおかない。すなわち、戦争の終結は國內市場をせばめ、廣大な國際市場を喪失せしめることによつて、この矛盾を、白日の下に暴露する。かくして日本資本主義は大正九年大恐慌に突入する。ブルジョアジーはこの恐慌を國家資本の負擔と、インフレーションによる大衆への負擔轉嫁によつてなくすそうとする。だが戦争中における高度な發展にもとづく構造の基本矛盾の激化は、日本資本主義を恐慌から恐慌(大正九年大恐慌、震災恐慌、金融恐慌)へとよるめかしめ、プロレタリアート、農民の闘争を激發する。「二重の帝國主義」はこの革命的成熟にたいして、國內的矛盾の解決を外に武力の發動による對外侵略(治安維持法)にもとめたのであつた。

國內的矛盾の激化に當面する「二重の帝國主義」の對外侵略は革命のさなかにあるロシアの邊境、シベリア出兵にはじまる。だがこれは莫大な犠牲にもかかわらず、ロシア革命の力によつて驅逐されてしまつた。かくして侵略への鋒先は中國へむけられるが、これは日、米間の利害の對立を引き起し、かつこの對立はイギリスによる日英同盟の廢棄によつていちぢるしく日本に不利となる。すなわち、當時プロレタリアートの闘争の激化によつて革命的危機に當面せる英國は、米國資本の援助と、さらに日本によつて奪われた極東市場の回復のために、一般的危機の諸矛盾の一をなす米國とその基本的對立の激化にもかかわらず、世界體制としての帝國主義の安定の

ために、極東においては米國の側に立つた。かくのごとく、國際プロレタリアートの壓力と帝國主義諸國間の對立とはかつてのように日本帝國主義の侵略をゆるさない。世界資本主義は、一九二三年末において相對的安定期に入る。日本帝國主義は前述の諸對立のために、國內的には革命的運動を彈壓（治安維持法）をおこなう一方、立憲君主制的諸政策（普通・自作農創設・工業組合法）によつてこれを融和し、分裂させ、對外的には「平和な」「經濟的な」進出——巨額な資本輸出を中國にたいしておこなつた。この時期において日本は、中國におけるイギリス・アメリカ・ドイツの在支紡績をほとんど驅逐してしまつた。だが世界資本主義の相對的安定は、またその安定のために、植民地における革命的危機を醸成する。就中中國は資本主義とプロレタリアートの成長によつて反帝運動の中心地であつた。すなわち一九二五年における上海のゼネスト、二六年にはじまる中國革命の進展は、同時に帝國主義諸國の對立をも激化しこれは日本資本主義の安定をさまたげ、その矛盾を深刻たらしめたのであつた。かくしてわれわれは歐洲大戰にいたるまで、軍・封・帝國主義の外への侵略を有利にした諸條件、（日本をめぐる列強間の諸對立、近隣諸民族搾取の自由）が世界資本主義の一般的危機の諸矛盾によつて今や逆に不利な條件に轉化しつつあるのを見る。

日本資本主義構造の基本矛盾の激化。

1 獨占資本主義の成熟

戦時中にはじまり、戦後の相いつく恐慌は、生産の集中を決定的に促進した。すなわち大正十三年において全

第1表 使用職工数別工場及び職工数

年次	實數	百分比						
		總數	5人以上	30人以上	50人以上	100人以上	500人以上	1,000人以上
工場數	明治42年	32,228	75.7	6.3	4.5	3.0	0.3	0.2
	大正3年	31,717	82.6	7.4	5.7	3.6	0.4	0.3
	" 8年	43,949	81.4	7.9	5.6	4.3	0.4	0.4
	" 13年	48,894	82.3	7.3	5.3	4.0	0.6	0.5
	昭和3年	55,148	83.0	7.0	5.0	4.0	0.6	0.4
	" 6年	64,436	85.9	5.7	4.3	3.3	0.4	0.2
職工數	明治42年	800,637	34.8	9.5	12.2	22.6	7.0	13.9
	大正3年	948,265	29.4	9.3	12.7	22.9	8.7	17.0
	" 8年	1,611,990	24.7	8.6	11.1	22.3	9.3	22.8
	" 13年	1,789,618	23.3	7.4	9.7	21.9	10.2	27.5
	昭和3年	1,936,249	24.4	7.8	10.1	23.1	11.1	23.5
	" 6年	1,660,332	29.2	8.4	11.2	25.4	11.6	14.0

* 工場統計表ニヨル

工場数のわずか〇・五%をしめるにすぎぬ一〇〇〇人以上の工場は、労働者数の二七・五%をしめている。かかる生産の集中化傾向は株式會社資本金の集中によつて、さらに端的に表現される。大正十三年において、社数においてわずか一・六%をしめるにすぎぬ一〇〇〇以上の會社は公稱資本金の四九・五%をしめている。

かかる生産の高度な集中化傾向は、カルテルの結成強化（羊毛・晒粉・銅・過磷酸・石炭・アルコール・バルブ・セメント・製罐・板紙・氷・電氣銅・銑鐵等）、トラストの成立（石油・麻・紙・電力・鑛銅・造船・糖業・化學・紡績・セメント

等）をおしすすめる、他方生産の高度な集中化に對應して、銀行資本の集積・集中も進展する。拂込資本の増加、

銀行数の減少、就中一行當資本金の増加、は目ざましい。この傾向は昭和二年金融恐慌において決定的となる。すなわち、五大銀行（三井・三菱・住友・安田・第一）は普通銀行資本総額の三三・七%をしめるにいたり、さらにこのうちで、三井・三菱・住友の三大銀行は二〇%をしめる。五大銀行の資本は恐慌過程において一〇億圓餘を増加したがこの増加の七二%までは三大銀行に生じたものであつた。かかる高度な生産の集中と集積・銀行資本

模別社数の比率

50-100萬圓	100-500萬圓	500-1000萬圓	1000萬圓以上
12.0	13.0	3.2	—
10.8	11.4	1.7	1.6
10.2	11.2	1.7	2.0

稱資本金の分布

50-100萬圓	100-500萬圓	500-1000萬圓	1000萬圓以上
8.3	27.0	55.1	—
7.0	22.5	11.6	49.5
5.9	19.5	10.5	56.1

有澤廣巳 日本經濟統計圖表 339-42 頁ヨリ作成

の集中集積こそ、金融資本の支配の基礎であり、又その支配を確固たらしめるものである。またこの金融資本の成熟は上部構造におけるその發言權の増大の基礎である。かくのごとき戦後における獨占資本主義の成熟はそれに固有な腐朽化への諸傾向をつよめる。すなわち生産の集中と労働の社會化との進展のこの過程は、資本の有機的構成の高度化の過程であり、これは一方における固定資本の比重の増加、その慢性的操短をもたらす一方、就業労働者数の増加テムポの減退、さらに絶對的減少すらひきおこし、失業者を増加させる。

固定資本の比重の増加はとくに戦後の時期に産業

第2表 株式會社規

	總數	5萬圓未滿	5-10萬圓	10-50萬圓
大正9年	16,228	22.2%	15.3	34.3
“ 13年	17,754	22.8	15.6	36.1
昭和3年	18,258	23.8	16.5	34.6

第3表 株式會社公

	總資本金	5萬圓未滿	5-10萬圓	10-50萬圓
	百萬圓	%		
大正9年	12,520	0.7%	1.1	7.8
“ 13年	14,533	0.6	1.1	7.7
昭和3年	17,005	0.5	1.0	6.5

かかる慢性的な操短は就業労働者數増加のテムポを極めてゆるやかなものにし、とくに鑛山労働者においては、絶對的減少すら引きおこしている。廣汎な階級分解の進行にもかかわらず、かかるプロレタリア數の増加の停滞は、構成的失業人口をうみださずにはいない。一九二五年五月にはかかる失業者は少くとも七〇萬、と推定されている。本来日本資本主義においては農村において小作制度の支配にもとづく老大な過剰人口を停滞させ、失

合理化の進展によつて促進される。しかもこれらの生産設備の巨大な部分は大産業を通じてむなく横たわつてゐる。たとえば鉄鋼においては休止設備は、一九二二年、八幡製鐵と三菱製鋼とが約二五%、他は六〇—七〇%、二六年においては、前二者はフル回轉、後者は三〇—七〇%である。生産制限はあらゆる産業にわたつておこなわれる。たとえば石炭において、一九二二年以降、一九二五年をのぞいて制限が必ずおこなわれ、セメントにおいては一九二四年以降一〇%を下らぬ生産制限、過燐酸は二二年以降二割の生産制限、製紙においては二〇年から一〇%の操短を續けた。固定資本の増加、しかも

第4表 全国銀行資本金額

年次	本店行数	公本 資本金	稱本 拂込金	達本 金	一行當拂 込資本金	拂込率
大正9年	2,062	百萬元 2,706	百萬元 1,707		千圓 823	63.1%
" 13年	1,817	3,149	2,027		1,115	64.4
昭和3年	1,178	2,818	1,855		1,575	65.9

前掲書 402 頁

融ブルジョアジーは独占價格によつて、インフレーションをもつて労働者、

業者はすべてこのうちにいんべいされ、固有な失業問題は存在しなかつた。しかし戦時における急速な資本主義發展は、農民層の階級分解を促進し、もはやこの中に失業者をいんべいし去ることはできなくなつてゐる。しかも又農村において中世的諸制度の存続するかぎり、またその存続のゆえにこそ、農村に尤大な過剩人口が吸収されてゐることを考えれば、いかにこの失業問題が深刻なものであるかが理解される。

かかる金融資本の成熟による一方の極における資本と他方の極における人口の過剩とは、一般的危機の諸矛盾が日本資本主義においてもするどく自らをつらぬいてゐることの證明である。

さらにこれら諸矛盾は利潤率低下傾向のうちにもその端的な表現を見出してゐる。金融

第5表 製造工業における固定資本の増大

	固定資本	製品原料	預金現金	固定資本の 株式資本に 對する比率
大正10年	51.8%	35.0%	13.2%	65.6%
" 14年	61.8	31.1	7.1	86.4
昭和4年	67.6	23.3	9.1	93.1
" 5年	69.0	23.0	8.0	95.3

* 各年上半期、勸業銀行調査

第6表 就業労働者数の減退

	工場労働者 千人	鉱山労働者 千人
大正8年	1,704	465
大正13年	1,703	305
昭和3年	1,863	293

* 工場統計表 労働統計要覽ヨリ作成

農民、中小ブルジョアジーとの犠牲によつてこの低下を阻止せんとするにもかかわらず、やはりこの法則はみすからをつらぬくのである。

2 中小企業の没落

独占資本主義の成熟の過程は、同時に中小商工業への独占支配の進行の過程でもある。四十年代以降國內市場の展開と國際市場への發展の時期に突出した中小商工業は、大戦終了を契機とする市場の收縮と生産の集中の過程において

独占資本の壓力のまゝに、急速な没落—プロ

化への道をたどつたのであつた。だが、他方独占資本は、中小企業の没落をおしすすめる反面において恐慌の過程を通じて、むしろその負擔轉化のためにかれらを或程度まで育成し、利潤率低下を防ぐためにかれらを利用するのである。

第7表 利潤率低下傾向

	工業會社	銀行
大正8年	—	26.0%
" 9年	20.9	24.4
" 10年	15.7	21.8
" 11年	18.3	20.5
" 12年	19.0	20.1
" 13年	17.0	16.8
" 14年	15.2	17.8
" 15年	12.1	19.7
昭和2年	12.2	11.8
" 3年	12.5	16.7

猪俣津南雄 恐慌下の日本資本主義 48 頁ヨリ作成

一方の極における巨大企業の出現にもかかわらず、かかる中小企業の尤大な存在は實に独占段階における日本

資本主義そのものの構造の基本矛盾の歸結である。すなわち、農業の半中世的經濟制度の支配による「農奴的過剩人口」(レリーニン)を源泉とするチープ・レーバーは、すぐれた生産性をもつ大工業に對して中小工業の存立を可能とし、また獨占資本は超過利潤を獲

第8表 我國中小工業の比重

	大正9年	昭和5年
工業總人口	4,565	4,913
1-5人工場人口	3,078	2,896
6-30人工場人口	477	542
30-100人工場人口	340	375
工業對總人口比	5人未満	67.4%
	30人未満	77.9
	100人未満	85.3
		58.9%
		70.0
		77.6

米・獨における規模別工業人口

規模別	1-5人	6-50人	51-200人	200人以上	計
(ドイツ)	33.3%	21.6	15.7	29.1	100.0
規模別	1-5人	6-50人	51-500人	500人以上	
(アメリカ)	2.6%	17.3	46.0	34.2	100.0

日本經濟年報 34輯 26頁

進行による失業人口の増加によつてさらにつよめられ、この基礎のうえにあらたに生成せしめられてゆくのである。

る。だが、全體としては小ブルジョア層は、戦後において減少の傾向をしめす。(表8参照)かかる小ブルジョア層の没落は、天皇制の社會的基礎の動搖を意味し、このため天皇制は、中小商工業の救済のために、重要輸出品工業組合法、輸出組合法(大正十三年四月)を制定し、これが補強につとめたのであつた。だが獨占支配の段階においてかかる「生産過程にさかのぼつて之に組織と統制」とをあたえんとする法律はある程度まで業者にたいする商業資本の支配を排除するとはいへ、むしろ獨占資本のための流通費用を節約し、ヨリ直接的な有利な支配を強めることを妨げるものではなかつたし、またかくのごとく作用し、終局において、この層の動搖をますます顯著ならしめるものであつた。

3 農業危機の深化

戦後、獨占資本の飛躍的發展はわが國資本主義經濟構造の一環を形成している封建的土地所有によつて束縛された農業との間の、また農業諸關係自身のうちの諸矛盾をどの様に激化させたであらうか。

それはまず米價をめぐる問題のうちに端的な表現を見出す。すなわち天皇制の物質的基礎である封建的土地所有およびその上に立つ地主經濟によつて小作米の確保——商品化、その市場價格つまり米價問題は最も基本的影響を與えるものである。従つて天皇制は維新以來、關稅政策及び米穀取引所を通じて間接的に米價の調整を、本的には引上策をとつてきた。高米價は地主階級の要求である。けれどもいまや發展する獨占資本は低米價を要求する。それゆゑ絶對主義は一方において高米價の維持をはかるとともにこの段階では他方獨占資本の利益を代辯し外米の輸入を増加させ、かかる二重的な米價政策は米價の安定を著しく浮動的なものとする。(第9表參

照)。事實大正六年——九年の米價の急騰(米騒動)九年——十年暴落、十一年の騰貴、十二年の低落、十三・十四年の高騰と米價は急激な變動の跡を示した。

この米價の急激な變動は、農民層の没落を促進し、天皇制の社會的基礎を動搖せしめずにはおかなかつた。そのため、天皇制は米穀の賣買を直接に行い米價を調整し、その經濟的基礎の崩壊を阻止するために大正十年「米穀法」を施行した。われわれはかかる米穀法の施行のうちにはわが國資本主義の構造的矛盾の激化の一表現を見出すのである。(表参照)だが米穀法によつて絶對主義は一方では米價の確保をはかるとはいえ、それはブルジョア階級の力の増大によつてむしろ米の輸入増加をおしすすめ、かえつてその本來の意圖とは別な結果を生ぜしむることにさえたつたのである。

さらにわれわれはそれとともに農業資本主義の發展による農業内部における諸矛盾の激化をみる。すなわちこの段階において全體として農作物の反當收量は増加し、技術の改良、機械の導入の漸進的發展が認められる。個別的農業生産物については自然經濟的な作物、たとえば大麥、大麻、楮、三椏等は衰退し、きうり、とまと、水瓜、いちご、豚、牛乳等商品作物が發展している。又更に一般的統計では、衰退しているようにみえる商品作物、たとえば茶、養蠶については明らかに農業のブルジョアの進化の一特徴である生産地の地方的、地域的専門化がみられる。獨占資本は特約生産を通じてこれら商

却賣價格—深川市場標準中米—石建

昭和 2	15	14	13	12	11
35.43	37.79	41.64	38.58	32.33	35.14

(裕正夫著「農産物價格論」394頁ヨリ摘出)

第9表 東京に於ける内地支米

	大正 5	6	7	8	9	10
平均	13.76	19.84	32.75	45.99	44.63	30.79

品生産を支配し超過利潤を獲取する。上述のごとく農業にたいする、農業内部における獨占資本主義の直接間接的な支配の進行は、農業危機を深化せしめずにはおかない。その一指標といふべき小作爭議は大正九年の四百八件から翌十年には一躍四倍の一千六百七十件に増加し昭和元年にはさらに二千七百五十一件を示すに至つた。かかる事態によつて天皇制は大衆の負擔において(簡易保險積立金融通)「自作農創設維持」をはかりいかに微温的なものであるとはいへ、上から地主的土地所有をなしくすすという立憲君主制的政策をおこない農民運動の分裂を計らざることを餘儀なくせしめられたのであつた。だがかかる上からの危機の切り抜け策は封建的土地所有の一掃を避ける以上この高度な資本主義の發展段階においては危機を深化してゆく以外のものではない。小作爭議の飛躍的增加という事實はこれを物語っている。

4 不均等發展の激化

第10表 米穀輸移入の變遷 (單位千石)

	明治 41 ~大正元	大正2~6	大正7~11	大正 12 ~昭和 2	昭和3~7
輸移入	2,656	3,336	6,305	10,003	10,368

(裕正夫著「農産物價格論」421頁ヨリ摘出)

以上みたように金融資本による國民經濟構造支配の確立は、わが資本主義に固有な構造の基本矛盾を激化させずにはいない。われわれは工業と農業との極度な不均等發展の

世界資本主義の一般的危機と日本資本主義
うちに、この矛盾の集中的表現を見出すのである。

第11表 主要農産物生産指数

大正8年	91
8年	100
9年	86
10年	90
11年	95
12年	85
13年	97
14年	96
15年	91
昭和2年	95
3年	94
4年	91

傾向にむかい、十四年には戦前の水準を凌駕する。(表12)

かかる工業の発展傾向はこの部門内部においていちぢるしく不均等である。なかんずく、この不均等は生産手段生産部門の躍進と消費資料生産部門の停滞、立ちおくれのうちにしめされる。消費資料生産部門の生産物は国民の消費に入るが生産手段生産部門の生産物は資本としてのみ役立つ。それ

故に、この二つの部門の発展テムボのうちに資本蓄積の一般的法則、戦後における一方の側における富の蓄積と他方の側における貧困の蓄積との激化が表現されているのである。(表12) だが、かかる不均等発展にもかかわらず、全體としてわが國生産全體の発展は戦後においては、戦前にみられたとき躍進をしいないが、やはり上向的であり、その発展はソ同盟おのぞいて、いかなる資本主義國に比較しても最高テムボをしいしている。(表13) だが、しかしその発展水準は帝國主義諸列強に比してきわめて

すなわち、主要農産物生産指数は戦後の段階における全體としての農業の停滞をしいし、その戦後の生産水準は最高の年においてすら戦前の最高水準より低い。(表11) これにたいし、工業生産指数は九年恐慌直後には一端低下をしいすが、十一年より回復

第12表 工業生産指数(大正8=100)

	総合	生産手段生産	消費資料生産
大正8年	63	61	14
8年	100	100	100
9年	92	95	93
10年	92	96	94
11年	97	108	98
12年	96	122	92
13年	100	123	93
14年	105	145	97
昭和1年	109	171	97
2年	110	186	89

猪伏津南雄 恐慌下の日本資本主義 37-42頁

第13表 帝國主義諸國における工業生産量の増加

	1860-1900	1900-1913	1913-1929
日本	-	+181*	+197
アメリカ	+575	+85	+70
イギリス	+130	+25	+1
ドイツ	+364	+54	-1
フランス	+154	+51	+3

* 1899-1914年の數字

シャ-リフ 戦争と日本經濟 8頁ヨリ作成

低位である。また日本資本主義のこの發展は國內において極度に不均等であり、したがつてそれはたえず恐慌から恐慌へとよるめかざるをえない。かくして、ここに國內においてはきわめてするどく労働者農民の階級闘争を激發し、そのため外への侵略を強行せざるをえず、しかもその勝利はきわめて多難である、という世界資本主義體制のうちで最弱の一環をなす「二重の帝國主義」國日本の矛盾がきわめてするどく露呈されているのである。

第三節 國家獨占資本主義への諸傾向

昭和二年に日本資本主義をおそつた金融恐慌は、銀行資本の集中、産業に對する獨占支配を促進し、金融資本の體制を強化し、この傾向は同四年に開始された世界經濟恐慌の一環としての「大恐慌」によつて一段と進行せしめられた。恐慌による諸矛盾の深化——階級闘争の激發にたいし、いまや日本帝國主義は革命に敗北するか、あるいは侵略戦争によつて階級闘争を制壓しこの諸矛盾の爆發をひきかすかという死への十字路上に立つ。だが支配階級は革命運動を制壓しつつ、軍需景氣インフレーションによつて市場を造出し、失業者を軍需工業のうちに陰蔽し、戦争への準備を強行することによつて、危機の一次的「解決」をなしとげたのであつた。だが歴史の鐵のあゆみは反革命のうちにもとどまることを知らない。この「非常時體制」の條件の下に、恐慌克服の過程を通じて、金融資本は全經濟構造に對する支配を極度に強め、さらに國民經濟の頭部において國家資本との結合を緊密にし、一步一步國家統制を背景として、資本主義の最高の姿態ともいわれるべき國家獨占資本主義への進化的諸傾向を現出せしめ、これによつて日本帝國主義の諸矛盾を究極にまでおしすすめたのであつた。

(1) 日本國家資本主義

われわれは以下國家獨占資本主義への諸傾向をとりあげてみよう。そのためにまずわが國經濟構造のうちに一貫して大きな比重をしめ、資本主義發展の貢楫として役立たしめられてきた國家資本主義ウクライドについて述

② べることとする。

日本における國家資本主義の形成はすでに維新前夜、幕府・西南諸藩の軍事工業のうちにその萌芽をしめした藩營工業が絶對主義の國營として、天皇制國家にうけつがれ、統一され、さらに新たな技術の海外よりの導入によつて全産業に擴大されたのを起點とする。これは原始蓄積による資本主義のための國內市場の擴大にともなつて大工業發展の基礎が形成されるや、「工場拂下げ規則」(明治一三年)によつて捨値で大商業資本たる財閥に拂下げられ、その産業資本への推轉をおしすすめた。それとともに絶對主義は軍事工業、鐵道・通信業を堅くその掌中に握り、これをさらに擴大し、發展せしめたのであつた。わが資本主義の構造の基本矛盾にもとづく絶對主義國營の殘存——發展はこれが資本主義の改良型的發展を代位、補充する意味で「反動的」な性質をもつ。もとよりわれわれはわが國家資本主義が絶對主義の國營であるという點から歸結されるこの反動的性質のみを一方的に強調し、それが國全體の資本主義の發展にともなつて、私的獨占の成長により、あらたに「國家が生産力發展の結果として生産手段を所有せざるをえなくなつた」ような國營の性質を強めたことを見おとしてはならない。

〔煙草業合同——煙草專賣(明治三七年) 大日本鹽業會社——鹽專賣(明治三八年) 鐵道國有(明治三九年) 南滿鐵設立(明治四〇年)〕かくのごとく絶對主義の國營として出發したわが國家資本主義は國全體の資本主義の發展とともによりブルジョア的な性質を強め、帝國主義段階にあつては、それに特有な資本家的——獨占的色彩を強めている。(なお國家——特殊金融機關については、第六章参照)

では、この段階においては國家資本主義はわが國經濟構造のうちでいかなる比重、役割をもっているか。以下

世界資本主義の一般的危機と日本資本主義
これを追究しよう。

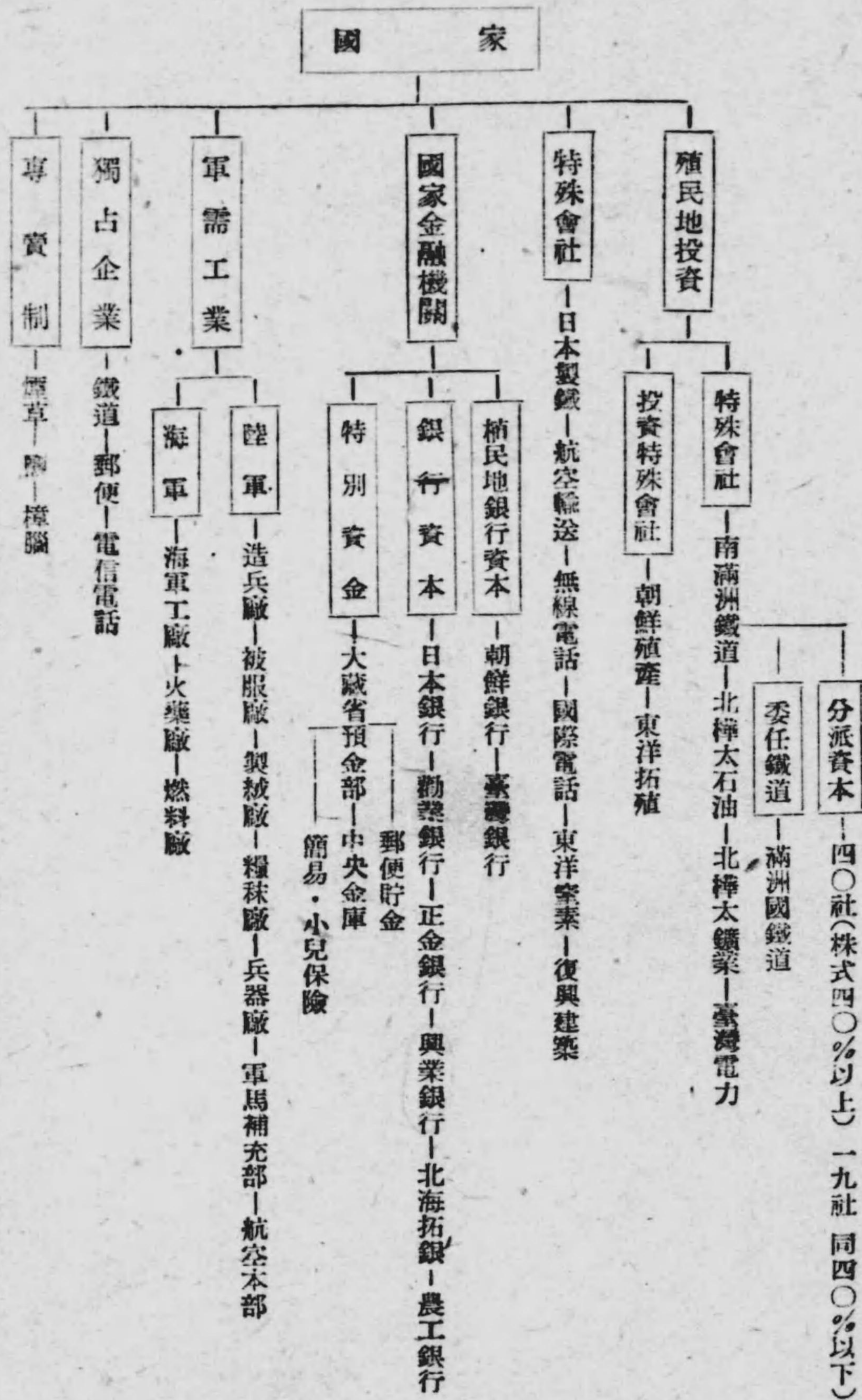
1 國營企業 昭和三年においておよそその資本約四十三億、これは鑛工・交通業における總資本の三四%、労働者數約五十萬、總労働者數の二〇%に相當する。これら國營企業はそれぞれ一個の獨占體をなしている。かかる嚴密な意味での國營企業のほか、軍需工業、植民地經營の分野において大きな比重をしめる「民間」私的獨占體との結合にもとづく「特殊會社」が存在する。

2 國家金融機關 國家は大藏省預金部資金、簡易保險、郵便年金等を直接自己の手中に握り、これらの合計は凡そ三十二億圓にのぼつてゐる。なおこれらとともに國家は日銀・正金・興銀・臺銀・鮮銀等の特殊金融機關を直接の統制下におき、これらの銀行の手中にある貨幣資本の合計はおよそ四十億圓である。この總計七十二億圓にのぼる國家金融機關の貨幣資本は總金融機關の貨幣資本總額の約三八%にもものぼつてゐる。

以上の簡単な數字からだけでも、いかに國家資本主義が國民經濟のうちにしめる比重、役割が大きなものであるかは理解されうであらう。この全體系を圖示すれば次頁のようになるであらう。

2 國家資本と金融資本
かかる老大な國家資本主義體系はこの段階においては、金融資本と密接な結合をとげる。この結合はまず第一に購買者としての國家のきわめて大きな役割のうちにあつてゐる。すなわち國家はかかる老大な國營企業の運營のための各種商品の購買によつて巨額な金額を「民間」に支拂う。國家資本は商品の大量な買付けによつて、獨占資本と結びつき、これに巨大な獨占利潤を保證するのである。第二に國家資本は、私的獨占體にとつ

日本國家資本主義の全貌



てはあまりに多額の資本を必要としかつ多大の危険性を有する部門、経営の困難な部門に、または事業成績不良な経営に私的獨占資本とともに投下され、その利潤を保證する。かかる形態における獨占資本と國家資本との結合は前述せる「特殊會社」の形態でおこなわれる。第三に國家は獨占體にたいし補助金制度によつて無償で多大な金額を取得させ、また保護關稅によつて外國資本のダンピングから保護し、超過利潤を保證する。第四に金融部面において、國家金融機關は民間大銀行資本と結合し、後者によつて利用され、その利益を擁護する。これは恐慌期における「銀行救済」のために特別融資にもつとも露骨にあらわれた。

この民間金融機關と國家資本の結合はこの恐慌克服の過程においてとくに緊密化される。すなわち昭和七年以降、日銀の公開市場政策の採用、日銀券保證發行限度の一・二億圓から一〇億圓への急激な引上げ、この歸結たる増大する國債消化の促進、軍需産業への資金コストの軽減を目的とする低金利政策等は民間に多額の資金を散布し、軍需産業の擴大をうながす。これらは國家資本と金融資本の結合のメルクマールである。

3 國家統制の開始

かかる金融資本と國家資本とのいわば國民經濟の頂點における結合の強化——國家獨占資本の生誕は、當然その支配する國民經濟の構造そのものうちにおける私的獨占支配をさらに強化し流通から生産の全領域にわたる國家統制の實行によつて、國家獨占支配へと發展せしめる。したがつてかかる國民經濟の全面におよぶ國家統制の實行は、獨占資本主義の成熟にまつてのみはじめて可能であり、それは獨占資本主義の段階にまで進展している國民經濟の内部構造如何によつて、さまざま形態をとりうるのである。わが國におけるかかる國家獨占資本

主義的統制への準備は、獨占資本主義の成熟により第一次大戰直後、大正七年軍需工業動員法の制定、同法施行機關としての軍需局（同九年解消）、調査審議機關としての軍事評議員會の設置（同十一年廢止）に始まる。この準備は昭和に入つて、資源局および資源審議會設置（昭三年 臨時産業合理局設置（同五年））によつて促進される。そして恐慌後、昭和六年私的獨占——カルテル的統制にたいする「重要産業統制法」の制定により、國家統制はまず獨占體強化のために發動される。

「カルテルの統制力を強めるならば劇甚なる競争から生ずる産業上の弊害を匡救することが可能である」（岸信介）というデマゴギーのもとに實施された「同業者二分の一以上加盟カルテルに適用をみる」という重要産業統制法は、廣汎に成長化せる私的カルテル統制を國家が法的に確認することにより、アウトサイダーに對する強制權（國家はアウトサイダーにたいしその協定の一部又は全部を守ることを命令する）をあたえたものであり、これにより私的獨占支配は強化され、さらに十一年の同法改正により、同法適用は「生産高二分の一以上加盟カルテル」とあらためられ、さらに投資制限（新設企業の禁止）および本法の共販會社、トラストへの適用規定によつて、大工業における國家獨占支配は極度に強化されることになつた。本法指定カルテルは昭和十年五月において二十四産業におよぶ。

かかる獨占支配の強化は、中小ブルジョア階級の零落をヨリ一層速めずにはおかない。これは天皇制の社會的基礎の激しき動搖を意味する。そのため、商工業の部面においては、天皇制は、獨占ブルジョア階級のための統制強化と同時に中小ブルジョアにたいし昭和六年「工業組合法改正」（同八年再改正）「輸出組合法改正」（同九年

年再改正) 同七年「商業組合法」制定をおこないその補強をこころみ動搖を阻止せんとする。これら組合法は、組合に加盟せざる當該産業の非組合員にたいする組合統制の強制適用規定をふくみ、さらにこの普及發達のための連絡機關としての中央會を法律上根柢つけたものであり、これによつて各産業別に大工業と並列に中小企業の統一組織が形成されることになる。(昭和十一年三月現在にて工業組合による全國的統制は、二十産業におよぶ) 工業とともに農業部門においても、恐慌克服の過程を通じ、獨占資本の農村支配の強化は農業危機を激發し、農村における天皇制の社會的基礎をはげしく動搖せしめた。天皇制は昭和七年「産業組合法改正」によつて、産業組合を強化し、中央機關の結成強化を助長し、この動搖にもとずく農民闘争の激發を分裂せしめんとしたのであつた。

以上われわれは (1) 大企業に對する重要産業統制法による統制、(2) 中小商工業を一貫する組合統制、(3) 農民に對する産業組合、という三つの系列と、前述せる國家資本主義ウクライドによつて全國民經濟に對する國家獨占資本の支配はほゞその準備が完了していることをみるであらう。だがここで注目すべきは、大企業に對する國家統制が獨占ブルジョアの支配強化のために施行されているに比し中小ブルジョア、農民にたいする國家統制の目的はむしろその利益擁護という點におかれ、ある場合には獨占ブルジョアの利益に反してすらおこなわれているという、國家統制の二重性についてである。本來獨占ブルジョアの支配強化のためにおこなわれる國家統制が、その一面において、中小生産者とくにその上層の利益をある程度まで擁護せんとすることは、「二重の帝國主義」の國家統制に特有な矛盾である。だが獨占支配はまた中小ブルジョアに對するかかる統制を自己に有利に利

用しこの本來の目的を自己の利害に適應せしめずにはおかない。したがつて高度な資本主義の進化を前にかか
る國家統制の二重性——分裂は獨占資本の利益を中樞として統一せしめられなければならない。われわれはこの
統一の過程を次章においてみるであらう。

以上われわれは國家獨占資本主義への諸傾向が大恐慌の克服の過程を通じて形成されてきたことを見た。いま
や、日本資本主義は、資本主義の一般的危機の展開・深化の表現たるその破滅の接近を告ぐる國家獨占資本主義
にまで發展をとけている。だがしかしこのブルジョア日本に君臨する權力は、その本質において前資本主義的な
權力たる天皇制である。もつとも高度な資本主義の發展にもかかわらず、封建的な權力がこれを支配するという
矛盾、國家獨占資本の支配する經濟構造のうちに、高度に發展せる資本主義的經濟制度と中世的經濟制度とを同
時存続せしめるという矛盾——二重帝國主義の矛盾は、國家獨占資本主義の進化とともに最後の激化への局面
と發展する。以下第二部においてこの究明はなしとげられるであらう。

第二部 日本國家獨占資本主義の構造

第三章 國家獨占資本主義の成立

日本資本主義の分析にあつて、われわれは往々にして日本における資本主義の發展が、その特殊な基本矛盾を内包する經濟構造の上を進行してゆく複雑さに混惑せしめられ、資本主義發展およびそれとともに展開されてゆく資本主義そのものの矛盾の深化ということと、またその資本主義進化の舞臺となる日本資本主義における經濟構造およびその基本矛盾ということとを混同し、前者を後者にすりかえたり（封建派）、あるいは後者を前者によつていんべいしたりする（勞農派）あやまりを犯しがちである。だがこの兩者は就中日本資本主義分析にさいしては、嚴密に區別されなければならない。

もとより、だからといつてわれわれは現實の分析にさいし、この兩者をそれぞれまったく異別のものとしてしまふというのではない。兩者は現實において密接につらなり、たがいに因となり果となつてゐる。

すなわち、構造の矛盾はまさに資本主義の生成とともにつくり出され、またその發展によつて激成せられてゆくものにほかならず、また他方資本主義はその發展とともに全構造をまきこみ、これをその進化の方向へおしながしつ、全構造内部に資本主義本來の矛盾を形成・激化し、さらにそれは構造矛盾の故に他に比類なくはげし

いものとなる。日本資本主義の分析は、これらの矛盾の激成の過程を追及するものでなければならない。

だが、これを追及し、兩者の關連をみるためには、われわれはまず兩者の混同をいましめ、兩者の概念の嚴密な區別から出發しなければならない。これはわれわれが從來のあらゆる論争の過程において常に強調して來たところなのである。

それ故、われわれはいま具體的な日本資本主義構造の變化をみるにあつて、まず資本主義進化の方向をみることから出發する。なぜならば、資本主義の進化こそ、一定の資本主義構造を生成せしめるものであり、またその發展の方向にしたがつて構造の變化をひき起し、さらに構造内部における基本矛盾を激成せしめてゆくものにはかならないからである。かくてわれわれはまず資本主義進化をあとすけ、つぎにこれによつてひき起された構造の變化を追及することをこころみるのであらう。

第一節 國家統制による獨占支配の促進

國家統制と資本主義

戦争は日本資本主義の重工業化、その國家的統制の強化を「至上命令」たらしめる。だがこのことは、戦時における重工業の發展が戦争そのものを原因とし、また「統制」が資本の意志を無視して國家の超越的な立場から

「命令」されるものとしてあらわれることをいささかも意味するものではない。日本資本主義の重工業化＝産業構成の高度化は、資本主義發展の必然的法則にもとずくところの一歸結たるものであり、かつ、國家統制は戦争を生みださざるをえぬ資本主義の矛盾の深化を意味するものにほかならないのである。

「資本がまだ弱いあいだは、それはすでに死んでしまつた、あるいはその出現とともに死につつある生産方法の支柱を必要とする。資本は自分が強くなつたと感じはじめるとその支柱をすてて、その本來の法則により運動しはじめる。しかし資本がみずからの發展に障害を感じ、これを意識するようになれば、それは自由競争の抑制によつて資本の廢止、および資本に基礎をおく生産方法の廢止の準備者の役割を果すような諸形態——それは、つとも完全な形で、資本の支配である——に身をゆだねてゆく」(マルクス資本論の草稿——傍點筆者)

以下われわれはまず準戰時體制にはじまる國家の産業にたいする支配強化の過程をみるであらう。これは同時に日本資本主義における獨占體の強化を示す道標である。だがかかる國家統制は資本主義の條件の下において、基本的にいうならば國家は獨占體にもつとも高い利潤を保證するかぎりにおいてのみその統制を遂行することができるのである。それ故、また國家統制はほかならぬこれが裏付けとなす利潤法則によつてかきみだされ、かぎらない矛盾にたえず當面してゆかなければならないこととなる。そして、とくに日本資本主義においては、前資本主義的な國家權力たる軍・封・帝國主義がみずから統制を強化し、資本の獨占利潤を保證すべき當事者であつたことにより問題はさらに複雑・深刻化せられなければならなかつたのである。

國家の獨占體利益保護

昭和六年、「重要産業統制法」・「工業組合法」・「輸出組合法」、翌七年、「商業組合法」の實施によつて全企業にわたる國家統制は、早くも一應の姿態をととのえ、さらに昭和十一年「重要産業統制法」改正はこれを獨占體のためにヨリ一層強化するにいたつたことはさきにのべたごとくである。

カルテル助成法的な形態において出發せるかかる産業への國家統制とならんで昭和九年以降就中重工業の分野における各種業法の制定施行は、獨占體と國家との融合の深化を表現する。「石油業法(昭和九)自動車製造事業法(昭和一一)製鐵事業法(昭和一二)人造石油業法(昭和一二)」すなわち國家はかかる事業法の設定により、獨占體にたいし、税の減免、補助金、獎勵金の公布、輸入制限、保護關稅等の手段をもつて手厚き保護を加え、その利益を保證したのである。これら諸法規による國家の獨占體への保護がいかに尅大なものであるかは、補助金獎勵金支出の商工省豫算にしめる割合をみただけでも一目瞭然となる。

國家と獨占體の結合

かかる各種事業法による國家と獨占體との結合は、中日事變開始による、「軍需工業動員適用に関する法律」(昭一三)制定實施、および戰時國家統制の基本法たる「輸出入品等臨時措置法」、「資金調整法」實施、さらに一三年、「國家總動員法」の發令による全面的な國家統制の強化とともに、より廣められ深められ本格化してゆ

第1表(B)

設 年 立 月	公 資 額	内 拂 込	政 府 出 資	政 府 拂 込	政 府 出 資 額	政 府 出 資 割 合	政 府 配 當 率
昭和 14.7	30,000	26,250	15,000	11,250	50.0	—	—
14.8	30,000	12,000	15,000	6,000	50.0	—	—
14.8	100,000	33,242	37,250	16,892	37.3	—	—
14.11	5,000	938	2,500	625	50.0	—	—
15.6	50,000	13,250	25,000	6,250	50.0	—	—
15.7	50,000	13,250	25,000	6,250	50.0	—	—
15.7	10,000	5,000	5,000	2,500	50.0	—	—
16.5	80,000	40,000	40,000	20,000	50.0	—	—
16.5	100,000	20,000	100,000	20,000	100.0	—	—
16.5	30,000	7,500	15,000	3,750	50.0	—	—
16.7	50,000	37,500	25,000	25,000	50.0	—	—
16.7	60,000	15,000	40,000	10,000	66.7	—	—
16.7	20,000	20,000	19,000	19,000	95.0	—	—
16.8	100,000	22,500	50,000	12,500	50.0	—	—
合 計	—	4,014,935	2,493,820	1,988,884	1,262,985	49.5	—

(備考) (1) 昭和15年下期營業報告ニヨリ作成。但シ16年3月決算ヲ
含ム。

(2) *印は創設勘定

日本經濟年報 第46輯 40頁ニリ

第1表(A) 政府出資の國策會社一覽表

設 年 立 月	公 資 額	内 拂 込	政 府 出 資	政 府 拂 込	政 府 出 資 割 合	政 府 配 當 率
明治 32.2	20,835	12,779	1,000	1,000	4.8	0.70
32.8	30,000	18,750	250	250	0.8	0.60
39.12	1,400,000	856,203	700,000	396,208	50.0	0.43
42.1	50,000	50,000	3,000	3,000	6.0	0.70
42.11	40,000	35,000	1,500	1,500	3.8	0.60
大正 7.10	60,000	45,000	330	330	0.6	0.90
8.8	77,400	57,188	12,000	12,000	15.5	—
12.12	35,700	33,185	17,500	16,500	49.0	—
昭和 14.10	80,000	55,835	40,000	37,990	50.0	0.72
8.9	100,000	55,625	47,063	27,750	47.1	0.60
9.1	500,000	500,000	234,195	234,195	56.8	0.70
10.12	50,000	50,000	15,000	15,000	30.0	—
11.8	16,000	8,275	5,000	5,000	31.3	—
11.11	20,000	15,273	10,546	10,546	52.7	0.70
11.11	30,000	22,500	15,000	15,000	50.0	—
12.7	10,000	10,000	7,250	7,250	75.0	—
12.10	35,000	25,623	8,000	4,000	22.9	0.50
13.1	100,000	60,000	50,000	30,000	50.0	—
13.7	100,000	9,690	100,000	9,690	100.0	—
13.7	30,000	6,000	2,500	1,000	8.4	—
13.9	50,000	30,000	25,000	15,000	50.0	—
13.11	350,000	218,461	175,000	174,711	50.0	—
13.11	100,000	45,048	50,000	32,548	50.0	—
14.4	15,000	15,000	5,000	5,000	33.4	—

日本國家獨占資本主義の構造

これは各種事業法の擴大「工作機械製造事業法（昭一三）、航空機製造事業法（昭一四）輕金屬製造事業法（昭一五）有機合成事業法（昭一五）重要機械製造法（昭一六）」となり、またこれと平行して國家資本と獨占資本との結合形式たるいわゆる國策會社を各方面にわたつて登場せしめることとなつた（東北興業株式會社法（昭一二）東北振興電力株式會社法（昭一二）帝國燐料興業株式會社法（昭一二）日本產金振興株式會社法（昭一三）日本發送電株式會社法（昭一三）北支那開發株式會社法（昭一三）中支那振興株式會社法（昭一三）帝國鑛業開發株式會社法（昭一四）大日本航空株式會社法（昭一四）帝國石油株式會社法（昭一六）東亞海運株式會社法（昭一六）樺太開發株式會社法（昭一六）」。

國策會社の設立によつて國家は各種事業法におけるよりも一層私的獨占資本との結合を密にする。すなわち國家はたんにこれら企業を監督し保護するのみでなく、直接國家資本を投下することによつて民間資本と結合する。國策會社は主として重化學工業、原料資源開發、植民地經營等の莫大な危険性と多大な資金を必要とする分野を中心として設立せらる。

政府——國家資本出資にもとずく國策會社は十五年末において上表のごとくであり、そのうち國家投資割合は平均四九・五%をしめており同年金融機關を除く我國會社總資本の約一割をしめる。

國策會社にたいする國家の保證は事業法に制定されたものの他に、（一）資金調達における社債發行限度に關する特典、（二）社債發行に對する政府の元利拂保證、（三）起債に對する官廳資金の動員、（四）配當金にお

第2表 會社債發行高に占める特殊會社債の比重（單位千圓）

	昭 12	昭 13	昭 14	昭 15	昭 16*
① 政府保證債	2,500	27,700	297,240	560,000	359,760
② 其他特殊會社債	84,568	238,445	437,863	444,726	326,663
A) 小計	87,068	315,945	735,103	1,004,726	686,423
③ 一般會社債	243,170	359,350	549,803	300,000	275,040
B) 合計	220,238	675,295	1,244,909	1,364,756	961,463
④ C) 滿洲國特殊會社債	8,000	46,000	374,000	234,000	190,000
D) 總計	338,238	721,295	1,658,909	1,598,726	1,151,463
B/A	26.4%	46.8%	57.2%	73.8%	71.4%
A+C/D	28.1%	50.2%	66.9%	77.5%	76.1%

* 16年ハ上半期

日本經濟年報 46 輯 44 頁

ける民間優先配當、政府配當補給金制度等にみらるるところである。すなわち國家は國策會社に對し、商法に規定する限度を越えて、社債を發行する權限をあてている。（通常二、三—五倍、なかには東洋拓殖十五倍）國家はかかる社債發行にたいし、元利拂の保證をおこなう。國家による信用の賦與による國策會社の資金調達が莫大なものであつたかは、金融機關を除く會社債發行高においてしめる特殊會社債の割合に明白である。國策會社は起債市場を獨占する。（表2）特殊會社起債のこの膨張は一方では一般會社債の發行抑制を土臺とし、また他方では官廳資金の動員による消化促進によつておこなわれたのであつた。すなわち、豫金部、簡易保險、鐵道共濟會預金等はその資金運用規則によりかかる特殊會社にのみ投資される。十五年度の四・四半期において起債豫定額の三九

までは零細な人民の貯蓄により消化せられたのであつた。起債におけるかかる特典とともに國策會社には官廳資金の短期貸付もおこなわれる。

國策會社に對する國家の保護は配當補給金の制度にさらに明確である。國家は國策會社における私的獨占資本の利潤を保證するために一方では國家資本に對する配當を辭退し、(政府出資に對し配當をおこなうものは金融機關を別とすれば、滿鐵、日鐵、東拓、國際電氣通信等數社にすぎぬ) 他方では私的獨占資本にたいし龐大な配當補給金を支出するのである。すなわち國家への配當金収入はわずか十五年度において三二、一七八千圓にすぎず、これは國家の十四年下期および十五年下期において日發一社に對してなした配當補給金三七、六八六千圓にはるかにおよばない。このように國家は一方公債金、零細貯蓄をこれら國策會社に出資し、さらに自己の配當を辭退し莫大な配當補給をおこなつて、獨占資本の利益を擁護するのである。國策會社の「非營利性」とは、まさしく國家資本のそれであり、これはまさしく民間資本の營利性をうらかえしに表現するものにすぎない。

國策會社における國家資本と獨占資本との結合は、その資本構成に明白である。たとえば日本産金振興においては、總株式百萬株のうち、住友、三井、三菱並に日産の各七萬七千株を所有し、日産、古河、藤田組等がこれに加わり、全資本の三七・九%、民間資本の三分の二以上をしめている。また帝燃においては三井、三菱、住友、日産、日産が一八%強の株式を保有し、民間資本の三分の一以上をしめ、帝國鑛業開發、日鐵においては三井、三菱、住友の三大金融資本のみで夫々一四%強、八五%をしめている。かくのごとく國策會社における「民間資本」は大獨占體の資本の比重が壓倒的であり、かくして金融資本は國家資本との結合において、後者の負擔にお

第3表 帝燃の投資活動

投資會社名	創立	資本金	内 帝燃投資	内 民間投資	民間投資會社名
三菱石炭油化工業	12.8	萬圓 7,000	65%	35%	三菱
北海道人造石油	13.12	2,000	50%	50%	三井, 三菱, 住友
日本油化工業	13.1	300	50%	50%	日本鋼管(淺野)
日産液體燃料	14.2	1,000	50%	50%	日産
澤太人造石油	14.5	4,000	25%	75%	三井, 三菱, 東拓, 北海道拓殖
宇部油化工業	14.8	5,000	60%	40%	淺邊(地方財閥)
吉林人造石油	14.9	10,000	80%	20%	滿洲國政府, 日産
尼崎人造石油	14.10	3,000	?	?	日本石油, 尼崎製 鐵(淺野)

日本經濟年報 46 輯 60-62 頁ヨリ作成

いて多大の利益をおさめるのである。われわれはまた國策會社において、金融資本の比重がかなり小さく、零細資本の比重大なる場合をもみうける。だがこのように比較的民間資本のうち零細資本に大きく金融資本の割合が少である場合において金融資本は國家のこれら國策會社への監督權の發動によつて、その活動を自己に有利にみちびきうるのである。國民の零細な所得を可能なかぎりかきあつめ、これを獨占體の利益のために操作し、奉仕せしめるのが、本來獨占資本の支配の進行をあらわすものであつたのだ。

主として投資會社たる國策會社の金融資本との密接な關係は、國策會社の各企業への投資の際にもつとも端的に表現されている。これは帝燃の投資をしめす表に明白である。ここで注目すべきは國家と金融資本との共同投資とともに、金融資本相互の共同投資が多くみられることである。これこそまさしく國家獨占資本への發展を意味するものなのである。

國家を背景とせる獨占支配の強化

國策會社の形態における國家獨占の成長は、太平洋戰爭の開始を契機とする在來の私的獨占體のためのカルテル的統制、重要産業統制法の國家總動員法にもとづく重要産業團體令（昭一六・八）への發展によつて、いまや國民經濟の全面にわたる支配態勢をとることとなる。すでに一四年後半から一五・六年にかけて「物價統制實施要綱」にもとずき、從來の私的獨占體のカルテル的共販組織は、あらゆる部門にわたつて國家を背景とせる統制會社へ發展し、國家による配給統制の組織化のために動員された。（たとえば、日本石炭、日本肥料、石油共販、セメント共販、日本鋼材販賣等）。これらは流通面における獨占體の國家を背景とせる統制の確立を意味した。だが、いまや統制會の設立とともにこれらは各統制會の下におかれ、統制は配給面を通じてさらに生産支配にまで擴大されてゆく。すなわち、「國民經濟の總力をもつとも有効に發揮せしめるため當該産業の綜合的統制運営をはかり、かつ當該産業に關する國策の立案および遂行に協力することを目的」とするといふ本令の發動によつて、重要産業においては、産業別に國家の命令により、統制會が強制的に設立され、當該産業の業者はすべて大企業たる中小企業たるを問はず、前者は個別的に、後者は統制組合單位に、これに加入せしめられることとなつた。

統制會の第一次指定は昭和十六年十月三十日に行われた。これによつて重要産業と定められたものは、鐵鋼業・石炭業・産業機械業・電氣機械業・精密機械業・車輛製造業・自轉車製造業・セメント業・鑛山業・金屬工業・貿易業・造船業の十二業種であり、ついで昭和十七年四月八日、鐵道事業及び軌道事業が追加せられた。しかして、昭和十六年十一月二十日の

鐵鋼統制會の設立を皮切りに、石炭・鑛山・セメント・車輛・自動車・精密機械・電氣機械・産業機械・金屬工業・貿易（最初日本貿易會社と稱し、後交易營團の設立によりこれに吸収さる）・造船・鐵道軌道の十三統制會が設立せられたのである。さらに昭和十七年八月四日に至り、第二次指定として、輕金屬工業・化學工業・ゴム工業・皮革工業・油脂・塗料工業・纖維工業（綿スフ・人絹・絹羊毛・麻）の各産業が指定され、輕金屬・化學工業・ゴム・皮革・油脂・綿スフ・人絹・絹・羊毛・麻の九統制會の設立をみた。なお、昭和十八年九月十六日及び同年十月二十九日重要産業指定規則を改正して輕金屬及び化學工業品につき品目をあらたに追加指定するところがあつた。かくして、重要産業統制會は、鐵鋼統制會以下十二統制會が出そろい、それぞれ當該産業の綜合的統制指導に任ずることになつたのであるが、この中貿易統制會は交易營團法の成立により、交易營團に吸収せられて發展的に解消し、又、昭和十八年十月十四日には纖維統制會設立命令が發せられ、分立せる綿スフ・人絹・絹・羊毛・麻の四統制會は纖維統制會に統合せられ、纖維工業はその一元的統制に服することとなつた。

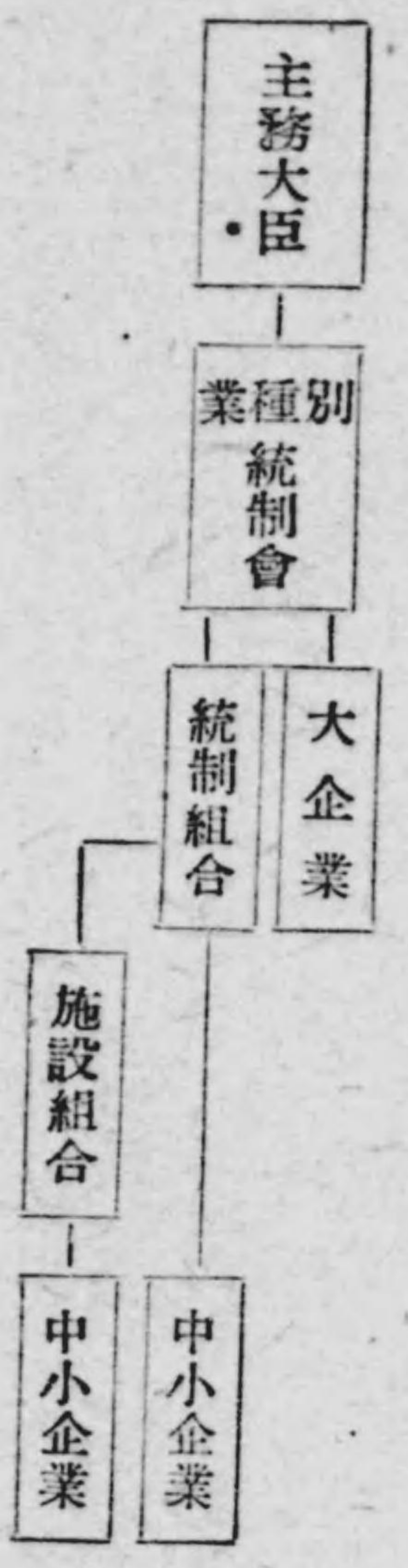
統制會は當該産業における生産及配給に對する全權を握り、それに対する政府の計畫に參畫する。統制の機構は主務大臣によつて任命せられる「絕對的指導者的性格」を有する會長の絕對的權限をもつてつらぬかれ、かかる各産業にわたる統制會の設立は、在來、大企業と中小企業との二つの統制體の共存併立という事態を、中小企業組合連合體の統制本流からの排除によつて消滅せしめた。これは、軍・封・帝國主義によつてその社會的基礎を維持する目的をもつて形成された中小企業組織が明確に獨占支配のためにその基礎として利用されることとなつたことを意味する。すなわちいまや中小企業は地域的統制組合に強制的に加入せしめられ、しかして統制組合單

位に統制會へ加入せしめられその下部機構たる地位におかれる。統制組合は「國策の遂行に協力する」だけでの立案に「參與且つ協力」する權利はなく、しかも統制組合長は、自己の解任權を有する統制會長に從屬せしめられるのである。

統制組合は統制會に支配され、統制會は會長の絶對的權限の下におかれ會長は主務大臣——國家にのみ責任をもつ。統制會の會長は獨占體そのもの代辯者によつてしめられる(表4)。これはまさしく中小企業に對する大企業の支配、中小企業の國家統制による「組織化」、すなわち獨占資本による收奪の組織化を意味するものである。(圖参照)

かくして、(一)國營企業、軍工廠(二)國策會社(三)統制會組織の三つの系列において日本資本主義構造に對應する國家獨占資本主義の體制は一應完全な姿態を形成することとなる。

國家—獨占體による生産統制圖式



第4表 第一次指定産業十二部門統制會一覽

統制會名	設立命令 年月日	創立總會 年月日	會長
鐵鋼統制會	16. 10. 31	16. 11. 21	平生 鈞三郎
石炭統制會	16. 10. 30	16. 11. 26	松本 健次郎
鑛山統制會	16. 11. 20	16. 12. 13	伊藤 文吉
セメント統制會	16. 12. 2	16. 12. 18	淺野 總一郎
電氣機械統制會	16. 11. 29	17. 1. 12	安川 第五郎
産業機械統制會	16. 12. 4	17. 1. 15	大河内 正放
精密機械統制會	16. 12. 1	17. 1. 10	原 清 明
自動車統制會	16. 12. 1	16. 12. 24	鈴木 重康
車輛統制會	16. 12. 1	16. 12. 22	島 安次郎
金屬工業統制會	16. 12. 12	17. 1. 15	鈴木 元
貿易統制會	16. 12. 24	17. 1. 27	南 郷三郎
造船統制會	16. 12. 27	17. 1. 23	斯波 孝四郎

日本經濟年報 48輯 204頁

この統制會方式による國家統制は戰爭の苛烈さが度を加え、「二重帝國主義」の諸矛盾が深化してゆくにつれて強化され、さらに國家と獨占體とのよりいつそうの結合をもたらしめてくるのである。十八年九月、軍需省設置にもとづく發注一元化、「軍需會社法」(昭一八・一二)の制定は統制會を國家によりいつそう密着せしめ、とくに五大超重點産業における産業統制を國家——軍需省の直接的統制下におき軍需省——指定軍需會社——大獨占企業を發注工場として、これに「協力工場」「集團利用工場」を集團的に配置するという系統化を完成した。ここに國家—軍需省と獨占體との結合は最高の形態に達する。

勞働力にたいする統制

以上見てきた國家獨占資本、統制機構の形成過程は、同時に勞働力にたいする強力な國家的統制機構の確立にともなわれるものである。すなわち國家は勞働力をも國家的獨占の機構のうちに制得することによつてはじめて多數の超過利潤を獨占體に保證し國家統制の究局の目的を達成することができるとだ。

わが國における勞働力統制は、天皇制による勞働者の自主的組織および運動の完全な制壓の上に形成され、したがつて比類なく苛烈なものとして現出する。すなわち、國家總動員法發動にもとづく政治結社・勞働團體の否認（昭一五）、國防保安法・治維法改正・豫防拘禁所設置（昭一六）、さらに言論集會等臨時取締令・新聞紙等掲載取締令（昭一六）等にもなわれつつ、組織をうばわれた勞働者にたいして上からの組織たる「大日本產業報國會」（昭一五）があたえられ、これが勞働力にたいする國家的統制組織の基盤たらしめられようとするのである。かくてかかる事情の促進を背景としつつ、國家はまず重要産業に勞働力を強力的に集中すべき手段として、いわゆる勞務配置を統轄し、學校卒業者使用制限令（昭一三・八）、國民職業能力申告令（昭一四・一）を制定し、これをさらに國民徵用令（昭一四・六）へと發展せしめ、その數度の改正を経て徵用の對象を青壯年、女子、中小商工業者へと擴大し、全國民を大獨占企業の收奪の前に立たしめて行つたのである。

同時にまたかかる強制的勞務配置は從業者雇入制限令（昭一四・四）、從業者移動防止令（昭一五・一）等による勞務移動諸制限の強化をともなう。これは十七年度には勞務調整令、十八年にはさらにこれが改正へと發展せし

められる。

これら勞務配置・勞務移動は、大量の青壯年の兵力、動員により、勞働力を絶對的にも不足せしめられつつあつた重要産業にたいする勞働力確保の不可缺な條件たるものであつたが、それが個別資本相互間の無政府性の上におこなわれ、しかもあくまで獨占體の超過利潤追求にうらづけられるものであつたかぎり、勞働力統制は同時に勞働力にたるする獨占資本のあくなき搾取の基盤をつくり出すものでなければならなかつた。そこで國家は以上の統制と同時に賃銀統制令（昭一四・四）賃銀措置令（昭一四・九）、賃銀統制令改正（昭一五・一〇）によつて賃

銀ストップおよびその實質的引下げをなさしめていたのである。

これら諸方策は戦争擴大と深刻化にともなひたんに勞働者はかりではなく、全國民にわたつて擴大され（國民勤勞報國隊——一六・一一）戦争遂行・一億一心の美名のもとに、全國民の勞働力を獨占體の搾取下に驅り立てたのである（表五）。だがかかる勞働力統制は、その強化とともに勞働力を無限に摩滅せしめ、ついにこれによつて保證さるべき獨占資本の超過利潤獲得にたいする桎梏とさへなる。ここに國家は工場事業就業時間制限令（昭一四・五）重要事業場勞務管理令（昭一七・二）を以てこれが制限を加えざるをえないことにさへなるのであ

第5表 終戦時勤勞者數

	人	割合
被徵用者	6,164,156	46.8
動員學生除	1,927,379	15.0
女子挺身隊	472,573	3.4
集團移入半島人	322,890	2.4
同華 人	34,000	0.2
一般從業員	4,183,271	32.2
合計	13,734,269	100%

朝日經濟年史 20—21年 201頁ヨリ作成

る。しかもこれらは戦争の終末期にいたるにつれ國家統制の最終的に強化されてゆく段階においていずれも撤廢され、もしくは有名無實と化し（一八年）男女・年令にかかわりなく、職場の軍隊的統轄の下に無制限労働・おどろくべき低賃銀下の酷使に甘んぜしめられねばならなかつたのである。ここにわれわれには國家統制の本質の集中的表現を見ることができよう。

第二節 國家獨占資本主義の矛盾

産業構成の高度化と不均等發展

以上、われわれは國家統制を背景とする獨占支配の發展——その極點として國家獨占資本の形成過程を追究した。獨占支配深化のこの過程は、産業構成の急速の高度化のうちに表現される。

かかる産業構成の高度化は何を意味するか？この過程をしめす産業別労働者数の推移はこの解答でもある（表6）。すなわち、重化學工業部門労働者数の壓倒的な増大、これにたいする「平和」産業部門の労働者数の減少、もしくは減少傾向は、生産の集中、集積、獨占の進行にもとずく廣汎な中間層の没落を意味するとともに、また戦時經濟において不生産的のみ消費される生産の増大と大衆の生活必需品生産の徹底的な減少——一方の側における富の蓄積と他方の側における貧困の蓄積を示すものだ。

ところで、このことはまた生産の不均等發展のうちに表現されている。（表7）は生産手段生産部門のよりい

第6表 産業別労働者数の推移

	昭和5年		昭和13年		昭和17年		13-5年	17-13年
	實數	比率	實數	比率	實數	比率		
金屬工業	97,504	5.2	430,446	11.9	545,396	11.5	332,942	114,950
機械器具工業	205,308	10.9	989,596	27.4	2,084,341	43.8	784,288	1,094,745
化學工業	142,970	7.6	375,581	10.4	473,521	9.9	232,561	97,990
ガス及電氣業	10,640	0.5	14,003	0.4	19,547	0.4	3,363	5,544
窯業及土石業	70,010	3.7	118,357	3.3	150,297	3.2	48,347	31,940
紡織工業	963,548	51.1	1,041,009	28.9	817,708	17.2	77,461	223,301
製造及木製品業	67,337	3.6	128,902	3.6	194,218	4.1	61,565	65,316
食品工業	164,074	8.7	220,503	6.1	238,499	5.0	56,429	17,996
印刷及製本業	64,469	3.4	74,764	2.1	70,530	1.5	10,295	4,234
其他の工業	99,658	5.3	211,172	5.9	162,358	3.4	111,514	48,814
計	1,895,518	100.0	3,604,283	100.0	4,756,415	100.0	1,718,765	1,152,132

工場統計表 工業統計表より作成

つその發展とこれにたいする消費資料生産部門の不均衡を示している。なかんずく十五年以降においては、消費資料生産指数は絶對的にも減少しているのである。昭和十、十二年を一〇〇として、昭和二十年には二六・九という指數は、いかに戦時下において人民消費が極度にきりつめられたかということ物語るものである。

ひとはあるいはこれを以て戦争にすべての原因を求め、資源不足の日本が戦争に直面することから不可避的に招來されたものであるといふかも知れない。だが、われわれはこのような結果がすべて資本主義發展のもたらす必然的なものであることをすでに知っている。とくに十五年以降には生産手段生産指數は消費手段指數を上廻るとはいえ、しかもその

第7表 消費材及生

		昭和 10年~12年	13年度	14年度	15年度
消費材	平均糸紙	100	114.4	108.2	99.5
	糸紙	100	73.5	67.7	57.0
	糸紙	100	125.5	139.3	108.1
	糸紙	100	108.6	111.0	112.3
	糸紙	100	126.4	159.5	141.9
	糸紙	100	102.0	4.1	5.8
	糸紙	100	83.3	98.2	94.8
	糸紙	100	87.5	115.0	103.8
	糸紙	100	107.8	117.0	123.7
	糸紙	100	167.1	181.5	117.9
	糸紙	100	179.1	173.1	177.8
	糸紙	100	105.6	122.8	142.7
	糸紙	100	112.4	112.2	118.6
	糸紙	100	21.5	12.0	8.8
糸紙	100	97.7	100.2	72.6	
生産材	平均鋼材	100	117.1	113.4	114.8
	鋼材	100	122.8	152.2	168.2
	鋼材	100	156.7	148.3	145.5
	鋼材	100	136.6	134.9	137.9
	鋼材	100	142.1	100.1	91.5
	鋼材	100	40.7	44.3	39.4
	鋼材	100	145.9	139.8	149.2
	鋼材	100	133.4	145.2	116.5
	鋼材	100	139.3	104.4	119.8
	鋼材	100	36.1	41.7	45.0
	鋼材	100	117.0	122.8	133.4
	鋼材	100			
	鋼材	100			
	鋼材	100			

註 昭和13年~20年度ノ基準年度ハ昭和10年~12年度ノ年平均

産材生産指數

16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
88.1	67.9	51.2	44.9	26.9
43.2	22.9	13.5	7.7	3.2
80.5	48.3	37.5	33.0	6.3
133.8	108.6	81.8	51.0	28.0
128.5	50.3	40.6	21.8	5.5
3.9	9.0	7.8	4.7	2.0
94.7	48.7	37.4	14.7	1.3
96.9	70.3	85.9	15.0	63.8
131.2	133.1	133.3	104.0	58.6
64.9	51.5	34.7	27.4	3.6
117.0	140.5	132.3	122.0	95.4
124.6	116.8	96.5	71.7	48.1
80.5	74.8	65.2	70.3	34.4
6.8	8.6	10.0	13.6	10.3
67.1	64.1	52.0	21.6	13.4
104.7	101.7	10.3	62.3	28.3
204.1	204.7	182.2	122.8	22.6
134.6	133.3	130.9	83.8	10.5
89.5	93.7	98.3	78.0	31.3
16.9	13.6	12.9	8.3	10.8
93.2	83.5	62.1	63.2	63.0
116.8	95.5	68.2	26.3	22.1
66.7	56.3	50.8	36.2	20.7
151.9	130.6	108.4	58.8	31.4
38.1	77.3	62.4	76.6	19.3
135.6	108.9	133.5	118.6	50.5

日本國家獨占資本主義の構造

* 國民經濟研究會調

11
2
135

第8表 航空機・造船・機械製造業における大企業資産内容の變化
(單位百萬元)

		株主資本	外部負債	内假受金	使用總資本	固定資産	投資	流動資産	
一七 年上期 末	航空機工業	512	1,645	1,045	2,156	523	27	1,606	
	造船事業	297	513	333	811	138	171	502	
	機械等製造業	305	557	240	861	238	31	593	
	合計	1,114	2,714	1,618	3,829	899	238	2,701	
18年上期, 17年上期=對 スル増加額		422	1,655	1,168	2,076	318	105	1,633	
同上増加率(%)		37.9	61.0	72.2	54.2	35.3	36.2	61.2	
資本 構成 比率(%)	一七 年上期	航空機工業	23.73	76.27	63.52	100.0	24.28	1.24	74.48
	造船事業	36.63	63.32	64.86	100.0	17.03	21.07	61.90	
	機械等製造業	35.40	64.60	33.16	100.0	27.62	3.55	68.83	
	一八 年上期	航空機工業	23.94	76.06	63.18	100.0	22.42	2.96	74.62
	造船事業	29.32	70.68	61.29	100.0	13.46	13.81	72.73	
	機械等製造業	27.77	72.23	62.09	100.0	22.60	4.78	72.62	

日本經濟年報 56 輯 76 頁ヨリ作成

生産の絶對量はもはや急激な低下傾向を惹起していることをしめしている。國家統制はまさにかかる低下に照應して強化され擴大されているのだ。

ここで、われわれはかかる生産の低下とともに、むしろこれと反比例して獨占體の獲得する利潤がいちぢるしい増大を示していることに注意しなればならない。國家統制の強化は結果としてこの獨占體に老大な超過利潤を保證するためのものであるということがわかるのだ。

生産力の低下と利潤の増大——腐朽化

これは就中、軍需會社資本構成をみることによつてあきらかとなる。すなわち主要軍需工業會社における株主資本の企業總資本にしめる割合はわずかに二〇——三〇%前後にすぎず、これに對し、外部負債は七〇%にのぼり、株主資本の二——三倍程度に達している。かかる外部負債の増大は大部分國家からの假受金、前拂金にもとづくものなのだ。ところでこれに對應する資産の側においては固定資本の割合は二〇——三〇%にすぎず、しかも縮少傾向が顯著であるに對し、七〇——八〇%をしめる流動資本の割合はきわめて急激な増大傾向をしめている(表8)。この流動資産の内容は半製品、原材料、預金、現金であるが(表9)、とくにこのうち預金、現金の四倍もの増加は、前拂金の生産に使用されず、企業内で急激に蓄積されていることをしめした投資によつて寄生的な利潤かせぎにのみ充用されていることを示すものである。

統制は獨占資本にとつては利潤の獲得のため以外の何ものでもなかつたことがあきらかである。統制がすすめばすすむほど獨占資本の利潤は増大した。しかもかかる利潤の増大は生産の低下と比例していたではないか！ここにわれわれは資本主義の最高の姿態として國家獨占資本主義における腐朽と頹廢との究局の相をみるのである。

生産の無政府性

られてゆくことを把握しうるであらう。

第10表 警 視 廳 經 濟

	取締總數		注 意	
	件 數	人 員	件 數	人 員
昭和13年7—12月	28,099	29,124	20,813	21,207
昭和14年1—12月	201,091	233,011	173,073	201,737
昭和15年1—12月	143,250	160,216	—	—
昭和16年1—3月	32,414	39,719	—	—

に獨占體の組織的收奪の下における中小資本の統制違反にかざられて、
 ることを銘記すべきである。獨占體はみずから、統制をかきみだしつつ、
 統制を強化し、これを中小資本の上に強制してゆく。ここに、國家統制
 そのものにおける救いがたき無政府性が、その強化とともに擴大されて
 ゆくのをみる。
 以上においてわれわれは、資本主義の最高の進化の表現としての國家
 獨占資本主義とその國家統制との進行をみた。さらに、われわれはこれ
 が日本資本主義の複雑な構造のなかをいかにつらぬき、またそこから、
 いかにかこの矛盾を激感することとなるかということをも具體的に究明しな
 ければならない。かくてこそ、本來この複雑な構造にふくまれる諸階
 級——もつともおくれた農民をふくむところのきわめて複雑な種々雑多
 な諸階級が戰爭經濟の過程において國家獨占資本と客觀的に對立せしめ

事 犯 檢 査 數 調

説 論	人 員	件 數	戒 告		送 致	
			人 員	件 數	人 員	件 數
	6,519	6,859	41	41	643	919
	23,398	23,934	181	181	3,351	3,579
	131,651	137,695	—	—	9,546	18,511
	26,681	17,896	—	—	926	1,720

日本經濟年報 45 輯 29 頁ヨリ作成

だが、われわれはここに右の統計にあらわれた「經濟事犯」が、一般
 るならば、われわれは、いわゆる「經濟事犯」の累年増加という現象を
 みる事ができよう(表10)。しかもこれは資本主義本來の矛盾の表現で
 あつたかぎり、本來統制の主體であり、みずからの利益のためにこそ、
 統制をおしすすめて來た獨占體自體においても例外をなすものではない。
 獨占體はその個々、その利益のためにはみずからしばしば統制を破り生
 産の統一を破らざるにはいないのである。
 だが、われわれはここに右の統計にあらわれた「經濟事犯」が、一般

だが本來統制は獨占資本の利潤を増大せしめるとともに、戰爭遂行の手段
 として、全生産を統一すべき目的をもつものであつた。われわれは、そのた
 めに戰爭の激化が、國家統制をして流通より生産へとすすましめ、これをつ
 いに、中小工業者、農民の生産にまでもふくむ全生産體制の統一にまで發展

第9表 同上主要流動資産内容

	17年上半期	18年上半期
流動資産	2,700,942	4,353,777
内半製品	1,231,746	1,560,184
原材料	567,532	798,183
預金・現金	216,032	843,141

同上 77 頁ヨリ作成

第四章 國家獨占資本の形成と中小工業

第一節 中小工業問題の本質

中小工業問題とは何か

戦時下の日本經濟においていかにおびただしい中小工業が存在し、そのためこれがいわゆる戦力増強^{II}生産力擴充政策遂行のためにどれだけ強力な阻止条件となつていたか、ということとは、いまこそあたらしく數字をあげて説明するまでもなく明白なことである。だが日本の工業の發展が、その最新の獨占資本主義段階にいたるまで、このようにおくれた中小工業なる生産形態をおびただしく殘存せしめて來たという事實はいつたいいかなる理由にもとづくのであろうか？

中小工業問題の本質は、たんに大經營と比較せられた中小經營の大量の存在という點にあるのではなく、大資本に從屬せしめられた小經營の問題という點にある。

周知のように維新以來日本資本主義の發展はまわめて早激であり、それは世界帝國主義に伍していちはやく資本の獨占的組織および獨占資本主義體制をつくりあげ、日本資本主義を帝國主義列強の地位につかしたためであるが、他方かかる資本主義の下における全經濟構造の發展がこれに照應する國內市場の發展のテムポはいちじりしく緩慢であつた。「何故ならいすれの資本國家においても、資本主義と兩立しえないところの、その發展を阻害するところの、『資本主義のためにも資本主義の不充分な發展のためにも苦しまねばならない』生産者の他位を比類なく劣悪化するところの舊制度が、かくも多量にのこされている國はなかつたからである」(レーニン「ロシアにおける資本主義の發達」岩波版 下卷三二頁)

日本資本主義構造におけるもつともおくれた舊制度たるものは、いわゆる半封建的土地所有制度にほかならない。かくて日本資本主義の發展過程のうちに殘存せしめられたこの舊制度は、全國いたるところにおいて無数の直接生産者をふるい生産形態にしぼりつけ、多くの「中世的隷屬の遺物」(レーニン)を以てその成長をはばみ、かれらを孤立分散的な小規模經營のうちに停滯せしめて來た。これにたいして維新以來日本資本主義の早激な發展・大資本のいちはやき形成は、そのまま漸次これらを資本の從屬下にとらえて行つたのである。大資本の小經營支配という問題はこのように資本主義の早激な發展・大資本の形成ということと、構造の經濟的發展の停滯・緩慢さ——小經營のおびただしい殘存ということとの矛盾のあらわれなのである。しかもこのとき、構造の經濟的發展の緩慢さを基柢とする日本農業における半封建的土地所有の頑固な殘存ということは、日本資本主義社會をその最高の帝國主義段階にいたるまで支配しつづけた絕對主義^{II}天皇制により、その固有の物質的經濟的基礎

として強力にむしろ人為的に維持しつづけられて来たことに由来するものであることを知らねばならない。そこで日本資本主義構造内部における大資本と小経営とのこのような支配・従属關係のながき存続をわれわれは容易に理解することができるであろう。

だがもちろんかかる支配・従属の形態は、資本主義發展のおのの段階において常にかわることなき同一の性質と内容とを維持しつづけていゝるわけではない。それはそれぞれの資本主義發展段階に應じてそれぞれその性質を異にしてゆくのである。すなわちそれぞれの段階を異にするのにつれて、まずこの關係の頂點に立つ資本の形態を變化せしめ、またこの資本に從屬せしめられる直接生産者の生産形態を變化せしめる。すなわち頂點に立つ資本はあるいは商業資本(問題)であり、あるいは産業資本(近代の工業の外資的支配)であり、さらにまた獨占資本であるのにたいして、他方直接生産者の生産形態も、そのもつとも原始的な形態たる手工業的家内労働から、マニファクチュアおよびマニファクチュア的分業労働を経て大工業の段階には機械體系にもとづく小工場の形態をも形成せしめる。

これらさまざまな支配從属の諸形態は、資本主義の發展とともに、たえずよりおくれた形態はよりすすんだ形態にとつてかわられながらなお新舊さまざまにいりみだれ併存し、二重・三重の支配從属關係をつくり出しつつ、全體として複雑な經濟構造を形成する。とくに資本の獨占段階においては、巨大獨占資本は從來商業資本や産業資本に支配されて来た家内労働者・マニファクチュアやさらに中小・零細工場などの孤立分散的直接生産者の全系列にたいする支配體制を終局的につくりあげてゆく。すなわち獨占資本は爾餘の中小資本・商業乃至産業資

本を仲介者「エージェント」たらしめることにより、あるいはこれをまったく排除することにより、さまざまな形態の中小経営にたいする支配を直接間接に貫徹してゆこうとする。獨占資本のこのような中小経営支配の問題をわれわれはそれ以前のたんなる資本の小経営支配の問題と區別してとくに中小工業問題と稱するのである。

マニファクチュアと中小工業

孤立分散的な小経営にたいする大資本の支配は、いまだ舊制度の殘存を大量に存在せしめているところの資本制生産の開始にあつてもつとも普遍的な生産形態としてあらわれる。すなわち中小工業問題の原型は資本家的マニファクチュアにおいて求めることができる。

「多數の小経営と併存する少數の比較的大きな經營こそ、資本家的マニファクチュアにとつて典型的である。前者と後者とのあいだには何らかの連關があるか? 上に解剖された資料は、それらの間の連關がきわめて緊密であること、大經營は正にこれらの小經營から成長すること、小經營は往々マニファクチュアの派出所を成すにすぎないこと、大多數の場合兩者の間の連關となるものは、大經營主の所有に屬して小經營を自己に從屬させているところの商業資本であることについて、何らの疑惑をも許さないのである。」(レーニン「ロシアにおける資本主義の發達」前出二四四頁)

資本制生産の生成發展にともなう分業の發展、しかももつともかんたんな作業への生産の細分は、多くの小生産者たちに部分的作業をそれぞれの自宅で行うべき可能性をあたえ、したがつてそれらの部分的生産行程をマニ

マニファクチュア経営主（それはみづから大經營をいとなむ産業資本たると、あるいは問屋たる商業資本たるとを問わな
い。――往々にして兩者はいりまじり、ひとつに兼ねられる）の有機的な支配の下に統一せしめることとなる。すなわ
ち資本家的マニファクチュアは、たんに個々の作業物としてのマニファクチュアの内部において形成される
ばかりではなく、ひろく孤立分散的小生産者を大資本の下に統一しこれを經營外において分散的に支配するこ
ろのいわゆる問屋制家内工業の形態においてもまた形成されてゆくのである。しかも前者は常にひろく後者をと
もなう。

「資本家的マニファクチュアの成長の表現としての小營業の（往々『獨立的』營業さへもの）成長、これは逆
説のように見える。――しかもそれにもかかわらず、これは事實である。かかる『クスタリー』（小營業）の『獨
立性』はまづたく虚構的なものである。他の部分的労働や、生産物の他の部分との結合なしには、かれらの労働
は行われえず、かれらの生産物はしばしば何らの使用價值さえも持たないであろう。だがこの結合は部分的労働
者大衆を（あれやこれやの形で）支配する大資本のみが造り出すことができたしまた造り出したのである。ナロー
ドニキ派經濟學の基本的誤謬のひとつは、部分的労働者たる『クスタリー』が資本家的マニファクチュアの構
成分子である、という事實の無視またはいんべいにある」（レーニン前出二三二頁）

マニファクチュアにおける大資本の小生産者支配についてこのような資本制的關係の形成とそれにもとづく
生産の社會化の本質に無理解だつたのは何もロシアの小ブルジョア・イデオロギイたるナロードニキ派經營にか
ぎつていはいはしない。わが國においても封建派大塚史學のマニファクチュア理論は、ナロードニキとひとしく

問屋制下におかれた直接生産者の家内労働を資本家的マニファクチュアの構成分子としてとらえず、問屋制
家内工業における商業資本とマニファクチュア作業場を經營する産業資本とを本質的にあいことなる二範疇と
して對立せしめ、資本が小經營をあらゆる方法を以て自己に從屬せしめてゆくところの歴史的事實に眼をおお
るのである。そこでマニファクチュアにおいて典型的にあらわれるところの資本の小經營支配、すなわち商業資
本を頂點とする家内制大生産の本質は、資本制的搾取關係の形成・生産の社會化の一過程としてとらえられるの
ではなく、むしろその孤立分散的小經營の上に君臨し、これらの形成的な獨立をそのままに搾取することを以て、
かえつてこれを近代的資本制的關係の形式をばばみ、労働の大衆的社會化の進行を阻止するものとなし、「前期
的資本」の収奪なりとして固定せしめられる。

資本制生産の形成についてのこの謬見は、さらに資本制生産のことなれる發展段階の分析のためにもそのまま
踏襲される。すなわち前述のように一般に大資本が孤立分散的に小經營を支配する形態は、とくにわが國におい
てはマニファクチュア段階のみならず、資本主義の最高の段階にまでひろく行われ、ついに獨占資本の支配の
下にいわゆる中小工業問題を結晶するにいたるのであるが、ここでその支配の頂點に立つ資本が商業資本にか
つて産業資本乃至は獨占資本となり、「近世家内労働」あるいは「下請制工業」を展開してゆくとき、論者はか
かる小經營を支配する資本は、それが産業資本であろうと、あるいは獨占資本であろうとその小經營にたいする
機能において商業資本すなわち「前期的資本」とは何らえらぶところはないというのである。かくてこのよう
な理論においては、日本資本主義における獨占・集中の高度化が追及されるかわりに、わが國獨占資本の「前期的」

機能が云々され、さらにかかる獨占資本そのものを全身封建的・寄生的性格におおわれた「前期的資本」としてえがき出し、そのためわが國の經濟構造において具體的特殊的な表現をとりながらも、なおまさまさと露呈されてゆく獨占資本主義の矛盾の展開を、すべて「封建的特質」のあらわれに歸着せしめ、ついに事の本質を見失うにいたるのである。(藤田敬三氏らのいわゆる「下請制工業」理論を見よ)

もとよりこれらの日本的ナロードニキの諸理論はわれわれには全く無縁である。すでにわれわれはマニユファクチュアにおいて問屋資本あるいはマニユファクチュア資本の下におかれた孤立分散的小經營のなかをまぎれもなく資本制的諸關係がつかぬいてのを見た。問題はかかる大資本の小經營支配が獨占資本のもとといゆる中小工業問題においていかに深化され擴大されしかも質的な飛躍をとけるにいたつたかということの究明にある。

中小工業問題の形成

日本における獨占資本主義成立の時期は、いうまでもなくすでに明治三十年代にさかのぼりうる。しかもそれは産業資本の確立にただちに踵を接し、また同時に帝國主義體制の確立・出發を開始せしめるほどのものであつたと、その發展の早激さはひろく國內のあらゆる經濟組織における社會的・經濟的發展のいちじるしい滯滞・緩慢さと、深刻な對比をなすものであつた。資本主義の早期・急激なる發展は、本來資本主義の極度に不均等・不均衡な發展によつてのみ可能とされるのであり、兩者はまさにわかちがたく表裏をなすのである。獨占の形成はかかる不均等・不均衡的發展をさらに強化しいちじるしいものとする。それ故日本における獨占資本の支配は、當

然このような資本主義發展の不均等・不均衡のきわめていちじるしい状態に基礎づけられてのみ確立されるものでなければならなかつた。すなわちわが國における獨占支配體制の確立過程は、その發展のテムポのいちじるしい緩慢さを以て特色づけられ、それ故に孤立分散的小經營をおびただしく殘存せしめているところの全國諸産業を次第にその支配下に編成してゆく過程を意味したのである。

日本における獨占體の形成は資本主義發展の早激さの故に、獨占資本主義の確立にとおくさき立つている。たとえば最初の獨占的組織として知られる日本製紙連合會はすでに明治十三年に成立し、大日本紡績連合會は明治十五年に形成されている。このような獨占的組織がいはやくつくりだされているのは、一般にひろく市場とむすびつく可能性をもちしかも外國先進工業との競争に壓迫されていた重要工業諸部門と市場をその支配の下におくための信用商業部門においてであつた。(重工業ははじめより軍事工業として國家資本の獨占するところとなり、のちにその半ばは漸次獨占資本の進出するところにゆだねられる。——なおこれらの點については本書第二章を見よ)その他の在來・土着諸産業は、地方資本と封建的諸關係にまといつかれた無數の孤立分散的な小生産者の手中にゆだねられ、緩慢な滯滞しがちな發展をたどつていたのである。これにたいして獨占體はそのいちちはやく占據せる重要工業(紡績・化學工業・鑛業さらに機械工業など)ならびに信用・商業における獨占的組織を據點として、獨占支配體制確立以來、ひろく内諸産業・諸分野の獨占支配にのり出し、小經營者の生産を制握してゆく。獨占支配のこの過程は從屬者たる直接生産者層内部における階級分解の進行過程に相照應して進行せしめられる。かかる觀點より見るとき、獨占資本の小經營者支配の進行——すなわち中小工業問題の形成されてゆく過程はつぎのようであ

地方諸産業においてマニユファクチュアはすでに幕末にその先蹤を見た。とくに明治三十年代にいたる産業資本形成過程においてマニユファクチュアは、急激な農民層分解・農民的家内工業の没落にともなわれ全国いたるところに普及した。ここに農民的家内工業をうばわれた農民労働力は、地方商業資本、問屋の下にマニユファクチュア作業場へ、あるいはマニユファクチュアの一分業としての問屋制家内労働へと編成されてゆく。たとえばこれを地方織物業についていうならば、ほぼ明治二十一―三十年代に展開されたパターン織機の農民的手織機凌駕過程において見られるところである。

ついで三十年代以降、獨占資本主義成立期は、地方マニユファクチュア工業についていうならば、それが一般的な大工業發展の波におしながされ、市場の急激な發展に照應しつつ、あたかも全般的に機械化・工場工業化してゆく時期である。舊來の地方資本——問屋・マニユファクチュア資本のうちにはみずから機械制工場を経営するものもあらわれる。しかも生産が機械化され、工場工業が普遍化してゆくのにともない、地方資本と小經營とのあいだの支配從屬關係は、すでにマニユファクチュアⅡ家内労働における場合とは質的にことなる關係となる。

すなわち四十年代以降、電力全國普及(電化はそれ自體獨占資本主義形成の一指標である。)は、とくに地方工業の機械化を促進し、それとともに漸次舊來の手工的小經營は輕便な電動をもつ機械制小工場・納屋工場に轉化して行くのである。これらは資本家マニユファクチュアの場合手工的小經營・家内工業が問屋Ⅱマニユファクチュア資

本に從屬せしめられマニユファクチュアの部分労働を構成したように、ここでも問屋や地方工場の統轄の下におかれ、機械制工場工業を構成する部分労働たらしめられるのである。工場工業の發展によりいまや終局的にその手工的家内工業をうばわれそのまま潜在的な過剰人口たらしめられてゆく農民家族の低廉労働力は、ここで問屋資本のあくなき搾取の下に編成される下請制小工場零細工場の存立のために不可欠の労働力給源を提供する。第一次大戦をめぐる好況期は輸出工業を先頭に、全國にわたつて輕便電動力をそなえた零細工場・小工場を簇出せしめている。たとえば織物業についていうならばこれは電動力による力織機の普及によつて示され、明治末より大正年間にわたる期間がこれに該當する。——だがもとよりすべての工業がかかる展開をとげているのではなく、ひろい市場をもたないものはあいかからずマニユファクチュアの段階にとどまり、あるいは農民的家内工業に停滯し、しかも漸次これらも大工業の影響の下におかれて行くものであることに注意しなければならない。

すでに重要工業の頭部を占め、商業・信用を占據して廣い市場を制握する獨占資本は、その原料供給・製品販路を通じて、いまや全國にわたり中小生産者とその支配網のうちにとらえてゆくのである。たとえば中小業者に原糸を供給して賃加工させていた産地原糸問屋が紡績資本の代理店となり、あるいは輸出物二重問屋が貿易資本の出店となるように、獨占資本はまず地方資本・問屋をつかんでこれを自己のエイジェントたらしめ、直接生産者を二重三重の仲介を経て間接に支配する。だが獨占資本のかかる進出のためには、地方工業・中小産業が全般的に機械化されみずから原料および製品のための市場をひろく要求する段階に達していることを必要とする。したがつて小營業全般にたいする獨占支配體制の形成は、その一般的な機械化Ⅱ工場工業化に對應してはじめて

顯著に進行する。

かくてつくられてゆく獨占資本による支配從屬の體系は、獨占資本を頂點とし、中間に二重三重もの仲介・エージェント資本を介在せしめ、家内工業・マニファクチュア・機械制工業という各種の發展段階にある工場の諸形態を自己に從屬せしめながらその最底邊を無數の零細經營によつて構成される巨大なピラミッドをなす。しかもこれが無數の小經營・中小資本の獨立性の喪失・獨占資本への從屬によつて建設されて行くということは、そのままこの支配體制の建設がこれらの小經營・中小資本の存在の基礎をほりくずし、かれらを没落においやることによつてのみ可能なることを示すものである。

すなわち獨占支配下における小經營の問題としての中小工業問題は、一方においてまさしく獨占資本による合理化の問題にはかならない。だが合理化ということは、獨占集中の進行とともに中小工業乃至は小經營が獨占資本の壓力の下に驅逐され清掃し去られてしまうことを意味しているのではない。獨占資本の支配・搾取は、他方において無數の小經營を擁するあたえられた日本資本主義の構造的特質を利用することによつてのみ貫徹せしめられるのである。そのかぎり、搾取の加重を常にみずからの生活水準をぎりぎり切下げることによつて耐えてゆくところの中小工業者の小生産者の特質・醇風美俗たる「柔軟性」は、好況・不況期を通じて常に獨占超過利潤のために涸れることなき源泉となる。

それ故合理化の進行・獨占集中過程の進行とともに小經營はたえず没落せしめられながら、またかえつて常にあらたな形態の下にみずからを生み出し、不斷に中小工業問題を再版してゆくのである。これは矛盾である。だ

がこれはまさしく日本資本主義の構造における矛盾である。しかもまたかかる構造の内部を資本主義の價值法則が貫徹してゆくことによつて誘引せられるところの基本的矛盾である。資本主義の發展・獨占の進行は、小經營の階級分解を促進しかねるの存立の基盤をうしなわしめてゆくことによつてのみ可能なのであり、そしてそのことによつてのみその小經營にたいする搾取體系をつくりあげることができるのであり、それはついには日本資本主義全體の危機を招来せずにはいないのである。かくて資本主義の進化・獨占資本による中小工業の壓迫合理化政策は、中小工業問題の解決あるいは一掃のためにいかなる役割をも果しうるものではない。それはかえつて問題を激化するだけにすぎない。これが解決への道は資本の對極の立場からする構造の徹底的變革以外にはありえなかつたのである。

かかるものとして中小工業問題の變貌過程の追及は、獨占資本の下におけるわが國經濟構造の變貌および構造的矛盾の激化をあとすけるものである。まさしく中小工業問題は、その頭部は獨占資本の支配につらなり、その底邊を半封建的低廉勞働力を以てささえられるものとして、實に日本資本主義の構造的矛盾をさながらに體現するものといわねばならないであろう。

獨占支配體系の成立——すなわち中小工業問題の形成過程は第一次大戰にひきつづく資本の一般的危機の深化過程において、合理化政策の下に極度の尖鋭さを以て進行し、中日事變前後・統制經濟とともにその究極の形態に到達する、すなわちここでは國家獨占資本の下における中小工業從屬の問題が提起されてくるのである。

第二節 戰時獨占資本主義と中小工業從屬諸形態

工場下請制度について

一般的危機の進行・資本の合理化政策の強化とともに、分裂と没落とをめぐりし、かくりかえし新陳代謝しつつ形成されて来た中小工業問題は、昭和恐慌の洗禮をうけさらに滿洲事變を契機とする準戰時體制・中日事變によるその戰時體制への突入——という過程において、獨占支配體制へのあらたな從屬の問題を提起する。

滿洲事變より中日事變の開始——すなわち準戰時體制より戰時體制への轉化にいたる時期の中小工業および大工業の發展を見るならば次表のごとくである。ここでは昭和六年より十三年にいたるあいだ、軍需工業および輸出工業の發展を背景として全工場數において約二倍弱、労働者數においては四倍弱の飛躍的發展が示される。そのうち二〇〇人以上の大工場の増加とともに、中・小零細工場の簇出はいちじるしい。だが見るならば、大工業生産額の増加は文句なしに壓倒的である。これは戰時下工業の發展があきらかに資本の集中の上におこなわれていることを示している。

この傾向はのちにも見るように戰時經濟の全過程をつらぬく傾向であつた。しかもかかる集中傾向にもかかわ

第1表 工場規模別増減表 (昭6-13)

	5—30人	30—100人	100—200人	200人以上	合計	
工場數	6年	55,375(85.9)	6,503(10.1)	1,343(2.1)	1,215(1.9)	64,436(100)
	9年	68,738(85.6)	8,554(10.7)	1,615(2.0)	1,404(1.7)	81,311(100)
	13年	98,641(86.0)	11,502(10.2)	2,165(1.9)	2,024(1.8)	112,332(100)
職工數人	6年	484,306(29.2)	326,121(19.6)	182,700(11.0)	667,205(40.2)	1,660,332(100)
	9年	629,901(29.1)	424,003(19.6)	211,795(10.1)	891,753(41.2)	2,163,453(100)
	13年	841,289(26.1)	552,540(17.2)	291,774(9.1)	1,529,818(47.6)	3,215,421(100)
生産額 單位百萬元	6年	1,255(24.3)	1,049(20.3)	622(12.4)	2,248(43.4)	5,175(100)
	9年	1,807(19.3)	1,637(17.4)	970(10.3)	4,975(53.0)	9,390(100)
	13年	3,436(17.5)	8,149(16.0)	1,809(9.2)	11,273(57.3)	19,667(100)

* 工場統計表ヨリ作成

らず中小工業は相対的な比率においてこそ年々減少を示したが、その絶対數は戰爭經濟の發展とともにますます多きを加えて行つた。一方における大工場の量的・質的な發展のいちじるしさと、他方における中小・零細工場の不斷の簇出・氾濫と——この兩極の數字のうちに、戰爭經濟においてもたらされた中小工業のあらたな從屬形態がかくされている。

すなわちここでは工場下請による中小工業の大工業部分労働としての充用傾向が支配的となつていたのである。戰時下における大工業の急激な發展はかかる中小工業を基柢とし、その低廉労働力を充用することによつてのみ可能ならしめられたのである。むしろこのことは事變がひき起した廣範圍な大工業の發展が、日本資本主義の構造的性質のうちにおいて當然蓬着すべ

き事態であつたといわねばならぬだろう。

すでに一般的危機の深化・合理化の過程とともに進行せる中小零細經營の機械化傾向は、それが舊來の間屋支配を脱して直接大工業に従屬し、その部分労働をして編成さるべき傾向を持つ。もとより間屋支配といえども、それは單なる流通支配であるだけでなく、間屋は事實上の生産支配者として中小經營の上に君臨するものであつたのであるが、しかしながら生産の機械化と集中・大工業の發展してゆく過程のうちにあつては、中小經營はすでに大工業の一構成分子たらしめられて間屋自体もみずから部分的に生産行程にのり出さなければならず、ついに問屋は大工業資本にその地位をとつて代られ、わずかに大工業以前のマニユファクチュア、家内工業において、百貨店資本や貿易資本の觸手としてのその支配を残存せしめてゆくばかりとなるのである。

かくて中小工業の大工業への從屬は昭和恐慌のおそるべき生産荒廢のあとをうけ、滿洲事變以後つくられた輸出工業と軍需工業の景況にその舞臺を見出し、さらに中日事變開始による軍需工業を中心とせる國家獨占資本の全面的な經濟統制においてその究極の形態にまで發展してゆく。

このような中小工業のあらたな從屬形態としての工場下請制度は、急激に擴大された市場に對應せる大工業の生産擴充の目的の下にはじめられ、從來の間屋制的中小工業の應急的動員によつて出發する。そのかぎり工場下請制の本來の意圖するところは、大工場側によつて「理想トシテハ競争サセルガ可」(兵庫縣下某製鋼所報告——日本工業協會編「大工場ト中小工業ノ連絡提携並ニ中小工場ノ技術的指導」昭一二・四)とされるように、あくまで下請相互をして競争せしめ、その下請加工單價の切下げをたがいにみずからの生活費を切下げてゆくことによつてたえ

んとするところの中小工業の特質を利用するところにあつた。それ故一般に「下請工場ニ發注シウル部品名」として大工場側からあげられるものは「(イ) 重要ナラザル鑄造品及び鍛造品、(ロ) 精密及び機密ヲ要セザル機械ノ組立品、(ハ) 重要ナラザル機械部品ノ仕上加工、(ニ) 重要部品ノ粗仕上程度ノモノ」(兵庫縣工業會報告——同上)等々であり、また「目下本社ニテハ技術優秀ナル下請工場少ナキヲ以テ、重要品ハ特定トシテ雜物ヲ競争セシムルコトトセリ」(前出製鋼所報告——同上)という立場が貫徹されてゆくののである。かかる立場において中小零細を問はずあらゆる工場が下請に動員されその大なるものは直接親工場の發注の下に、その零細なるものは二重三重のプロオカアの手を経て、工場相互の競争が利用される孤立分散的・浮動的な下請形態が支配的とされたのである。

だが他方、市場のより擴大してゆく要求にこたえんがためには、資本はその工業生産の擴充をかかる浮動的な下請利用形態においては求めえない狀況に立ちいたる。とくにガタガタ旋盤一臺をたよりに計數的觀念もなく職人の「カン」にみちびかれて「押つけ仕事」に急場をしのご町工場の生産性低位のよつて來る所以は、親工場の下請利用の立場が「たたけばたたくほど安くなる下請單價全く不思議なほど安い」(藤田敬三)という孤立分散的小經營者の浮動的利用にもとずいていることにあつたのである。すでに下請工業が大工業生産の部分労働として包攝されている段階において大工業生産の全體としてのより大なる生産力發展を期せんがためには、親工場の下請工場にたいする支配がより有機的・直接的であることを要請しまた下請工場自体も淘汰され整備されることを必要とする。そこで下請形態は中日事變の長期戦化・太平洋戦争への突入とともに、とくに急激に擴大せる市場

をもつところの機械器具工業(なかでも工作機械)において、中小工場の浮動的利用形態から専屬下請工場制度への發展を示すこととなる。

下請専屬化は「必要缺クベカラザル下請工場ニ對シテハ、又有利有望ナル下請工場ニ對シテハ資本的ニ援助スベキデアル。但シ資本的ニ援助スルトキハ徹底的ニスベキデ、ムシロ子會社程度ノモノトシ經營ニ對シテハ發言權アルイハ場合ニ依リ經營權ヲ握ルベキデアル。シカシ下請工場ハ業種アルイハ經營等種々ノ關係上合併スベキデナク下請工場トシテ利用スベキデアル」(前出)というように大工場の中小經營にたいする資本的支配の強化・貫徹を方向付けるものであるが、他方において、それがあくまで孤立的經營者を下請として利用せんとするものであつたかぎり、浮動的な下請形態のうちに典型的にあらわれている中小工業問題の本質的矛盾は毫も解消し去られたわけではなく、それは資本支配のあらたなる強化のもとにいつそうはけしいかたちで引つがれるにすぎなかつたのである。すなわち巨大計器製作工場の經營當事者はつぎのようである。

〔下請工場にたいしては〕矢張常々から指導してその工場に適した單純な作業を教えまして、これにその作業の下請をやらせるということが一番宜しうございます。しかしそうなりますと、下請工場としましては非常に不安があるのであります。第一には不景氣その他で親工場が閉になると、すぐ自分のところに仕事が來なくなる。常時外の仕事をやつておらぬから急に外の仕事に當つても巧く轉換ができないので非常に困難するのであります」(藤田敬三編「下請制工業」昭一八)。あるいはまた同様に大機械メーカー當事者はいう。

〔下請工場解除の場合であります。これはまことに大きな問題であります。すなわち下請工場を利用するだけ

の仕事量を持たなかつた場合にどうなるかという問題であります。これは下請工場を設けた當時すでに考えたこととでありまして、昭和七年の初頭の情勢では大體二ヶ年乃至三ヶ年間は大丈夫持續しうる豫想のもとにその間に設備機械代を償却が出來れば解除しても差支えないとの考えから下請工場にも納得せしめて居つたのであります」(同)

そこで中日事變の當初企劃院の下請利用巨大工場に發したアンケート「下請工場にたいする方針」にたいする回答は主として「専屬の方針なるも非専屬を併用す」あるいは「専屬を加味せる非専屬方針なり」というものであつたといわれる(小宮山琢二「日本中小工業研究」昭一六)。

だがいすれにしても、下請専屬強化の方向は、戰爭遂行のための生産力増強を唯一至上の目的とした軍・封・帝國主義軍部官僚の指導方向であり、また戰爭經濟のおしすすめた獨占資本の極度の集中がもたらすひとつの歸結であつたのだ。すでに中日事變の當初において、このような権力の志向は、資本の志向といまだ統一せられざる形においてその表現を見る。すなわち地方官廳を媒介とし軍工廠による地方鐵工業者にたいする發註下請組織としてのいわゆる「地方統制工業」がそれである。

「地方統制工業」

これは「昭和九年、高知縣廳が吳海軍工廠にたいして、縣下鐵工業救済のために發註方を懇請したことに由來」(小宮山・前出書)するものであり、その目的とするところは、「中小工業者の技術の向上と未利用工場の徹底的

利用による戦時工業能力の増大」「統制工業に従事する職工の精神的及び技術的訓練による在郷職工の養成」および「工業分散による敵の空襲被害軽減」等にあつたとされる(藤田敬三「軍需工業における下請制を主題として」社会政策時報・昭二二・九参照)。すなわちここでは軍部および地方官廳が指導して、中間ブローカーを排除しつつ、大資本がその利潤追及の立場からいまだ到底手を出しえないような、鍛冶屋や鑄物屋に毛の生えた程度の零細工場にいたるまでの地方鐵工業者を工程別分業にしたがい共同作業場を助成し上から強力に組織してゆこうとこころみられる。だがもちろんかかる絶対主義軍部の意圖にもかかわらず、それは資本主義法則の埒外に立つて、國防體制の確立と絶対主義的ユートピアのために中小工業の完全な組織をつくらしめ、たやすく生産力の繁榮をうたわしめうるものではない。軍部下請工業は、「戦時インフレ景氣にさいし、物價騰貴のなやみから壯丁を戦場に送つている地方農民を救うため、仕事と利益とを普遍化するためであります」(小宮山・前出書)という軍部官僚・陸軍科學研究所長のいうように、いまだ絶対主義によるその社會的基礎の維持・培養のための努力以上に出ずるものではなかつたのである。

それ故戦力増強のための中小工業組織強化というはじめの意圖は常に資本主義價值法則と衝突し、價值法則にしたがわしめられ上からの助成も統制も「たとえば心棒を少しけずりすぎたとき、孔の方をそれに加減するからがたがたにはならないが、寸法を考えてみるといい加減である。こんなことを兵器の部分品にやられたらたまつたものではない。第一どれにも合うようなものが出来ないばかりでなく、計劃の時に考えられた強さに不安が出来る……」という工廠側の計劃立案當事者たる一技術將校の不安を打消しえず、結局下請單價を切下げて低廉な

農村勞働力のよりいつそのの收奪を行うものとなり、かくては元方工場たる軍工廠長官をして「地方業者に機械兵器を注文することは」「實行が非常に困難である」と斷定せしめざるをえなかつたのである。(「地方統制工業打合せ報告書」昭一〇・一二参照)

されば中小工業統制組織の強化としての下請專屬化の方向は、上からの強力が一朝にしてなしうるころではなく、まさに資本の價值法則の貫徹にまたねばならぬものであつた。すなわち生産の社會化が生産手段の私的占有の強化、資本の集中によつてのみ進行せしめられうる資本主義の下においてはそれは中小工業を助成しその興隆をはかりこれを社會的分業の一環をになわしめる方向においてではなくて、かえつて中小工業そのものの分解をうながしその無限の收奪の上に進行するところの獨占支配體制の強化・合理化の強行の方向においてのみ形成されて行くのである。戦力増強をめざす絶対主義軍部の志向は、獨占資本主義の強化・集中の促進という資本の志向と究局において一致せしめられこれを上から強力にバック・アップしてゆかなければならなかつたのだ。が實際にかかる軍部と資本の志向の一致が戦力増強を實現しえたか否かは別問題である。

中日事變の長期化太平洋戦争への突入の過程において急激に強化されて行つた統制經濟は軍部のかかる志向にもとづくものであるとともに、その至上命令が獨占資本の全國全産業にたいする支配體制を確立してゆくのをバック・アップせるものにはかならぬ。それはさらに金融資本をして國家獨占資本主義體制の完成へと傾斜せしめてゆくものであつた。

第三節 國家獨占資本主義と中小工業

國家獨占資本と「協力工場」

獨占支配の進行とともにすすむ戦時下中小工業の分解・没落の過程は、事變開始以來、軍政府の至上權を背景とせる「中小工業整理統合」の政策の強化過程として表現される。中小工業整理政策は、準戦時體制より戦時體制・太平洋戦争への突入という戦時經濟體制・太平洋戦争への突入という戦時經濟の進展とともに獨占集中が進行し階級分解がより深刻化してゆくものにもなつて、より強化され、よりはけしいものとなつてくるのである。すなわち整理の強行はまず昭和十三年事變の長期化の見透しの下に、輸出の不振と軍事生産力擴充の必要にうらづけられつつ、各種國內向物資製造禁止にともない、生産者の轉廢業強化として強行される。ここでは纖維關係の整理がもつとも集中的におこなわれ、たとえば昭和十四年二月末の失業者總數四萬二百餘人のうち纖維關係のみでその半ばに近い一萬八千七百餘人をかぞえる。それだけ纖維部門での獨占・集中はもつともはげしく行われた。なかでも綿業においては、リンク制の下に紡績獨占資本が紡績から織布にいたるまでの輸出用綿製品生産全工程の責任を委ねられ、したがつて從來の機業家はすべて紡績の依託によつて賃機業者たらしめられることとなつたのである。そこでここには、他の産業部門にさきがけていち早く紡績獨占資本を頂點とする下請機構の

整備・專屬下請制の強化が組織的に行われる。

事變當初の整備はこのように不急産業の整理として進行しこれらの部門での下請中小企業の分解・優秀工場の專屬下請化を促進せしめたが、他方軍需工業部門においては他部門からの轉業者もふくめて中小工業はすばらしいいきおいで簇出・氾濫し、自轉車屋の店舗を改造して古手のガタガタ旋盤一臺をそなえつけた街工場や農家の納屋を直した農村工業にいたるまで動員され、未曾有の混亂と無政府状態を示したのである。ちなみに昭和十四年における全産業労働總數四九五萬の中、機器關係労働者は一二四萬人を占めている。

だが戦局の推移とともに、絶対的相対的な生産資材の窮迫・労働力の消耗に漸次これら時局産業においても中小工業の整理と資本の獨占・集中とを促進せずにはいられない。昭和十四年から十七年にいたる統計は如實にこれを示す。すなわち全國全産業工場總數も、労働者總數もいずれも減少をせしめてるのであるが、なかでもとくに五人未満零細工場は次第にその工場總數に占める比率を減少していることが知られる。これは労働者數について見るときはいつそうあきらかである。すなわち労働者數においては、二百人以上の工場労働者はかえつて増加しているのにたいして二百人以下工場の労働者數はいずれも減少し、とくに規模の零細なるにつれて減少の度合いがはなはだしい。(第二表参照)

この傾向は軍需産業の花形たる機械器具工業についても見られるところであつた。さきにも一言したように事變以來全産業の總退却にもかかわらず機器工業のみは一路増進をつづけ、第三表のごとく、十四年から十七年にかけての全産業労働者總數の増大は、すべて機器労働者數の増大に負うてるのであるがこのような機器工業にお

第3表 全工業對機器工業労働者數増減表 (14-17年)

	昭14年	昭17年	14-17増減數
全工業労働者數	4,950,881	5,061,888	+ 111,007
機器工業労働者數	1,240,137	1,796,029	+ 555,992
その他産業	3,710,744	3,265,859	- 444,835

* 工業統計表

第4表 規模別機械器具工場増減表 (昭14-17)

	規模別					
	5人未満	5人-30人	30人-100人	100人-200人	200人以上	
工場數	14年	49,462(68.1)	18,675(25.7)	3,253(4.5)	605(0.8)	617(0.9)
	15年	49,629(66.5)	20,147(23.8)	3,493(4.7)	658(0.8)	699(0.9)
	16年	50,227(66.3)	20,701(27.3)	3,425(4.5)	710(0.9)	765(1.0)
	17年	50,586(66.8)	19,670(26.1)	3,700(4.9)	744(1.0)	893(1.2)
労働者數	14年	109(8.8)	202(16.3)	161(12.9)	84(6.7)	634(55.1)
	15年	109(7.9)	218(15.7)	175(12.6)	90(6.4)	794(57.2)
	16年	108(7.3)	220(14.7)	171(11.3)	98(6.5)	898(59.9)
	17年	113(6.3)	216(12.1)	185(10.3)	101(5.6)	1,180(65.7)

* 工業統計表 (山中, 前出書参照)

主義資材配給統制にしたがつてまず大工場の各製作機種劃定とともに、部品製作は部品専門工場に集中させ、下請または加工に適する製品は下請工場にまわすように計劃指定され、他方においてはこのような資材配給計劃の強化によつて、下請工場指定制度、親工場の發註義務制を規定し、親工場を中心とする専屬下請群の有機的分業的組織を計畫するのにもなつて、指定された専屬下請工場以外の浮動的下請たる非能率工

第2表 工場規模別増減表 (昭14-17年)

	規模別					
	5人未満	5人-30人	30人-100人	100人-200人	200人以上	
工場數	14年	569,827(80.5)	120,035(17.0)	13,181(1.9)	2,328(0.3)	2,223(0.3)
	15年	554,412(80.4)	120,261(17.1)	13,021(1.8)	2,283(0.3)	2,240(0.3)
	16年	550,619(80.1)	119,779(17.5)	12,407(1.9)	2,156(0.3)	2,125(0.3)
	17年	512,802(80.2)	109,905(17.2)	12,213(1.8)	2,070(0.3)	2,204(0.3)
労働者數	14年	1,165(23.5)	1,124(22.6)	633(12.7)	313(6.3)	1,716(34.6)
	15年	1,144(23.0)	1,124(22.4)	630(12.6)	307(6.1)	1,782(35.7)
	16年	1,156(23.4)	1,128(22.7)	606(12.1)	293(5.9)	1,760(35.4)
	17年	1,137(22.5)	1,028(20.2)	597(10.8)	299(5.5)	2,021(39.9)

* 工業統計表 (山中篤太郎 "中小工業の本質と展開" 230-237 頁参照)

いて集中の傾向はよりいつそはなはだしくあらわれる。ここでは工場數も労働者數もおおむね各規模とも一様に増大をつずけているが、全工場數・全労働者數における規模別の比率の増減を見るならば、いちじるしい増加を示しているものは二〇〇人以上の大工場のみであり、他はいずれも停滞し減少しているものであつて、とくに労働者數においては、二〇〇人以下の工場ではすべてが比率を減少せしめていることがあきらかである。それ故機器工業の發展は大工場の發展を中軸としこれにもとずいているといつても決して過言ではないことがあきらかであろう。(第四表参照)

さてこのような事態を背景とし、さらにこの傾向に拍車を加えるものが、太平洋戦争突入をはさむ十五—十七年にかけてのいわゆる「重點主義」にもとずく「企業整備」であつた。これは舊來のようなたんなる生産諸分野確定のための整理方策にとどまらず問題はいよいよ機器工業にも移行せることを示すものであつた。すなわちここでは重點

場を漸次淘汰せんとする態勢がととのえられようとしたのである。このように下請専屬化の強化方向はついに國家權力を背景として全國全工場の規模においてとりあげられ促進せしめられることとなり、かかる専屬下請工場は國家のあたえた命名により「協力工場」とよばれた。とくに、この時期に前章にふれたように、十七年在來の獨占組織を中核とせる統制會が鐵鋼・機器等にもつくられ、すべての生産計劃・資材割當の權限が、この統制會に委ねられていることは、下請専屬制度強化の歸結として示された右の協力工場組織が、もはやたんなる個々の企業との下請從屬關係を以て律せられるものではなく、獨占資本が國家權力を背景として國家資本として獨占企業を中心中小工業を全國的規模において支配し組織せんとする體制であるということを規定するのに充分である。下請専屬化の方向はたんなる個々の企業の立場からついかかる事態にまで立ちいたらざるをえない。ここに引ずられ、合致せしめられなければならないことがあきらかである。

「協力工場」組織化は、昭和十八年、戰局の破局的段階への移行とともに、實行にうつされる。しかも、これが強化の背景には、國家獨占資本主義の終局的な完成の過程がよこたわるのである。

すなわち軍需省設置による、軍官發註の一元化、軍需生産一切の計劃實施の集中、また軍需會社法による全軍需會社にたいする會社徵用制度^{II}その直接の政府指揮下への從屬——これらはいわばすべての私企業を軍工廠なみにし國家直接の指導・統制の下におくものであつた。それとともに一方では、獨占體の代表と官僚とより成る統制會の權限はいつそう強化せられ、ついに資材より勞務にいたるまで一切の統制權をあたえられたのみなら

ず統制會に統一されたすべての軍需會社の理事・取締役の解任權をさえ委ねられることとなつた。すなわちすべての私企業が國家權力の指導・統制下におかれたということは、それがとりもなおさず國家を背景とし國家資本と融合せる強力な獨占體の支配の下におかれたことを示すものにはかならぬ。

かかる事態を背景とし、纖維・金屬・食品等民需生産部門二四萬餘工場のうち五二%——一七萬七千におよぶ工場を轉出又は廢止せしめて屑鐵回收の對象たらしめる終局的な企業整備にともなわれつつ、軍需生産部門における中小工業の業種別・地域別的「協力工場」集團組織が強權により着々とつくられて行つたのだ。

かくて全國生産部門は軍需工業に結集した巨大獨占資本——しかも國家資本と融合し國家權力を背景として一切の生産指揮・指導權をあたえられた國家獨占資本の支配の下におかれていたことはあきらかである。いかなる企業といえども生産指揮・資材・勞力の統制を通じてのその支配をまぬがれることはできない。それ故中小工業は大工場の専屬または共同協力工場として、またさらに二重三重の下請組織を経て結局は統制會・統制會社の樞要機構をにぎる獨占資本の搾取するところとならねばならなかつたのだ。ここではもはや大經營と中小經營との經營と經營とのあいだの從屬形態たる下請關係が問題であるばかりではない。獨占資本の全生産者にたいする收奪の組織化たることを意味する國家獨占資本の經濟統制が問題となるのだ。そして經營と經營とのあいだの下請關係は中小工業者を集團的に大工場産業資本の下に組織しこれを國家獨占資本の收奪のために媒介するため

の仲介關係たらしめられることとなる。いまや獨占資本の收奪は、國家獨占資本主義體制下においては全國的に組織され、全人民の上におよぶにいたる。

まさしく全資本家階級のあいだには、極度の分化が進行し、國家と緊密に融合せる一握の獨占體の代表者とその他の多數の資本家大衆とのあいだには完全な斷層がよこたわる。

中小工業問題の破局的段階

維新以來日本資本主義はその巨大な歩みを以て前資本主義構成ののこした遺制をつぎつぎとその發展のうちにまきこみ、かかる遺制に片足をつつこみ封建的諸制限に制縛され、おくれた生産形態に澁滞せしめられていた小經營者たちを大資本の支配の下にくりいれて來た。とくに獨占資本主義成立以後、第一次大戰以來は、かかる小經營者をつぎつぎに大工業の生産機構のなかへ投げこみ、このような大工業の小生産者にたいする支配の形式としての中小工業問題を生み出した。今次戦争はかかるものとしての中小工業問題を國家獨占資本主義の下にその發展の極限にまで達せしめたのである。

このようにして國家獨占資本主義の下における全企業の統制組織の下に一握の獨占資本の收奪のためのいわば國家的下請組織ともいふべき「協力工場」の完成にまで立ちいたつたこの中小工業組織化の方向は、果して戦力増強生産力擴充のための生産の統一を組織すべし、中小工業をして合理的な社會的分業をにならしめるにたえるものとなるものであらうか？

もとより否である。かかる中小工業組織がというよりはひろく統制一般が獨占體にとつてはあくまでその獨占的超過利潤獲得のための組織化であり、價值法則の貫徹してゆく方向においてつくられてゆくものであつたかぎ

り、本來個々の資本の恣意的な利潤の追及への欲求は決してやむことがないのである。しかもこれが中小資本の欲求をおさえて大資本の利益のためにおこなわれようとするとき、問題は腐朽的に内証せしめられてくる。獨占資本がすでにたんなる私的獨占體ではなく、強力な國家との融合のもとに全國的、全産業にわたつて生産を統一しその社會化をおしすすめようという事態の下においては、かかる組織の規模が雄大となればなるほど、この組織的結合の内部における個々の獨占體相互の對立、また國家統制によつて獨占體の支配機構のうちに編成されてゆく中小資本の統制にたいする反撥はよりいつそう激發せしめられなければならない。われわれはこれを戦争終末期——統制の強化にしたがつて激増してゆく資材の横流し、闇取引、闇價格——これらにもなる官僚の役得の増加・官僚の腐敗等の事例について見ることが出来るであらう。しかもこのとき本書第二章においてもふられたように「經濟事犯」として取締りの對象となるものは常に中小資本のみにかぎられる。獨占支配機構に君臨し國家權力を背景とする獨占體はみずからの利益のためにつくられた統制機構をかえつてみずからの利益のためにしばしば打破りながら、取締をまぬがれる。かくて統制の強化はかえつて存立する多くの資本のあいだの無統制の激化を内在せしめ、大小の資本による統制破りを惹起せずにはいない。——價格についても、統制價格は常にその背後にこれとならんで闇價格（自由競争價格）を内在せしめるのである。しかも統制の強化は中小資本を犠牲とし中小資本を取締ることによつて強行されながら他方獨占資本の利益にもとづく統制の腐敗化傾向をつみあげてゆかざるをえないのだ。

このように統制は個々の資本の恣意的な利潤追及をまつたく否定しえず、しかもそれが個々の獨占體の利益の

ために、その恣意的な利潤追及の方向において進展し強化されてゆくものであつたかぎり、それは一方では國家獨占資本の力によつて優秀中小工業の專屬下請化、「協力工場」的組織化という道をつくり出し強行してゆきながら、他方においてはその過程のうちにそれが絶えず動搖せしめられ、阻害せられる要因が存続するのをまつた排除することは不可能であり、それは統制が強化すればするほど大小資本のあいだにより内証せる、より激化せる形態を以て存在せしめられる。

すなわち無数の企業が分立する状態のもとにおいて、個々の大企業の下請利用は本來常に單價の切下げ、中小工場労働力の無限の收奪を以て超過利潤をつくり出そうというところであり、不斷にその機會を利用せんとするたため方法にはかならぬ。そのかぎり個々の大企業の下には優秀中小工場の「協力工場」組織とならんで非能率零細工場もたえず浮動的に利用されるのである。下請專屬組織化が遅々としてすすまず、またその組織形式がつかられ強行されんとしても常に完全に實行されなかつたのはそのためである。

他方大資本下の中小工業の側からいつてもその大工場との結合があくまで右のような親工場の一方的な利潤追及という本質につらぬかれた非有機的なものであるが故に、親工場にたいする從屬關係は常に不安なものとなる。下請工場の加工仕事は親工場の繁閑に應じて常に不同であり、それ故一工場に專屬化することによつて一定の恒常的な利潤の持續を期待することがかえつて不可能になるという皮肉な結果をさえ生ずる。そこで一工場專屬ということとを理想とする「協力工場」組織形態は、下請の側からも常に破られなければならないのである。國家獨占資本主義が結局一握の獨占體によるあらゆる手段を通じての全國・全産業的規模における搾取の貫徹

を意味したということは、すべての個別企業をしてその經營内における労働力價格の價值以下への切下げを不斷に企圖せしめ、それとともに經營の負擔を下請工業に轉嫁しつつ、下請・再下請への發注單價をたえず切下げてゆくという傾向の強化をもたすことを意味した。そのため統制の強化はいよいよ下請の搾取をまねき不斷に低コストにたえうる低廉下請工場が求められ、「たたけばたたくほど安くなる」下請工場労働力の無限の收奪を強行せしめてゆくことによつて右の無統制・無政府性の傾向をいよいよ内証せしめずにはいなかつたのである。「協力工場」組織化とともに極點に達してゆく右のような破綻は、昭和十五年以降はやくもその生産力の減退傾向を呈しはじめた金屬・機器等超重點産業の生産指數に表現されている(本書九二―三頁「表」参照)。かかる破綻は、日本資本主義構造の上を進行し、しかもその構造的性質の故に倍加されるところの資本主義の矛盾の歸結たり表現されたるものにほかならない。大工業の段階において殘存し大工業の基砦として利用される中小工業の存在そのものが、日本資本主義の構造的性質の生みおとすところなのであり、またかかる存在にたいする獨占體の無限の搾取の故に、國家獨占資本主義における矛盾は、よりいつそう激成せられ、國家統制にたいする私的・個別的無統制、生産の國家的統一にたいする各企業の無政府性が比類なき腐朽性を以て内証せしめられてくることとなるのである。

だが他方において、かかる資本主義の最高の發展は、また逆に中工小業存立の基砦としての農業における封建性をほりくすし、中小工業の存立そのものの基砦をうばい去るところの傾向を生む。このことは本章にすでに見たように戦争終末期における、大經營の壓倒的増大と中小經營の、とくにその労働者數の相對的減少という現象

に示される（一一〇—一頁参照）。これは資本主義發展の故に激化せしめられてゆく構造的矛盾を表現し構造的危機を示すものにほかならぬ。資本主義の發展はかかる構造的矛盾を激成しつつ、またそれによつて資本主義みずからの矛盾を救いがたきものとしてゆくのである。

ところでこのような構造的矛盾にもとづく構造的危機の深化過程は、この構造の上に君臨する天皇制國家機構そのものの危機となつてあらわれる。中小工業問題の深刻化のうちに表現される天皇制の危機は、すなわちその社會的基礎の動搖ということに示されるのである。

大工業發展段階における小生産者としての中小工業者は、從來その小所有者的側面の故におくれた農民の保守的諸イデオロギーにならんで労働者運動にたいする防波堤たらしめられ、資本の搾取にたいして團結する諸條件から隔離され、その孤立分散性のまま資本の搾取およびこれをバック・アップする権力の本質から眼をふさがれていた。そのため権力はこの孤立分散性にもとづく「醇風美俗」を維持し、これをその社會的階級的基礎たらしめんとする。資本主義の波にまきこまれ獨占資本の支配下に編成されんとする中小工業者にたいする上からの助成にもとずいて結成せしめられた工業組合制度は、権力の側からは一面においてかかる意味をあたえられていたのである。だがこのことは工業組合制度が、かえつて大資本のために利用するところとなるということをもさまたけるものではない。——ここに矛盾の権力としての天皇制の悲劇がある。

かくてこの権力がみずからの維持せんとする努力にもかかわらず、資本主義は急激ないきおいでかれらを没落せしめ、事實上の大資本の労働者たらしめてゆかすにはいないのである。とくに國家獨占資本主義の形成過程は

工業組合をその支配の表現たる統制經濟機構のうちに編成してゆく過程であり、これを以てまづたくその下請機關たらしめるにいたるのである。戦争の末期ともなればこのことはもつとも露骨な表現をとり、中小工業の集合體としての工業組合は、ついに獨占資本の下における「協力工場」組織における單位たる役割をあたえられるにいたる。権力が資本主義の高度化にたいして、その社會的基礎を培養せんがために助成せんとした中小工業組合制度は、まさしく當の権力みずからが必然的な資本主義進化の前に自己を適應せしめ、戦争遂行のためにかえつてこれを促進せしめなければならぬという不可避的な歴史的要請の故に、あげて國家獨占資本の支配下にゆだねられ、且つ獨占體の搾取のために中小工業者を結集すべき機關として獨占體の全面的に利用するところとされてゆく。かくて中小工業は天皇制の社會的基礎たるべきその小所有者的性格を日々にはうばい去られ、獨占資本の強壓下に没落し分解してゆかねばならぬのだ。われわれはこのようなところにいわゆる「二重の帝國主義」の基本的矛盾を見ることができよう。

このようにして國家獨占資本主義の強化にともない、構造的矛盾の一產物としておびただしく散在する中小工業、中小資本はごく一部のものが向上をしめたのをぞいては、ほとんどすべてものはそのとめどもない没落と、しかもその生産の大工業下における急激な社會化とともに、かかる構造の上に君臨し、かかる構造を維持せんとする権力にたいして抗争する民主戦線の一翼たるべき基盤を着々と形成されて行つたのである。われわれは次章においてさらに構造的矛盾の源泉としての農業構造の變化について見るであらう。

第五章 農業構造の變貌過程

第一節 農業危機と農業恐慌

絶對主義天皇制によつて支配される日本資本主義社會の經濟構造は、一方の極に農村における半封建的土地所有關係下の半隷農的零細耕作制度(小作制度)を根強く残存せしめるとともに、他方の極に大工業にみちびかれる最新の資本主義諸制度を日々に成長せしめ、これら新舊兩極のあいだに濃淡さまざまな過渡的・經濟諸制度を介在せしめることによつて構成される場所の矛盾にみちた複雑な構造をなす。資本主義發展の必然性は全經濟構造を日々にそのなかにまきこみ、この構造における矛盾を擴大し常に全構造の危機をよび起すものである。かかる構造的矛盾の根源たるものは、農業における封建性にほかならず、構造的危機の基礎たるものは、農業諸關係における危機にほかならない。すなわち全構造が常にブルジョア的進化の道を歩むにしたがつて、農業もまたこの必然的法則につらぬかれずにはいないのであり、資本の下にとらえられてゆかねばならない。だがこの農業におけるブルジョア的進化の方向は半封建的土地所有の存在とのあいだに不斷にはげしい摩擦を惹起し、農

業進化の速度を緩慢ならしめる。ブルジョア的進化は何もの力をもつてしてもとどめえない歴史的必然的方向であるが故に、ここに深刻な危機を招來し、資本主義進化がすすむほどこれを激化せしめてゆくのである。かかるものが農業危機である。

構造的矛盾の集中的表現であり、構造的危機の根本をなすこの農業危機はいままで日本資本主義の發展とともに明治末以降激化の一路をたどりそれが根本的解決のためには農業における封建的土地所有關係を一掃すべきことを要請して來た。だがまさにこの封建的土地所有をその存立の基礎とする絶對主義天皇制の支配の下においては、この危機は常にか上から半封建的地主の土地所有を維持してゆく立場からの改良的な解決策が講ぜられ、かくて寄生地主的土地所有關係を資本主義進化の方向へ適應せしめてゆくことによつて切りぬけられて來たのである。かかる上からの農業諸關係の改良によつては封建的農業の本質の改革は、一步もすすむものではなくその本質はあいかわらず維持される。しかも改良が行われるのに應じて農業諸關係はよりブルジョア化した、またいよいよブルジョア的進化のなかえまきこまれてゆかねばならない。そこで不徹底な改良はさらにより深刻な危機を招來する。

この農業危機が構造的負債の基本的な表徴としてもつとも深刻な發現を見たのは、昭和五年にはじまる世界經濟恐慌の一環としての日本經濟恐慌において比類なき深刻さを以て席捲した農業恐慌の時期においてである。すでに日本資本主義が獨占の段階に突入するとともに工業生産力は飛躍的な發展を示し、滯滞せる農業生産力との間にいちぢるしい開きをつくり出して行つた。(第一表)

第1表 I. 主要産業生

	明治20	" 25	" 30	" 35	" 40	大正 1
米	102	106	100	94	125	128
稻 枝 培 面 積	95	83	100	102	104	108
織 物	22	40	100	123	213	275
鐵	55	67	100	115	186	248
石 炭	34	62	100	189	263	382

II. 小 作 争

	大正6	" 7	" 8	" 9	"10	"11	"12	"13
争 議 件 数	85	256	326	48	1,680	1,578	1,917	1,532

作面積二町以上層の全面的落層、兼業農家の急減等々慘たる恐慌下の農村の實情はますますらくりかえすまでもない。だが農業恐慌はたんに農村の貧困化を生んだだけではなかつた。

農業危機の深化はそのブルジョアの進化の結果でありまたこれが克服のためには農業のよりいっそうのブルジョアの改良を生み出し、てゆく。

(イ) 商業的農業の發展 — 恐慌にいたるまでの商業的農業の發展は一般的表面的な分析においては封建的諸關係の中に兎角抹殺乃至過少評價されるのを常としていたが、この時期においては何人もその事實を否定することができないほどに明確な發展のあとをとどめている。まず蔬菜については、昭和元年には

産力發展指數 (明治30年基準)

" 2	" 3	" 4	" 5	" 6	" 11	昭和 2	" 7
128	145	142	149	139	155	153	154
109	109	110	110	111	113	114	117
291	267	310	461	595	1,111	1,188	942
255	322	297	361	497	230	376	853
414	433	393	445	512	538	652	545

* 俗正夫「農産物價格論」45頁ヨリ

議 の 増 加

"14	昭和1	" 2	" 3	" 4	" 5	" 6	" 7	" 8	" 9
2,206	2,751	2,052	1,866	2,404	2,478	2,419	3,414	4,000	5,828

* 立田信夫「日本産業組合論」118頁ヨリ

かかる矛盾がまさしく日本農業における半封建的土地所有關係にもとづくものであることを、われわれは土地問題をめぐる小作争議の頻發してゆく状態のなかに如實に見ることが出来る。かくてこのような農業における矛盾危機の深化してゆく過程において、経済恐慌がその負擔を農民に轉嫁したとき、これは全構造を震駭する危機となつてあらわれる。

いまや農業危機は一般危機の過程において、爆發せしめられた農業恐慌とからみあい、よりいっそう深刻となり、獨占資本とおくれた農業との構造の矛盾を救いがたくおしひろける。

このような深刻な危機の過程のなかですべての負擔は農民に轉嫁せられる。

農産物價格の下落、農家の負債の加重、耕

作付面積四九萬六千町歩であつたのが恐慌直前の四年には五三萬八千町歩、昭和八年には五九萬二千町歩に増加し元年に比べると二割の増加をみせている。これを個別的農作物についてはみるならば(第二表)減少・停頓の傾向をみせるのは僅かに豌豆・蠶豆にすぎず多くの蔬菜は程度の差はあつても何れも増加傾向を示している。とくにトマト・西瓜・甘藍・葱頭の進出は著しい。トマトが蔬菜として農業經營にとり入れられたのはこの時期である。次に果樹についてみても桃を除いて一様に増加している。そして舊來の特産地に對して新生産地が發生してきているのも見逃せない。(第三表)食用作物についても甘藷・馬鈴薯・小麦の商品生産としての移行が認められる。

最後に畜産についても豚・綿羊・鶏等小家畜の飼養が普及しとくに綿羊については投機的狀態さへ現出せしめている。(第四表)

また商業的農業の發展は、栽培技術を伴いまた新しく品種が、たとえば水稻(農林二號と三號)小麦(東海三號と東北三四號)西瓜(旭大和と都一號)南瓜(黒皮及び黒皮二號)梨(長十郎と廿世紀)等が採用され普及した。また市場の爭奪と獨占を廻る競争が廣く展開されたのである。

(ロ) 機械の導入——農業資本主義において機械の持つ意義はすでにあきらからかであるが、昭和二年から八年の六年間に石油發動機は約二倍に電動機は約三・四倍、脱穀機は約二・三倍、収摺機は二・四倍と從來のどのような時期にもみられなかつ

面積の變化 (比率)

	南瓜	葱	蕎麥	茄子	蠶豆	豌豆
昭和3	100	100	100	100	100	100
5	140	106	102	104	97	67
8	114	113	111	109	97	96

第2表 農業恐慌期に於ける蔬菜作付

	トマト	西瓜	葱頭	菜豆	甘藍	胡瓜	漬菜
昭和3	100	100	100	100	100	100	100
5	205	131	125	151	118	104	106
8	563	168	154	144	141	118	117

第3表 農業恐慌期に於ける果實作付面積の變化 (比率)

	櫻桃	リンゴ	ブドウ	枇杷	柿	蜜柑	日本梨	桃
昭和3	100	100	100	100	100	100	100	100
5	113	108	108	110	106	107	95	100
8	132	124	123	120	120	113	97	97

* 日本農業年報 第7輯 256頁

第4表 農業恐慌期に於ける家畜作付面積の變化 (比率)

	牛	馬	綿羊	豚	鶏
昭和3	100	100	100	100	100
5	101	100	121	98	101
8	105	101	158	121	110

* 日本農業年報 第7輯 259頁

た絶対量の増加を示している。そして問題はこの機械の採用が耕作部門に使用されているか收穫加工部門に使用されているかということよりも何よりもまず重要な

はそれが農業生産力の低下が叫ばれた恐慌期にいちぢるしい増加を示していることにあるのだ。(第五表)

(ハ) 封建的土地所有の弱体化——絶対主義の物質的基礎としての寄生地的

第5表 恐慌期に於ける農業機械使用の發展

	石 油 發 動 機	水 力 機	脱 穀 機	電 動 機	収 摺 機	縱 型 ポン プ	精 米 機	渦 輪 ポン プ
昭和2年	39,406	37,355	29,820	11,603	39,091	6,233	25,153	11,180
" 6年	63,459	47,022	55,954	38,308	76,744	13,280	35,970	13,660
" 8年	80,461	45,885	67,259	37,861	94,482	15,198	41,375	16,660

日本農業年報 第7輯 273頁

土地所有は以上のようなブルジョア的進化の前によいよほりくずされている。もちろん農業危機の負擔は全農民の肩の上に轉嫁せられ農業のブルジョア化によつてのみ果される危機の切ぬけは、その徹底的解決をめざす農民の下からの改革の動きを壓服しつつ上から地主經濟が自己をよりブルジョア的進化の方向に適應せしめ、農業進化のヘゲモニーを掌握せんとする方向においてなされてゆくのであるが、かかる方向自體が好むと好まざるとはかわらず歴史的必然の前に半封建的土地所有關係をブルジョア的進化の前によいよ適應せしめてゆき、その存續をほりくずしてゆくことを意味したのである。これは恐慌期における土地の投げ賣り土地價格の暴落のうちにもみることができ、そのことは昭和四年から八年にかけて五十町以上所有地主が四、〇五七戸から三、六三四戸に激減していること、また高額地價を前提とする擔保不動産をその基礎として來た地方金融機關が同じく昭和四年から八年にかけて三三〇件の破産、合併をみていることのうちにしめされている。

このようにわが國農業經營が恐慌以來、次第に多角化の様相をつよめ機械の使用が増加し封建的土地所有の基礎が掘りくずされて行つたことは、ちたがいもな

く恐慌期の農業においては農民層の慘憺たる貧困化をともしつつブルジョア的進化、農民層の分解がいちじろしく促進されていることを意味している。けれどもこのブルジョア的諸現象は、もはや従前のそれとはまったくことなりいまや恐慌を契機として獨占・集中を全産業にわたつて續行しつつあつた、私的獨占資本が中間に介在する農村中小商業資本を排除し、從屬せしめつつ公然と農業支配の表面に立ちあらわれてゆく過程であつた。そのため絶對主義が、補助金・助成金制度、關稅・外米・米價調整等によつて維持せんとして來た封建的土地所有は、いまや獨占資本を先頭とするブルジョア的進化の前に、舊來になくはけしく動搖しなければならぬのだ。かくて絶對主義はこれをブルジョア的改良の方向において維持せんとしながら、また土地所有關係をほりくずしつつ進化してゆく農業諸關係のうちにあつたな社會的基礎をつくり出して行こうと努力する。

第二節 獨占資本の農業支配

産業組合と特約組合

農業恐慌は農業をとりまく諸關係がうたがいもなく資本主義的關係であることをあますところなく實證した。もはや絶對に農民經濟が商品經濟貨幣經濟をぬきにして成り立つことができない段階において農民は恐慌の打撃

第6表 特約養蠶組合

	特約組合數	同組合員數	取引工場數	取引繭數量 (貫)	繭生産數量 に對する割合 (%)
昭和1	8,662	242,588	166	9,343,373	12.5
昭和2	9,669	275,413	178	10,932,276	13.9
昭和3	11,284	333,660	207	12,794,721	15.8
昭和7	29,346	781,373	499	26,880,121	33.9
昭和8	33,361	959,676	510	36,303,335	40.1
昭和9	28,119	839,533	426	25,425,690	32.6

* 日本農業年報 第7輯 353頁

から逃れるために極めて商品價値の高い作物の商品生産を求めた——このことはまた恐慌を激化させるものであつたが——。獨占資本はまずこの商品生産を特約生産の形でとらえた。獨占資本が直接に生産物の買いとりを契約しまた肥料・原料・飼料の直接販賣をおこなうこの特約生産はビール麥等については明治以來すでに實施されてきたが、養蠶・乳牛・輸出蔬菜果實・花瓣等において廣く特約生産が行われたのはこの時期である。

養蠶——大製絲資本と結ぶ特約養蠶組合は昭和三年から八年にかけて三倍近い發展をしめ全繭生産額の四〇%は特約組合を通じて取引されるにおよんだ。(第六表)

特約生産は蠶種製造業者・中間商人・生絲問屋・繭市場を排除すると共に、産業組合による組合製絲と各産地で衝突を生んでいる。(とくに大蠶系國といはれる長野縣においては兩者の對立は縣廳内部の蠶系課と産業組合課との對立にまで發展した)片倉・郡是・鐘紡等の大資本は三井・三菱の輸出資本を背景にしながら蠶種製造から特約生産、さらに販賣の全過程を把握して恐慌の嵐に小資本が、倒壊してゆく

さなかにその支配を確立していつたのである。

乳牛——については煉乳業に獨占を形成してきた明治・森永の北海道・千葉における大規模な特約生産をあげることができる。

その外大阪漬物株式会社と愛知縣副業聯合會澤庵部との間の澤庵、京都丸安漬口合名會社と京都・大阪・滋賀の生産者との間のシュガービースの特約生産、また北海道の製麻業における帝國製麻、製粉業における昭和製粉が行う肥料の前貸し、代金の現物受領等著名な例をあげることができる。

産業組合をめぐる二重の支配

恐慌を契機として危機激化の農村に進出した獨占資本は、主として富農・中農層の「副業」・商業的農業をとらえてゆく。(特約組合制度) 獨占資本を頂點とするこのブルジョア的諸關係の農村におけるめざましい進出は、封建的土地所有をほりくずし、農民層分解を急激に促進する。かかる過程のなかにあつて、絶對主義はその物質的經濟的基礎の動搖に當面し、その權力を維持せんがため變化してゆく農村のなかにみずからの社會的基礎をひらく育成してゆかなければならない。かかるものとしてわれわれは、絶對主義權力の保護助長下にあつて、この時期にめざましい發展をとげた産業組合を考へることができぬ。

産業組合はそれ自體農業のブルジョア的進化に對應し、商業的農業の發展にうらすけられて生れたものであり、農業における資本主義發達の一指様たるべきものである。だがそれ故にこそ古き權力たる絶對主義は農業の

一般的な進化に直面してかかるブルジョアの諸關係のなかにその社會的基礎を植えつけ、これを自己の支柱たらしめんとするのだ。

とくに「産業組合法」の改正に（昭和七年）よつて法人（農事實行組合・養蠶實行組合）の加入が認められてから國家の産業組合の育成は實質的發展を示し昭和九年には組合員五百萬を突破するとともに組合中央機關も恐慌前の産業組合中央會・産業組合中央金庫・全國購買組合聯合會・大日本生絲販賣組合聯合會の四團體から全國米穀販賣組合聯合會・大日本柑橋販賣組合聯合會・全國産業組合製絲組合聯合會が成立している。その下部機關である産業組合は舊來の信用組合中心から購買組合・販賣組合・利用組合の四種兼營への傾向を顯著にして恐慌以前において地主層を中心勢力とし農民に小農的技術の指導をあたえることによつて農村に支配的地位をしめていた農會に代つて中心的活動力たる實をしめた。上からの恐慌克服のための基本的具體策はまさにこの産業組合を通じて行われたのである。

産業組合の階級的基礎は階級分解とともによつて行かれた地主的富農・農民的富農であり、絶對主義はこれらの層をあらたに社會的基礎として育成しみずから農業のブルジョア進化に適應しようとしたのである。昭和七年現在調査信用組合六七八九に

第7表 産業組合

	組合數	市町村數	市町村數に對する組合の%
明治 33	21	14,069	0.1
大正 9	13,442	12,195	110.2
昭和 4	14,047	11,856	118.5
昭和 5	14,082	11,791	119.4
昭和 6	14,163	11,803	119.8
昭和 7	14,352	11,774	121.9
昭和 8	14,651	11,631	126.3

* 日本農業年報 第7輯 315頁摘出

第8表 信用組合階級別加入率表 (調査組合 6,769)

	組合員數(A)	組合區域内總戶數(B)	組合加入率(A/B)
地主	117,494	163,177	72.0(%)
自作	551,823	705,366	78.2
小作	760,946	1,041,984	73.0
その他	472,151	764,210	61.8
計	498,001	1,358,479	36.7
計	2,400,415	4,032,216	59.5

* 組合金融 第4卷 第12號

おこなわれた不完全な統計(第八表)についてこの組合の基礎が推察される。

しかしながら、かかる小ブルジョアをその社會的基礎たらしめんとしてなされる國家の産業組合育成の動向は何よりもまず私的獨占資本の農村支配の一極面である特約生産と對立し、恐慌期の農民層のはげしい分解と貧農層の階級闘争によつてその矛盾を擴大していつた。すなわち産業組合の購買販賣事業は農蠶・輸出・の例を蔬菜・酪農等における特約生産と對立を隨所に展開した。一二あげると、鶏卵の販賣を支配していた三井物産の特約生産とその取引を手をつけはじめた全販聯との對立、同じく農業用藥品であるクロールピクリンの配給をめぐる三井物産と全國購買組合聯合會との對立、全購聯と碓安配給組合の對立、青豌豆をめぐる輸出資本によつて設立された北海道豆類輸出組合と北海道信用購買販賣組合の問題、等がある。われわれはこれらのうちに、もつともあたらしき獨占資本ともつともふるき絶對權力とのあいだの矛盾の一つの反映をみる事ができよう。さらに當時問題化した反産運動は、産業組合の事業擴張によつて驅逐されてゆく中小商工業者によつて全國的に行わ

れたものであるけれども、その運動が初期の無組織的個別的状態から昭和八年日本商工會議所を中心に「商權擁護聯盟」が結成され議會の問題にまで擴大された理由は、中小商工業者と共に日本商工會議所を結成し、しかもその支配者であつた獨占資本が絶對主義の農村支配のまゝに對立し中小商工業者の運動を強力に支持したためであつたのである。ここでは中小商工業者は獨占ブルジョアの利益のためにそのユージェントたる役割を果していることを見失つてはいけない。だがこのように産業組合の事業擴充は明らかに特約生産と對立し「反産運動」を展開せしめたけれども、産業組合の發展は決して獨占資本の農業支配と基本的に對立するものではなかつた。むしろ個別的財閥資本の産業組合との部分的對立の激しさは、全體として獨占資本が絶對主義の育成する産業組合の中に實質的支配を反映せしめてゆくために推進的影響を與へることができ、また絶對主義の産業組合に對する維持育成方策はブルジョアの進化の必然性のなかにあつては結果としてすべて獨占資本の支配のための基礎をつくるものとなつてゆくものであることを知る。

〔農村金融と産業組合〕 産業組合のうちもつとも早く發展したのは信用組合であり、國家はすでに産業組合中央金庫を通じて信用組合に直接融資をおこなつてきた、けれども恐慌によつて地方銀行があいついでたおれた結果、國家の農村金融支配は（國家特殊銀行・大藏省預金部資金）一段と強化された。とくに信用組合が販賣・購買・利用組合の兼營産業組合として恐慌後發展していつたため、中央金庫の融資はそのことによつて購買・販賣部面に對する國家の資本による支配にまで進展することを意味してきた。事實産業組合の事業を動かしている資本の

第9表 産業組合運営資金内容

		千圓	
國家資本	中金政府出資金	15,000	
	中金債券發行高及び借入金	103,699	
	特殊銀行及び道府縣を通じたる低利資金	69,226	
	計	187,625	77%
其の他の資本	銀行資本	25,207	
	其他	30,258	
	計	55,505	23%
合計		243,430	100%

* 昭和12年「産業組成年鑑」77頁

五割以上が國家資本に依存しているのである。（第九表）強力な國家の金融は農村金融を舊來の「不動産金融」の方向から「農業金融」に轉化し、たとえば國家は米穀資金、木炭資金を融資する場合、國家の命令によつてその販賣をおこなわしめるのである。國家の産業組合への融資は、それが産業組合を自己の社會的基盤とするための基本的條件であるといえよう。

〔米穀統制と販賣組合〕 米穀統制は自作農創設と共に絶對主義が封建的土地所有を維持するためにおこなつた基本的な政策である。

米穀統制には農業危機の深化に應じてその内容に重なる變化のあとが認められるので簡単にふれておこう。

米穀統制は大正十年の「米穀法」の施行に至るまでは主として關稅政策を通じる間接的な米の市場價格の操作が行われ、もつぱら地主の小作米の商品化を擁護し米價の引上げを目的としてきたのである。しかしすでに産業革命以後財閥資本の發展に伴い絶對主義はブルジョアの利益を代辯せざるを得なくな

つてきた。外米買入れを三井物産や鈴木商店におこなわしめたのはその一端であるがその結果、高米價の維持は

第10表 全販聯取扱類別米穀數量累年表

	第2年度	第3年度	第4年度
	(昭和6年11月 昭和7年10月)	(昭和7年11月 昭和8年10月)	(昭和8年11月 昭和9年10月)
當用米	967	2,776	4,168
政府買上米	2,242	1,618	8,381
計	3,218	4,394	12,550
政府拂下米	1,876	647	1,719

備考 1. 「産業組合年鑑」7年度～10年度より作表
2. 年度は全販聯事業年度

立田信夫著「日本産業組合論」225頁

きわめて不安定な關係にみちびかれここに第一次大戦後米價の低落を防ぐために政府が必要に應じて米の買入れを行う「米穀法」が生れたのである。けれども昭和五年の恐慌において米價が猛烈に暴落し封建的土地所有の基礎が極度にゆらいだため、昭和八年には政府が米を公定最低價格において常に無限に買入れ、最高價格で無制限に買却することができ「米穀統制法」が制定された。この法律を動かすものは實に十一億五千萬圓の國家資本であつた。

さて、組合販賣事業は本格的には米穀法施行とともに展開されてきた（昭和六年には八六九三組合に達す）が昭和六年上部機關として全國米穀販賣組合聯合會の結成をみた。この全販聯は「米穀統制法」の實施によつて完全な政府米の買上乃至拂下げの經由機關として下級所屬販賣組合聯合會に一定數量の出荷強制を持つにさえ至つた。ここに十一億の國家の資本と全販聯とは米穀の完全な支配下においてたのである。（第十表）

〔獨占資本販賣組合〕さらにまた獨占資本はこの全販連・販賣組合を通じてその他の市場的農産物を直接支配し

ている。その重なるものは製粉獨占資本（日清・日東・昭和製粉）と全販聯を通じる小麦粉の販賣——全販聯は自己取扱額の四〇％以上を上記獨占資本に販賣する——および三井物産・三菱商事と大日本生絲販賣組合聯合會・府縣販賣組合聯合會を通じる生絲がある。さらに最も販賣組合が獨占資本の進出に利用されていることが明瞭に認められるものに蜜柑の販賣がある。蜜柑の北米輸出は五十餘の商店がギルド的同業組合として形成した日本柑

第11表 日柑聯(三井物産委託)の進出

年次	轉出組合	日柑聯 (三井委託)	計
昭和9年	704,022	293,156	997,178
〃 10年	586,572	550,210	1,136,782
〃 11年	530,000	530,000	1,091,800
	和歌山 山田園	31,800	

立田信夫著「日本産業組合」238頁より

橋北米輸出組合（大正十三年設立）によつておこなわれてきたのに對し昭和九年柑橋販賣を行ふ府縣販賣組合を基礎とする大日本柑橋生産組合聯合會はその販賣を三井物産に集中的に行い、三井物産の輸出は二年間に輸出組合の取扱高の減少に反比例して増加し急激な獨占の進行をせしめしている。（第十一表）

〔肥料獨占資本の購買組合〕肥料工業とくに窒素工業の獨占化はきわめて短期間に進み大正十二年以降三井・三菱・住友をバツクとしてカルテルが結成されている。購買組合は肥料購買を中心に發展して大正十二年に全國購買組合聯合會が形成された。恐慌によつて極度に貧困化した農村の肥料購買力が減少し、肥料獨占資本が過剰生産の危機に直面したとき、國家は昭和五年より十年間にわたり一ヶ年四十萬圓を支出し、農務局に肥料課をおくの外、全購聯の肥料配給事業を助成して獨占資本の販賣—市場を擁護

した、その結果、獨占資本からの全購聯の肥料購買額は五年から七年にかけて二倍に増加した。

産業組合の擴充と二重の帝國主義の矛盾

國家權力の農村支配の基礎をゆるがしつつ、國家の直接的間接的支配機構を利用して、直接生産者にたいする支配をいよいよ強力化してゆく獨占資本の動向は、産業組合を構成するところの絶対主義の社會的基礎たる富農・中農を分解せしめずにはいない。かかる動向のうちに、絶対主義は、その社會的基礎を維持し擴大せんがため、そして貧農を先頭とする階級闘争・反産運動を緩和せんがため、産業組合の組織をより一層ひろげようとする。

昭和八年以降、實施された産業組合の五ヶ年計畫は事業の擴充によつて全農民の組織化を目指すものであつた。だが昭和八年に結成された産業組合青年聯盟——それは二ヶ年半の間に聯盟員三〇六、一四二名に達した——を推進力とする産業組合内への貧農層の参加は組合内にアンタゴニスチックな關係を持ち込まずにはいかなかつたのである。

恐慌を期として國家權力・獨占資本がブルジョアの進化の線に沿いつつ農業危機とからみあひかつそれを激化せしめる動因である農業恐慌を克服していつた以上のような諸動向——産業組合の擴充は勿論、特約生産、米穀統制、農村金融等——はすべて富農を自己の陣營に包攝し、中農を分裂させ自己に直接に結びつけ、反面一さいの負擔を貧農層に轉嫁するものにほかならなかつた。農民闘争はこの反映として急激な展開をしめし昭和八年に

第12表 小作爭議關係範圍表

	昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年	昭和9年	昭和10年 1~6月
爭議件數	(件) 2,478	3,419	3,414	4,000	5,823	3,831

* 日本農業年報 第7輯 47頁ヨリ

は四〇〇〇件の小作爭議の新記録を作るにいたつた(第十二表)。

獨占資本を先頭とするブルジョアの進化の農業における發展は、社會發展の歴史的必然の一歸結であつた。絶対主義はかかるさけられない進化の過程に直面し、かかる進化の故にほりくずされゆくみずからの物質的經濟的基礎を補強しまたみずからをブルジョアの進化に適應せしめつつその古き本質を刻印づけられた權力を強力に維持せんと努力するのである。かかる努力がまさにその社會的基礎の維持擴大としてあらわれるものであつた。だがこの絶対主義の社會的基礎をつくり出そうとする努力はそれ自體何もの力を以てしても避けえられないブルジョアの進化の波のなかにまきこまれて行かなければならないものであつた。右に見たようにこれは産業組合政策と獨占資本の進出のうちに如實に示される。

かくてこのような過程を通じて、絶対主義は必然的に構造的危機の切りぬけを獨占資本の經濟的支配の擴充に求めざるをえず、ついに農業の配給統制にはじまつて生産統制の強化——他方封建地主の據點たる農會と、農産物商品化⇨地主⇨富農の據點たる産業組合とを統一して「全國農業會」となすことによりその統一的支配機構をつくりあげ、さらにこの反面、産育連の強力的解散等、一切の農民運動を抑壓しつつ、國家獨占資本主義の機構の形成へと傾斜して行くのである。

第六章 戦時金融統制とその遺産

第一節 至上命令——戦費調達

本章の課題はわが國の戦争中の金融統制と銀行集中とに關して考察し、これを戦時中に形成され確立されて行つた國家獨占資本主義の頭部をなす國家資本と金融資本との融合の局面たりその集中的表現たるものとして把握するにある。

それに先立つてまず中日戦争及び太平洋戦争における戦費調達に關して一言しよう。蓋し戦費調達は戦争經濟における至上命令であり、それこそ苛烈な戦局の發展に呼應して金融統制の強化と銀行集中の推進とをもたらした當のものであるからである。但し簡單な統計を掲げるといふ。

戦争中どれだけの戦費を要したかは、敗戦後發表された臨時軍事費歳入歳出決算にみられるところである。

(表一参照) 即ちこれによれば歳入の収入済額は一、七三三億圓、歳出の支出済額は一、五五四億圓、歳入の剩餘一八〇億圓に上る。臨時軍事費支出の内譯では陸軍省關係の支出(兵器費、糧秣費、築造費、現地物資調達費、其他)

が七五六億圓、これに次いで海軍省關係の支出(造船、造兵及修理費、營繕費、艦艇製造費、其他)六三四億圓と壓倒的に多額を占め軍需省所管の支出(兵器費、其他)が一五四億圓、大藏省所管の支出(借入金利息)は著しく低い。収入済額の内譯をみると、財源の大部分は公債及び日銀からの借入金でそれは一、〇七一億圓と六割強を占めてゐる。これに次いで現地借入金制度や外資金庫を通じての借入金が二四七億圓と二割五分、一般會計繰入(煙草賣上差益)が一六七億圓と約一割にあたる。

第1表 臨時軍事費の内譯(單位百萬圓)

支出済額	
1. 大藏省所管	976
2. 元陸軍省所管	75,636
3. 元海軍省所管	63,358
4. 元軍需省所管	15,426
計	155,397
収入済額	
1. 公債及繰替借入金	107,107
2. 軍事費献納金	59
3. 北支事件特別税	83
4. 特別會計より北支事件費財源受入	9
5. 一般會計より繰入	16,729
6. 關東局特別會計より繰入	176
7. 通信事業特別會計より繰入	410
8. 帝國鐵道會計より繰入	727
9. 朝鮮總督府特別會計より繰入	990
10. 臺灣總督府特別會計より繰入	377
11. 樺太廳特別會計より繰入	96
12. 借入金	3,856
13. その他雑収入	42,681
計	173,306

(備考) 時事通信社「財政金融便覽」22年刊
22~3頁

次に大太平洋戦争全期間にわたる一般會計豫算の累計額は表二の示す如く一千億圓にちかいが、その財源内譯をみると租稅收入が五三六億圓と全收入の五四%弱にあたり、これに次いで公債金及借入金収入が二五九億圓と二六%弱にあたる。

かくして遮二無二に強行された戦費調達の結果は一方の側における國債、社債、株券等有價証券類や預金を以

第4表 豫算純計, 租税, 收入政府資金撤布超過高 (百萬圓)

年度	歳出豫算純計	一般會計 租税收入	政府資金 撤布超過高	日銀券發行高
11	4,562	1,051	13)	1,756
12	8,333	1,431	1,554	2,080
13	11,226	1,984	2,994	2,474
14	12,923	2,495	3,157	3,393
15	16,988	3,653	3,265	4,452
16	28,036	4,257	6,530	5,924
17	35,044	6,633	9,060	7,070
18	49,455	8,455	11,518	10,184
19	95,614	10,696	16,849	17,728
20	123,410	13,661	11,140	55,440

(備考) 日銀券のみ年末發行高。「便覧」25頁

第5表 戦費と國民所得 (百萬圓)

年度	戦費(A)	國民所得(B)	比率(A/B)%
昭和12	2,540	16,000	15.8
13	4,850	21,000	23.9
14	4,605	26,000	17.6
15	5,460	32,000	17.0
16	11,480	37,000	31.1
17	18,000	45,000	40.0
18	27,000	50,000	54.0
19	63,000	65,000	96.9
20	85,000	90,000	94.4

(備考) 「時事年鑑」22年版, 406頁

%を経て二〇年度には九四四%にのぼつてゐる。

第2表 昭和15年度以降20年度迄の一般會計財源内譯 (百萬圓)

普通歳入	69,912
租税	53,568
印紙收入	1,435
專賣局益金	6,794
その他	8,115
公債金借入金	25,869
前年度剩餘	4,143
合計	99,925

(備考) 「便覧」23頁

第3表 國債發行高及利子支拂額 (百萬圓)

年度	年度末國債現在高	國債利子支拂額
12	11,517	391
13	16,965	493
14	21,628	660
15	28,611	868
16	39,249	1,127
17	54,222	1,534
18	76,660	2,163
19	106,744	2,958
20	139,923	3,892

(備考) 「便覧」24頁

しからは戦争中の國債發行高及び國債利子支拂額はいかほどに上つたか? それは表三にみる如くである。又、累年の戦費の激増は表四にみる如くであり、そこに示される政府資金撤布超過は表三の國債發行の累増を反映するが、これこそインフレーションの直接の發條をなすことはひとの知る如くである。かゝる尤大な戦争財政の強行は當然國民經濟の上に重壓的にのしかゝつた。これを最もよく示すものは戦争以來の戦費と國民所得との關係であつて(表五参照)、その比率は昭和一二年度の一五・八%より一六年度の三一・一

て代表される名目的富、換言すれば擬制資本の蓄積であり、他方の例における大衆の貧困化であつた。この對立的モメントの集約的表現こそ戦後の破局的インフレーションであり、いま戦争經濟はその罪のあがないのために高價な供物を聖なる時の審判の前に捧げているのだ。

第二節 金融統制の進展

準戦時金融統制

戦争經濟の遂行は強力な金融統制を必至化する。そして金融統制は國家と銀行と産業との三位一體の依存關係を強化することによつて、國民經濟における金融資本の位置をたかめてゆく。尤も我國においてはいわゆる準戦時體制當時より他の諸部門における統制特に産業部面における夙くに軍需工業動員法（大正七年公布）、ちかくは重要産業統制法（昭和六年公布）などとならんで金融統制は進捗していつた。即ち結局軍備擴充を原因とする尤大な國費調達のためのインフレ政策の手段として昭和七年以來日銀のオープンマーケットオペレーションが採用され、同年に日銀の保證發行限度は一億二千萬圓から一舉に一〇億圓に引上げられた。又、國債消化の促進と軍需産業の資金コストの輕減とを目的として低金利政策が一般的に採用された。試みに日銀貸出金利をみると、昭和六年當時の一錢九厘乃至二錢二厘より一二年には九厘乃至一錢一厘に低下し、定期預金利子（東京甲種銀行）

をみると大正九年六分五厘、昭和六年四分七厘、一一年三分三厘に低下している。（もちろん低金利政策は戦時中踏襲された。）又、貿易管理のさきがけとして昭和八年より爲替管理法が實施されたし、狭く貨幣制度の面では周知の如く六年一二月以來金本位停止（金輸出禁止及兌換停止）されたが、前述の保證發行限度の擴張を補足して昭和九年に日本銀行金買入法、一二年には金準備評價法及び金資金特別會計法更に産金法——産金の國家集中——も公布された。

以上の諸政策はいずれも直接間接に軍需生産擴充とその前提としてのインフレ政策とのために行われ、一二年以後の本格的金融統制のための道を準備した。

金融統制の目標（生産擴充とインフレ政策）

元來金融部面のブルジョアジーは保守的であり、したがつて統制經濟の施行もこゝでは最もたちおくれたが、戦争の擴大にともない産業部面の統制に並行してこゝでも統制は思い切つて強化されていつた。（後述の如く特に太平洋戦争の勃發がその一轉期をなしている。）金融統制の目的は第一に戦争遂行に必要とされる産業部面への資金の重點主義に基く供給であり、第二に戦争が通常惹起する可能性のあるインフレーションの防止である。しかもこの兩者は不可分の關係にある。蓋しインフレによつて戦争資材が値上りすれば資金の缺乏がうれえられるし、又消費資料が値上りしてもそれだけ生産擴大への資金の供給を窮屈にするし、一方軍需産業への資金の供給が不圓滑で比較的統制の困難な消費部面へ資金の流出がみられるならばインフレは不可避であらうから。

以上はあくまで戦争遂行の擔當者たる國家の立場からみてのことである。しかもかかる立場においてはたとえインフレを防止するというも、そのインフレとはいわゆる「悪性インフレ」のことであつて、ある程度のインフレはやむを得ないというよりもむしろのぞましいのである。資本主義の一般的危機以來、結局戦争經濟の遂行はインフレを槓桿とせざるを得ない。これは第一次及第二次大戰中の大多數の國々でみられたところである。(英國のように戰費を公債にたよらず租稅收入に依存する事例を除けば)それはいわば資本にとつては必然の惡である。必然の惡としてのインフレが如何に用心深く資本によつて目論れたかは左の物價及生計費指數の推移のうちにもうかがえるであらう。しかも戦争のすゝむにつれてインフレは顯在化し來たつた。

第6表 卸賣物價指數と生計費指數

	卸賣物價指數	生計費指數
昭和 11	197.5	—
12	238.2	101.6
13	251.3	110.0
14	277.5	142.8
15	311.3	142.8
16	330.2	146.1
17	355.0	152.5
18	378.4	163.2
19	419.3	184.3
20	536.2	215.1

(備考) 物價指數は明治33年10月基準
生計費指數は昭和12年7月基準
「便覽」26頁 参照。

しかるに一方、この間貨銀はその騰貴を釘付けされていた。(勞働統制の一環)これ蓋しインフレ政策の眼目としての實質貨銀の切下であり、これに基いて資本家による超過利潤の獲得及び國家による社會的總生産物の一大部分の收奪が行われたのである。即ち戦争中國家が信用貨幣としての日銀券の發行によつて巨大な軍需品を購い得たのはいつにインフレの賜ものであつた。

したがつて戦争中政府がもつばらインフレ防止のために盡力したかの如くにみるものは全くの謬論と云うべきである。いかにも戦争直後一年半ほど政府は積極的にインフレ政策に轉換しはした。しかしそれは戦争中のインフレ政策に比して程度の差あるのみであつて、こゝに質的差異をみとめるものは、戦争とインフレとの資本にとつての不可離の關係をみおとすものと云わざるを得ない。とはいへ悪性インフレは資本にとつて脅威であり、現在の政府がその防止に頭をなやましていく如く、いなそれ以上に戦争中の資本はいつ爆發するかもしれないインフレの潜在的進行におびえていた。(その意味で戦後のインフレは戦争中不自然に抑壓されていたインフレ諸要因の實現でしかない。)

さきに私は生産擴充とインフレ防止とが相互依存にあると述べたが、しかも両者は矛盾し排濟し合つてもある。これは生産擴充が全く不生産的な軍需生産の擴充、したがつて國民經濟にとつて、再生産外的消耗を意味するからである。元來資金はそれが社會的總生産物の價值のうらすけあることによつて換言すればその貨幣形態であることによつて國民經濟の順當な再生産と流通とに役立つのであるが、軍需生産に關係した資金(軍需資材の購買、支拂手段及び軍需品の購買、支拂手段など)は軍需品の再生産外的消耗によつていわば名目化——擬制化してゆかさるを得ない。これらの資力がたゞでさえ相對的に缺乏化した物資(軍需品以外の生産手段及び消費資料)の購入に向えばインフレは必至化する。かく戦時の生産擴充はそれ自體インフレ顯勢化の要因を強く孕んでいたのである。したがつて生産擴充とインフレ防止という二本立の對策は自身矛盾をふくんでいくのである。この矛盾を調和させてむしろ前述の如き兩者の相互依存の面へひつばつてゆくのが戦時金融統制の主要な目的であつた。もつともこれが、

資本家政府にとつて意識化したのは戦争が相當進展してからであつて、当初はインフレ防止よりもむしろ生産擴充に主眼點がおかれたのである。いま以上の見地に立つて、二つの時期に分けて金融統制を概観したい。

第一期——中日戦争より太平洋戦争勃發まで（昭和一二——一六年）

一、臨時資金調整法（昭和一二年九月一〇日公布、同二七日實施）

開戦當初先ず政府は戦争遂行上最も重要な重化学工業にのみ生産設備の新設擴張を許すことによつて日本産業の編成替を意圖し資金の供給をこれらの産業に限ろうとした。その方法として産業の種類を甲、乙、丙に分け、甲、乙にのみ生産設備の擴張を許すこととして、一定規模（當初五〇萬圓、其後二〇萬圓）以上の会社新設、増資、合併、第二回以後の拂込徴収、社債募集、一〇萬圓（其後五萬圓）以上の自己資金による設備擴張等の場合に主務大臣の許可を仰がねばならず、この許可事務は日銀内に設けられた臨時資金調整局が當ることとなつた。これは自由主義的原則の未だかなり支配的に行われてきた我國の金融界にとつてはまさに一新紀元を劃する統制であつたと云つてよい。尤も當時は時局産業は利廻りもよく資金の存在量も豊富であつたから、資金調整はむしろ流出の推進たるよりもむしろその抑制にあつた。かゝる事態の變化はその後にみられたところである。

二、會社利益配當及資金融通令（一四年四月一日實施）

同令の意圖するところは戦争によつて獨占諸産業の獲得した利潤を自由に株主に配當することは戦時國民負擔の公平を妨げるという名目のもとに企業自體の反動期に對して備えさせ且つ當時よりやく具體化してきたインフ

レの防止を行おうとしたものである。

同令は（一）配當の制限に關する規定と（二）命令融資に關する規定とよりなる。（一）においては昭和一三年一月三〇日以前の一ケ年間に行つた利益配當の内一三年一月三〇日に最も近い期の各事業會社の利益配當率を基準としてその點までの配當は既得權としてみとめるが、それ以上の配當は禁止することとした。かくして配當されぬ利潤部分は軍需産業ならば生産擴大に使用しうるし、不急産業ならば預金とするか公債又は社債に投資することとなつて、こゝにインフレ防止と生産促進との二大目的の達成が得られるという。しかし配當制限の實施は不可避免的に將來生擔資金の民間からの吸收を困難にする。かくして（二）の規定により興銀に對して生産資金融通の命令をなしうることにし、これによつて生じた損失は國家が補償することとなつた。けれども當時（二）による命令融資は一、二の事例のみであつて、重要な役割を演じたのは（一）による配當制限であつた。（二）は後に重大化する。

三、會社經理統制令と銀行等資金運用令（一五年一〇月）

前述の如く金融統制の當初の目標は主として生産にあつてインフレ防止は副次的であつた。しかし戦局の進展、特に一四年九月における第二次世界大戦の勃發に基く輸入資材の窮屈化によつて國內物價は急騰の傾向を示した。かくして強力なインフレ抑制策の必要が唱えられ、前記會社利益配當及資金融通令はあらためて（一）會社經理統制令と（二）銀行等資金運用令とに分化した。

（一）會社經理統制令は前記法令中の配當制限及び經理に關する規定を擴充したもので、（イ）配當制限の合

理的強化、(ロ)會社重役の報酬及賞與の制限及び(ハ)社員の俸給、賞與等の制限を内容とする。(ニ)銀行等資金運用令は國家總動員法に基くもので(イ)流動資金の統制と(ロ)命令融資とを内容とする。(イ)の規定は従來臨時資金調整法によつて統制の對象とされた資金が固定設備資金の供給に限られていたので、とかく流動資金の名目で借受けて設備資金に充當する弊害が跡をたぬ上、それは投機資金化することによつてインフレを促すために、これをも統制の對象としたのである(ロ)の規定によつて融資命令を興銀に對してのみならず一般市中銀行に對しても發しうることとなつた。さきに臨時資金調整法發令當時にはいまだ資金貸附の強制的促進といふことは問題とならなかつたと述べたが、かゝる事態はその後暫らく繼續し得たのである。しかるに戦争の長期化につれて軍需産業中に利廻の低下するもの乃至その危険のあるものが生じ、そこで政府が元利支拂を保證することによつて辛じて融資が行われるようになった。これは戦争經濟の矛盾のあらわれであり、國家的強力の金融資本制約及び兩者の結合の深化であつた。

第二期——太平洋戦争勃發より敗戦まで (昭和一六——二〇年)

金融統制の文字通りの飛躍的發展は太平洋戦争の勃發以後みられたが、それへの必然的傾向は一六六年に入つて以來明らかにかがえたところである。同年七月一日閣議決定の上發表された「財政金融基本方策要綱」はこれを實證している。そしてかゝる傾向を必至化したものとして外的には中日戦争の長期化、第二次世界大戦や對米英關係があげられるが、内的にはこれらに關連して特に經濟情勢の上で、(一)産業統制の高度化、(二)金

融情勢の悪化があげられる。(一)として我々は特に一六六年に入つて以來の(イ)政府資金の撒布超過増にもかかわらず預金増勢、特に長期安定性預金の増勢鈍化、(ロ)産業金融、特に政府保證社債の賣行悪化、(ハ)銀行貸出、特に産業資金に充當される部分の減退、に注目する。(ハ)は(イ)の結果であるがそれがいかに窮迫化したかは、單に新規産業資金の供給が減じたばかりでなく既存の貸附中不安なもの、特に新興コンツェルン(例えば日曹や理研)からの回収さえ行われたことにかがえるであろう。(ロ)は金融統制の前記二目標の矛盾の結果である。即ちインフレ防止のためには公債消化を強行しなければならぬ。しかしこれは産業資金として社債及株式の購入にあてられる資金を窮屈にせざるを得ない。特に(イ)の如く預金増勢の鈍化がみられると、これは深刻な問題となる。しかもこれに加えてさきに述べた戦時の生産擴大の特殊性に基くインフレ顯勢化の矛盾が戦争の持續化につれて劇烈となつた。即ち軍需生産の擴大はかの資金の名目化を増加させるから、これはますます生産と消費、商品と通貨との不均衡を助長し不可抗力的にインフレへとみちびく。一方、營利を原則とする金融機關の資金運用方針と經濟的に不健全不安定な軍需産業への資金投資との矛盾もようやく激化し、發行社債中政府保證債の占める割合の増大や總動員法第一一條に基く命令融資及び債務保證額の急増は明らかにこれを示している。で、あらゆる面からみて資金の計畫的配分の綜合的樹立——物動計畫、財政、國民生活等との連關を勘考せる——及び金融制度の改革は緊急の課題となつた。で、最初に「財政金融基本方策要綱」の樹立となつた。

四、「財政金融基本方策要綱」(一六年七月二一日公表)

同要綱は財政の改革について(一)會計年度の改正(二)豫算編成方法の改正、(三)税制の改革、(四)公

債の發行及消化の計畫化、(五) 地方財政の改革等をあげ、金融政策の改革について(一) 産業資金の計畫化、(二) 金融制度の改革、(三) 有價証券取引機構の合理化、(四) 企業資金の活用、(五) 企業設備に對する國家の資本的援助、(六) 外國爲替政策の改革、(七) 中國に對する投資の調整をあげている。いま金融政策の改革のみについでみるに、うち(一)(二)が最も重要であり(一)について同要綱は「國民の總生産額、其他を綜合的に勘案して、國家實力を概定し、之を國家目的に従いて財政、産業及び國民消費の三者に合理的に配分すべき國家資金動員計畫を樹立するものとす。」即ち國家資金を計畫的に財政資金、産業資金及び國民消費資金に配分することとし、このために國民貯蓄計畫を立案實行する。又(二)は(一)の遂行のため要請されたもので、その内容としては先ず日銀の機構整備が問題とされているがこれに次いで金融機關の統制強化、(ロ) 金融機關の組織化、(ハ) 金融機關の整理統合、(ニ) 金融資金の蒐集及び運用に關する措置、(ホ) 金融の各種系統間の調和等が問題とされる。そしてこれらの指示された施策の具體化は最初に同年八月に結成された「時局共同融資團」(興銀他一〇行の参加)にみられ、次いで以下述べる日銀改組、戰時金融金庫の設立、金融統制會の結成や銀行集中にあらわれたところである。

五、日銀改組(一七年二月二四日公布實施 日本銀行法)

日銀の改組によつてそれは我國の金融の文字通り中樞機關となつたが、これは(一)組織、(二)發券制度、(三)業務との三方面の徹底的改革によつてもたらされたもので、いずれも日銀にとつて革命的變化と稱すべきである。

(一) 組織 日銀は從來株式組織(註1)であつたがこれを特殊法人組織に改め同時に資本金は六千萬圓(拂込濟額四千五百萬圓)より一億圓に増加させ、未拂込總額五千五百萬圓は政府の出資するところとなつた。配當は利益の有無に關せず年四分以上五分に制限することとし、從來一割配當を受けていた株主達の蒙る損失はこれを補償するが、經營に關しては出資者の利益を顧慮することなく専ら國家目的の達成を第一とした。即ち役員としては政府の任命によつて總裁一名、副總裁一名、理事三名以上、監事二名以上、參與若干人を置くこととし、出資者總會の如きは聞かない。(註2)かくして日銀に對する官僚の發言權は著るしく強化されたのである。

(註1) 石濱知行氏著「特殊金融機關史論」昭和二年刊によれば、日銀の大株主は左の如くであつた。(二二—三、六五—六頁)内蔵頭(一四〇、八五二株)、銅島直映(三、六〇〇株)、安田銀行(三、五八三株)、三井財閥(三、五八三株)、三菱財閥(二、八二五株)、住友財閥(二、七八二株)、前田利爲(二、二四〇株)、徳川團順(二、〇〇二株)、十五銀行(一、七五〇株)、野村合名(一、五三〇株)、川崎財閥(一、二〇〇株)等。ちなみに當時、總株數三〇萬、一株二百圓、總株主數二、六一一人であつた。

(註2) 即ち日本銀行法案一六條に曰く「總裁及副總裁ハ勅裁ヲ經テ政府之ヲ命ズ 理事ハ總裁ノ推薦シタル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ 監事ハ主務大臣之ヲ命ズ」。

しかるに舊法によれば總裁は勅任、副總裁は奏任であるが、理事は株主總會で選舉してから大藏大臣がこれを命じ、監事は株主總會の選舉による。

(二) 發券制度 一六年四月一日より實施されてきた「兌換銀行券條例の臨時特例に關する法律」の趣旨を一

層徹底させて、銀行券の最高發行限度はこれを大藏大臣の審定にまつこととした。これによつて従來の正貨準備と保證準備との區別が解消し、日銀券の最高發行限度は有名無實化したのであり、これはあきらかにインフレ政策への一步前進、しかも今迄曾てなかつたような大膽な一步前進を意味する。これとともに金融統制の有する内的矛盾は一層擴大された。即ち政府はインフレの悪化を恐れつつもインフレ政策を一段と採用しなければならなかつたのである。

(三) 業務 日銀法第二〇條は日銀の業務を左の如く規定している。

- 一、商業手形、銀行引受手形其の他の手形割引。
- 二、手形、國債其の他有價證券、地金銀又は商品を擔保とする貸付。
- 三、預り金。
- 四、内國爲替。
- 五、商業手形、銀行引受手形其の他の手形、國債又は主務大臣の認可を受けたる債券の賣買。
- 六、地金銀の賣買。
- 七、手形の取立、保護預り其の他前各號の業務に附隨する業務。

このうち特に注目すべきものは二、五の規定である。即ち従來の日銀條例第一二條第一では「不動産及び銀行又は諸會社の株券を抵當として貸金を爲す事」は禁止事項とされてきたのであるが、前記第二號の規定によつて株式及び社債を擔保とする貸付が適法行爲として認められたし、第五號の規定によつて金融調整の目的で社債等

をも賣買しうることとなつた。尤も日銀の産業金融の調整には限度がある。即ち日銀は直接事業會社に事業資金を貸付けたり社債の應募乃至引受をするのではなく、事業金融の直接の擔當者は興銀、市中銀行及後述の戦時金融金庫であつて、日銀はこれらの金融機關の資金難の際に國債、社債、株式等を擔保に貸付を行うか又は資本市場の一時的硬塞を緩和するために債券を市場より買取るかのいずれかを行うのである。とはいえこれによつて産業金融の圓滑化が行われることは云うまでもないところであるが、同時にこれによつて従來商業金融の調整に専ら任じてきた日銀をして「産業金融の融通疎通に任ぜしむること」となつた點、業務内容の劃期的變化と云わねばならぬ。

なおこの外、日銀が信用秩序の維持のために銀行等の救済を行いうることを業務上の規定として明確に法文化された點、及び正金銀行其他の爲替銀行の爲替尻の負擔からすゝんで國際的中央決済銀行としての機能をもいとなみうることとなつた點があげられる。ともかく日銀は日銀法第二條のいわゆる「日本銀行は専ら國家目的の達成を使命として運営せらるべし」の線にそつてその組織及び機能のあらゆる面において一層國家機關化したのである。そして産業金融への進出——特銀、金庫、財閥銀行に對する貸付——及び時局共同融資團の設置を通じて日銀の全金融界に對する支配は確立し、このことは人的には日銀の役職員があらゆる金融機關に參與するに至つたことに示されている。

六、戦時金融金庫（戦時金融金庫法一七年二月二〇日公布、三月一日實施）

同金庫の資本金は三億圓（うち二億圓政府出資）であるが、更に三〇億圓の債券が發行できる。これだけの資本

を以て金庫は國家緊急産業をいとむもの、政府の方針に基き未動遊休設備を保有し重要物資を貯蔵するか又は事業の整備を行うものに對して他の金融機關より資金の供給が困難である場合にこれを貸出、出資(株式保有)、社債引受應募の方法によつて供給する。すでに述べた如く銀行資金運用令の命令融資によつても元利支拂國家保證の事業金融をなし得たが、その手續が煩瑣であつたため緊急の必要に應じがたく、そこで融資許可を包括的に與える同金庫の誕生となつたのである。同金庫の貸出は一切國家の保證するところとなり、損失は國庫金を以て補填する。又、同金庫は從來、日本協同證券株式會社の行い來つた有價證券の市價安定のためにする賣買及保有を行うに至り、同社は金庫に吸收合併された。

七、金融統制會(金融統制團體令、一七年四月一八日公布、實施)

該法令による金融統制團體の組織は、(一)日銀、(二)特銀及金庫、(三)業態別統制會より成る全國金融統制會を以て中核とし、統制組合(三)の中の組合金融統制會の下部組織)及び地方金融協議會(地方的な聯絡協調機關)を併有する。

全國金融統制會は「國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲金融事業の機能の綜合的發揮を圖り、且之が爲必要な統制を行い、以て金融に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とする」が、この目的を達成する方法として(一)資金の貯蓄計畫、國債の消化計畫、起債計畫等の如き政府の金融に關する計畫に參畫し、(二)預金利率又は貸出利率の基準の決定、國債及社債の消化、事業金融の促進、思惑資金貸出の抑制等の如き資金の吸收及運用に關する指導統制を行い、(三)金融機關の合併の斡旋の如き金融事業の整備の促進、(四)

金融事業の改善又は合理化及びその機能の増進、(五)社債引受シ團結成の斡旋、金融相談事業の充實の如き金融事業と産業との關係の緊密化、(六)金融の調査研究等を行う。

全國金融統制會の會長は日銀總裁が任じ、副會長二名中一名も日銀副總裁が任ずることとしたが、當初の理事五名中にも日銀關係者二名が參加していることが注目される。かく日銀との緊密なる連繫に立つことによつて、統制會は日銀の金融市場操作の圓滑化を期したのである。

更に二〇年五月、全國金融統制會傘下の一部門は銀行信託統制會、庶民金融統制會、證券統制會等の六部門に再編成され、理事會は日銀理事の兼任となり、日銀との連繫は一層緊密化した。以上、一六年以後結成された、時局共同融資團、戰時金融金庫、全國金融統制會ならびに日銀の改組によつていわゆる金融新體制は整備されたが、その後更に戰爭の熾烈化によつて統制は一段と強化されていった。

八、「軍需會社指定融資制度」(一九九年一月實施、「軍需金融等特別措置法」(二〇〇年三月實施))

從來暗黙のうちに特銀(とくに興銀)及び五大銀行(帝國、三菱、安田、住友、三和銀行)による産業融資の獨占が行われてきたが、右の「融資制度」及び「特別措置法」の實施によつて軍需會社は指定された特定銀行のみから融資を受けることができることとなつた。こゝまこれについて項を分けてみるとしよう。

(一)軍需融資指定制

これによつて一九九年二月第一次指定の軍需會社一五〇社に對する融資擔當金融機關が指定された。指定の基準は一八年九月現在、過去五ヶ年の取引實績を基準とし更に預金、配當取扱、社債引受など各種の金融取引、資本

並びに人的關係等を勘案の上決定されたというが、事實上指定銀行は特銀（興銀）及び財閥銀行の獨占であることは云うまでもない。

指定制の内容は左の如くである。

- 一、原則として指定銀行に協力團を結成し、協力團の結成は指定銀行が推進し、統制會が斡旋する。なお現在共同融資團のあるものはこれを基本として漸次擴大せしめる。
- 二、興銀が單獨で指定を受けた場合協力團を結成する。二行（興銀と普銀）指定の場合は興銀が主、普銀が従となり協力團を結成する。
- 三、強制融資の場合は興銀は協力團に参加しない。
- 四、大地方銀行は單獨に協力團に参加するが小地方銀行はプールを結成し、プール機關が参加の形をとる。
- 五、貯銀は地方銀行に準じて参加、信託は同一資本系統の銀行が指定銀行となる場合にはその協力團に参加、生保もこれに準ずる。
- 六、指定銀行及び協力團は必要あるときは、戦時金融金庫の保證及び強制融資命令の發動を求めうる。

(二) 軍需金融等特別措置

同法案はこれまでの軍需會社に對する融資金融機關の指定制度を更に一般化しその擴充強化をはかるために、これを法制化且つ、金融機關に對する指導監督を強化した。

これによつて軍需金融の對象たる會社は指定軍需會社六七七社をはじめ、資本金五百萬圓程度の會社、協力

工場及び特殊法人等を逐次包括して、その數は實に約二千に及び、金融機關の供給資金總額中約七、八割が規正されるに至つた。

更に軍需會社に對する共同融資の機構としては二〇年四月に「共同融資銀行」、五月に「資金統合銀行」が成立した。

(一) 共同融資銀行

前記指定銀行の協力團は特銀、財閥銀行を中心とするものであつたが、これに對應して地銀統制會加盟の七七行を出資者とする「共同融資銀行」（資本金一千萬圓、半額拂込）の設立をみるに至つた。地銀のプール機關と稱すべきである。

(二) 資金統合銀行

ますます旺盛化する軍需融資の必要に應じ資金廻轉の効率化をはかるのを目的として、特銀、市銀及び有力地銀等を一體とせる軍需融資の大プール機關としての資金統合銀行（資本金五千萬圓、半額拂込、特銀、市銀、地銀、等の外、農林中金及び預金部等を出資者とする。）は、参加各行の増加預金額に一定率の資金供給を行わしめ、これをプールして、軍需融資指定銀行へ貸出させたり、或は自ら指定金融機關として特殊法人等に對して直接投資するほか、會社債の賣買等をも行う。（會長は日銀副總裁。）

そして同年八月に「共同融資銀行」は「資金統合銀行」に合併されて、こゝに我國の戦時金融統制機構は完成したが、それは奇しくも敗戦の月であつた。

なお一八年六月に日本有價證券取引所法に基く日本證券取引所が設立されて、株式の清算取引は殆ど閉鎖された。(註3)

(註3) 株式取引所の閉鎖を行ったものは戦争であるが、これを可能ならしめた歴史的前提は獨占資本主義の發達のうちにもとめられねばならぬ。曰く「自由競争の支配していた舊資本主義と獨占の支配する新資本主義との交替は、就中、株式取引所の重要性の低下の中に現れる。」(「帝國主義論」、四一頁) 銀行しかも少數の巨大銀行が代わりに登場する。

だが金融統制は金融機關の整理統合を必須化せざるを得ない。それはとりもなおさず銀行の集中化の過程である。これについては次節で見るとする。(本節における一七年迄の金融統制進捗の敘述は主として「日本經濟年報」第四九集、それ以後は、「朝日經濟年史」二〇—二二年版 據る。)

第三節 銀行の集中・獨占化の過程

銀行の集中と産業支配

「銀行業務が發展し、それが少數の施設に集中されて行く程度に應じて、銀行は仲介業者という謙遜な役割から一轉して、總ての資本家及び小經營主の殆ど全部の貨幣資本を支配するところの、又當該國或は幾多の國の生産手段と原料資源の大部分をコントロールするところの、有力なる獨占主に變ずる。多數の謙遜なる仲介業者が、

斯様に少數の獨占主に變化することは、資本主義が資本主義的帝國主義へ變化する基本的過程の一つを形成する。」(「帝國主義論」、三〇頁)

銀行集中は資本主義の帝國主義轉化の基礎的モメントであるが、それは更に國家資本主義化の主要モメントでもある。

資本主義の發達に伴つて銀行集中が一般的にみられるのは何故であろうか? 端的に云えばそれは生産の集積、集中の結果である。總じて産業の發達につれて手形の増加、商品取引範圍の擴大、なかなしく對外貿易事業の發達は銀行業務の上に技術的變化をもたらし、ひいては銀行にとつて大資本を必要ならしめる。だが以上は支拂信用に關するものであるが、更に資本信用、特に固定資本信用の面から銀行資本の増大を必至化する。産業資本家は當初自己資本を以て固定資本に充當し流動資本についてのみ銀行の信用を仰いできたが、生産規模の擴大につれて固定資本部分についても銀行信用に仰ぐにいたる。しかるに銀行の供給しうる固定資本は一部は銀行の自己資本であり一部は預金(特に定期預金の如き長期安定性預金)であるから、いきおい銀行自身も集中化を要請されるにいたる。しかるに産業の側における生産の集積と集中とは絶えず發展してゆくからこれに應じて銀行集中も擴大されてゆかねばならぬ。更に固定資本信用による危険の分散化や資金の順次的回收をはかるために多數の企業と取引する必要が生じ、それはまた銀行集中を要求しないではおかぬ。

かくして産業の發達及びその集中を原因として銀行集中は行われるが、また銀行集中は産業に反作用して産業の集中を促進してゆく。巨大銀行はしばしば積極的に産業集中の仲介の役を演じる。曰く「銀行は如何なる場合

にも、如何なる資本主義國に於ても、如何に種類の異つた銀行法の下に於ても、資本の集積の過程と獨占形成の過程を甚だしく強化し、促進する。」（「帝國主義論」、三九頁）（註4）

（註四）銀行信用制度に關するマルクスの天才的洞察は驚歎に値する。曰く「銀行制度は、これを形式的な體制及び集中の點から見れば、總じて資本制生産方法が到達せしめるところの、最も人工的な最も完成された産物である。イングラント銀行の如き一造營物が商業及び産業の上に驚くべき權力を有するに至る所以は茲にある。而もこれは、商業及び産業の現實的運動が全く斯かる營造物の領域外に屬し、且つ後者が前者に對して被動的の關係に立つにも拘らず行われることなのである。この造營物が、一般的簿記と社會的規模に立つ生産物配分との形態を伴うことは事實であるが、伴われるのは單に形態のみである。……産業上及び商業上の資本家たちは、未だ能動的に充用されておらぬ社會の利用し得べき一切の資本を（伏能的な資本をも）支配することになつて、この資本の貸附者も充用者も、もはやその所有者又は生産者たちを代表するものではなくなる。斯くすることに依つて、信用制度及び銀行制度は資本の私的性質を止揚する。それは斯くして、それ自身に、但しそれ自身に於いてのみ、資本そのもの止揚を含むことになる。」（「資本論」、三、下、一四七頁）

又曰く「……資本制生産方法が共同的労働の生産方法に推轉する過渡期に當り、信用制度が一の力強き槓桿として役立つであろうことは、疑を容れない。が、それは、生産方法それ自身の他の大なる有機的諸革命と關聯した一要素としてのみ、斯く役立つのである。」（同）

と同時に、資本の集積とこれにともなう銀行營業の増大によつて銀行自身の國民經濟上の意義が著しく變化することは明らかである。散在せる諸々の資本家から一人の集約的資本家が形成される。銀行は或る資本家に對し

て當座勘定を開きつゝ、一見純粹に技術的な、専ら援助的な機能を營んでいる。ところがこの機能が巨大なる規模にまで生長するや否や、次の事が分明する。即ち少數の獨占主は銀行の取引關係、當座勘定及びその他の金融行爲を介して、先ず第一には個々の資本家の事業狀態を正確に知得し、次いでそれ等資本家をコントロールし、信用の擴張或は緊縮、緩和又は引き締めによつて彼等に影響を及ぼし、最後には彼等の運命を悉く決定し、彼等の収益率を決定し、彼等の資本を剝奪し、又は彼等の資本を急速且つ大規模に増加し得る可能性を得る事に依つて、全資本主義社會の商工業の業務を自己に従屬させるのである。」（「帝國主義論」、三六—三七頁）

一言にして云えば銀行（銀行資本）の産業（産業資本）支配であり、金融資本の制覇である。戰爭中我國においてそれがいかに行われたかは第四節にみるところであるが、こゝでは先ず我國における銀行集中の過程をかえりみず、んで戰時下におけるその進展に關して考察するとしよう。

銀行集中の前史と概観

大觀するに我國における銀行集中はすでにかの一九〇〇年「近代的獨占の歴史上の一轉期を意味した恐慌」の年の翌明治三四年春の財界パニック當時にさかのぼることができる。これ以後數次にわたる恐慌のたびごとに（即ち明治四〇—一一年、大正二—三年、同九年戰後反動恐慌、同一年末、全國的取付け、同二二年の震災恐慌、昭和二年金融恐慌、同四年以後の恐慌等）零細な地方銀行、中小銀行は恐慌の餘波を受けて倒壊または合併され、一路銀行集中化の道を進つてきたところである。むろんこの過程は他面産業における獨占集中化の過程を反映するが、

同時に夙より存した政府の集中化政策の存したことも逸することはできない。即ち政府の銀行合同政策の開始されたのは明治二九年(同年「銀行合併法」頒布)に遡るが、その顯著化したのは第一次大戦後であり、大正七年に政府は銀行新設に對する最低資本金の引上と銀行の合同獎勵の方針を採用した。更に昭和三年一月より新銀行法が實施され(一)普通銀行はすべて五年以内に資本金を一〇〇萬圓以上となすべきこと、(二)株式會社組織でないものは同じく五年以内に組織を改めるべきこと、(三)人口一萬未滿の地に本店ある銀行は本規定の適用をまのかれるが五年以内に資本金を五〇萬圓以上とすること、(四)勅令指定の地域に本店又は支店を有する銀行は資本金二〇〇萬圓以上とすること等々が規定され、弱小銀行の合併、巨大銀行の制覇はいちゞるしく促進された。また昭和八年八月、政府は(一)個々の銀行に對して個別的に内容の堅實化を圖り、その主要な目的を預金者保護においてきた従來の消極的銀行政策を一擲する、(二)今後は一府縣または經濟的に一單位と見做される地域内の全金融系統を整備し、金融統制を確立することを以て政策の主眼とするという新方針を決定した。しかもこの方針は更に中日戰爭の前年たる昭和十一年に馬場藏相によつて、いわゆる「一縣一行主義」と、いう名のもとに確認再強化された。

もともと銀行合同政策の目的は金融恐慌の打撃をあらかじめ最小限にとゞめようとするにあつた。恐慌の勃發ごとに弱小銀行の倒壊、合併、したがつて集中化の行われ來つたことについてはさきに一言したが、獨占金融資本の成立は、合併をはなれても銀行業者間における強大銀行への弱小銀行の依存從屬關係を強化するから、恐慌による弱小銀行への影響は強大銀行にも當然波及せざるをえない。かくして恐慌對策としての集中化政策は獨占

體の利益を代辯する政府にとつて必至化し、預金者保護乃至銀行業態の堅實化という名目のもとに大銀行保護のために合同政策がとられざるをえなくなつたのである。しかし戰爭を目前にして今や金融統制は一大轉換を要請され、軍需生産擴充のための従來の政策たるオープンマーケットオペレーションや低金利政策(第二節參照)よりも數歩すすんだ金融統制策をとらざるを得なくなり、こゝに従來採用されてきた集中政策が新たな面貌のもとにあらわれるにいたつた。これが馬場藏相の「一縣一行主義」であるが、その具體的方策は次の如くである。即ち(一)各地方から普通銀行の競争を排除することを理想として、即ち地方的獨占を確立するために全國を數十の經濟地域に分けて各地域に一行ずつの中心銀行を設置する。政府は先ずこの目的實現のために銀行合同の計畫表を作成して各地の實情を考慮しつつこれを實施する。かくして成立する地方的中心銀行は大體資本金一千萬圓程度のもとする。(二)合併は一舉に行うことを避けて、未だ多數の銀行の存する地域では先ず數個の中心銀行をつくり、これを一括して一個の中心銀行にまとめる。(三)昭和七年までの銀行合併によつて新立銀行の内容悪化したようなことのないよう今後の合併に際しては優良資産のみを新銀行に委譲させる。(四)六大都市その他特に重要な地域を別として大銀行の地方支店はなるべく地方銀行に讓渡させる。以上の方策は戰時中の合同政策において遵奉されるところとなつた。

次いで戰時中の銀行集中化に關して述べるべきであるが、こゝでいくつかの集中に關する統計表を掲げるとしよう。

先ず第七表において實際に銀行數の減少しはじめた明治三五年を起點とし昭和二〇年にいたるまでの總括表を

掲げるとしよう。(ちなみに第一期とは明治三五年乃至大正二年の二年間、第二期とは大正三年乃至同八年の六年間、第三期とは大正九年乃至昭和七年の一三年間、第四期とは昭和八年乃至二〇年の一三年間である。)

第7表 銀行集中の趨勢

	前期末 銀行数	各期末 銀行数	期間減 少實数	年平均 減少数	期 間 減少率
第1期	2,385	2,157	228	19.0	9.5%
第2期	2,157	2,053	104	17.3	4.8%
第3期	2,053	650	1,403	107.9	68.3%
第4期	650	69	581	44.6	89.3%

(備考) 日銀、外國銀行内地支店及代理店、朝鮮所在銀行を含まず、朝鮮銀行を含む。萬成滋氏「日本における銀行集中の過程」『經濟評論』23年2月號、37頁に據る。

三井、三菱、住友の各財閥コンツェルンは自己所屬の銀行のほかに信託會社、保險會社にも支配をのべることに

よつて、こゝに金融寡頭制は一層たかめられたところである。(信託及保險業における前記コンツェルン所屬のその地位を想起せよ。) しかもこの金融寡頭制は特殊金融機關特に興銀その他と財閥銀行との密着によつていちどるしく國家的色彩をも加味したことは周知の如くである。(註8)

(註5) 株式會社の拂込資本額は大正五年末には元年に比し六億八百萬圓の増加であつたが、大正十年末には同五年に比し六〇億二千五百餘萬圓の増加となつた。(土屋喬雄氏著「續日本經濟史概要」三六六頁) かゝる生産の集積のもたらした集中について例えげ大正一四年をとつて資本高別會社數及び拂込資本割合をみると、五〇〇萬圓以上の資本金を有する諸會社の會社總數中に占める割合は一%であるが、同じく拂込資本高の割合は六二%〇四に上る。更に一〇〇萬圓以上の諸會社を含めると會社數の比率は八%一七であるのに拂込資本高の比率は實に八二%六八に該當する。(土屋氏、前掲、三六一頁) おどろくべき資本集中の進展振りである。「大戦を契機として著しく進行せる産業の集積ならびに集中の反射として銀行の大規模化は必然的なコースである。」(「日本經濟の最近十年」)

(註6) 例えば同じ國債シンジケート銀行中でも財閥コンツェルンに屬し産業的基礎を有する三井、三菱、住友の優勢は掩うべくもなく、昭和五年末のその預金額はシンジケート二行中四〇%八を占めている。金融寡頭制の強化がこれらの諸銀行によつて行われたことは云うまでもない。(木村恒夫氏著「銀行業其の他金融業の發達」、二三—四頁。)

(註7) 信用膨脹によつて平時においては産業資本の蓄積は著しく促進されるが、これは恐慌時に際してその破壊的作用の規模を擴大させる要因となる。とくに恐慌となると銀行はその膨脹させた信用を急激に收縮させるからその産業に對する作用は破滅的である。あるものは破産しあるものは銀行に自己の支配權を讓る。こゝに銀行の産業に對する支配力は急激に増大する。しかも一面、銀行の産業支配はそれだけ恐慌に際しての銀行の危険を増大させ、自己の集中化を促進することは

本文所述の如くである。

(註8) 興銀の金融資本確立の上で演じた役割は極めて大である。それは明治三八年改正によりその業務は手形割引、諸般の信託業務、鐵道・工場・財團等を抵當とする貸附、植民事業のための債券發行等をも含むに至つた。興銀の債券發行高は大正元年五五・五百萬圓より同一〇年の三六〇・六百萬圓を経て昭和七年の四〇四・〇百萬圓へ、同じ時點に貸出は四〇〇・四百萬圓、三三五・八百萬圓、四一五・二百萬圓へと膨脹している。

戦時下の銀行集中

が、さしも激烈な第三期の銀行集中も昭和七年を以て一應停止したかの觀があつたが(表八参照)、しかるに中日戦争の開始する前年よりまたまた息を吹きかえし戦争中はさながら巨人の歩みをつゞけて行つた。いかに第四期の集中が苟烈を極めたかは前掲、表七の期間減少率にみられる如くであつて、それはこの期に八九%三に上り、前期末の六五〇行から六九行へ減少している。この點年平均減少数では一〇七・九行と高い集中率を示す第三期もはるかに及ばない。しかも更に質的に考えて、第四期においては前期に二、〇五三行より六五〇行に淘汰されて残存したものがその約一割へと縮小したのであるから、この過程のなみなみならぬ陣痛のほども察せられるのである。これを強行したものは全く戦争であり、戦争的諸利害であり、その中樞部に位置する獨占ブルジョアジ

ーであり、その「機關」としての國家であつたのだ。次に第四期における銀行数の推移を示すと表八の如くである。表示の如く、全國銀行及び普通銀行数の減少に

おいて昭和一一——一二、六一——一八年の兩時期が大きな波を畫いている。(後述参照)

第8表 全國銀行増減一覽表

年次	普通銀行	貯蓄銀行	特殊銀行	合計
昭和7年末	538	87	25	650
8	516	85	25	626
9	484	79	23	586
10	466	79	23	568
11	424	74	22	520
12	376	72	12	460
13	345	71	11	427
14	317	71	11	399
15	286	71	11	368
16	186	69	11	266
17	148	69	11	228
18	101	40	11	152
19	85	24	6	115
20	61	4	4	69

(備考) 特銀中朝銀を含み日銀を含まず。普銀、貯銀中に外國銀行内地支店及び代理店、朝鮮所在銀行を含まず。萬成氏、39頁に據る。

又、普通銀行の消滅理由別表を掲げると表九の如くである。

表九によれば減少の大多数は合同によるものであり廢業、解散等によるものは昭和一二年以後殆どなきにひとしいことを見出すであらう。即ち昭和一二年以後消滅行數四九一の中、四五四が合同によるものであり僅に三七がその他の理由に

よるものである。

さればこの間における弱小銀行の淘汰、巨大銀行の肥厚は察するにたぐない。例えば普通銀行について資本規模別銀行数の比率をみるに、公稱資本金二百萬圓未満の銀行は昭和八年末に全行數の六七%六を占めていたが

昭和二〇年末には六%五にすぎず、一方公稱資本金一千萬圓以上の銀行は同じ期間に八%四より五五%八へ増加している。したがって一行當り平均公稱資本金額は三、五九六千圓より二、三、八三二千圓へと激増を示している。以上の事實は銀行合同政策の當初の目標たる一縣一行主義の完成を暗示するであろう。事實これは完成したのであつて、昭和二〇年末には各都道府縣中本店銀行一行のみのもの三四、二行のみのもの七、併せて四一と、全

第9表 普通銀行消滅内譯表

年次	合併	その他	合計
昭和7年末	60	102	162
8	11	13	24
9	18	18	36
10	13	7	20
11	26	25	51
12	52	12	64
13	30	5	35
14	25	5	30
15	34	1	35
16	110	4	114
17	37	2	39
18	81	2	83
19	39	0	39
20	46	6	52

(備考) 合併は買収、吸収合併、新立合併。その他は廢業、解散等。萬成氏39頁。

國過半數の府縣において一、二行の中核銀行が確立されたのである。尤もかく地方銀行の急速に整理され得たのは、前述の金融統制及びその一環としての銀行合同政策によるが、一面戦時下において地方銀行の融資難の生じたことに依存している。また金融統

制については第二節に記したのでこゝで繰返さぬが、ともかく金融統制の進展が銀行合同政策及びその實踐と過程の上で照應し合つて注目に値する必要がある。例えば昭和一六——一八年における集中の強化は、一六年の財政金融基本方針要綱發布、一七年の日銀改組、戦時金融金庫、全國金融統制會結成等と關聯している。ま

た一七年一月には「金融事業整備令」が公布され、銀行合同に明確な法的根據があたえられ金融機關の整理統合に強權を發動しうるにいたつたことは劃期的現象と云つてよい。(註9)

(註9)「金融事業整備令」第一條に曰く「主務大臣金融事業の整備を圖るため必要ありと認むるときは金融機關に對し事業の委託、受託、讓受若は讓受又は法人の命令を爲すを得」。が實際においては該法令は適用されることがなかつた。しかも諸法令の命令規定の存在が合同への壓力となつたことは疑うべくもない。

しからば戦時中の銀行集中は銀行の資力及び活動の上にかなる結果をもたらしたか？これを簡單明瞭に示すものは表一〇であつて、我々はこゝに資本金の面においても預金及び資金運用の面においても八大銀行の壓倒的優勢をみるのである。即ちそれは二〇年末において資本金中六二%二、預金中六二%八、貸出中八二%七、證券中四六%五を占めている(とくに貸出における優位をみよ)。一方支店出張所數中七〇%八を占める地方銀行はその蒐集し得た預金を預券(特に國債)に投資しているがこゝに地方銀行が戦争資金吸収のための下請機關化したことは明白である。

さきに我々は地方銀行自身の側に融資難——その原因は一言にして云えば都市と農村とにおける資本主義の發達の不均衡にある——の點で合同化する誘因を有していたと述べたが、しかもその合同は必ずしも中央の大銀行の地方進出のかたち(そういう事例もある。例えば三和、住友の兩銀行)をとらず地方銀行自體の合同という形もかなり廣汎に行われたのであつて、こゝに我國の銀行合同の特色がある。「一縣一行主義の實態」一言にして云えばこれも巨大獨占金融資本にとつてこういう方針をとつた方が有利であつたまでである。蓋しとして恐れる

第10表 普銀資産負債及び店舗の集中

	公 稱	預 金	貸 出	證 券	支店出	一 行	當 均
	資 本	金	金	金	張 所	平 均	均 數
	金				數	店	
昭和8年末	六大銀行	百萬圓 584.7 (31.5%)	百萬圓 4,728.1 (56.8%)	百萬圓 2,597.7 (42.7%)	百萬圓 1,869.6 (22.5%)	608 (11.2%)	101.3
	其他普銀	1,270.8 (68.5%)	3,589.3 (43.2%)	3,488.3 (57.3%)	6,455.7 (77.5%)	4,814 (88.8%)	9.4
昭和20年末	八大銀行	903.5 (62.2%)	64,133.4 (62.8%)	59,606.6 (82.7%)	19,914.5 (46.5%)	1,300 (29.2%)	162.5
	其他普銀	550.2 (37.8%)	38,215.8 (37.2%)	12,446.8 (17.3%)	22,937.2 (53.5%)	3,146 (70.8%)	59.4

(備考) カツコ内は比率。
支店出張所数のみは21年11月1日現在。萬成氏・45頁。
六大銀行=安田、住友、第一、三井、三菱、三和銀行。
八大銀行=安田、住友、帝國、三菱、三和、野村、東海、神戸銀行。

に足らぬ地方中核銀行はそのまま存置させておいてその蒐集した資金はこれを興銀等の特銀に吸収させたり融資協力團を通じて自己の處理の下にゆだねるからである。いわば地方銀行は少數巨大銀行(財閥及特殊銀行)の完全な下請機關化したのであるが、この場合全國地方銀行協會(昭和一年九月創立)や全國金融協議會(第二節參照)の演じた役割は極めて大である。地方銀行は巨大銀行の支配に服することによつて従來の地主、中商工業者への貸付から國債はじめ證券投資に轉換することによつて、後述の戦時下で強化された國家——銀行——産業の三位一體形式の一環となり以て國家獨占資本主義形成の一要因と化したのである。

〔一縣一行主義〕の實効)
なお第四期の戦争末期たる一八年に行われた注目すべき銀行合同として三井、第一兩財閥銀行の合併による帝國銀行の成立、三菱銀行の第百及び晝夜合併(註9)及び同年普通銀行の貯金業務信託業務兼營の許可による普銀の貯銀合

併、その後二〇年に日本貯蓄銀行(安田貯蓄による大阪貯蓄等有力貯銀の合併)の成立があげられる。後者についてはみれば、かつて普銀の貯銀兼營を禁止した貯銀法(大正十一年一月實施)が金融資本の一層の發展を助長したのであるが、いままたその解除が却て金融資本の一段の發展を促進したことは歴史の皮肉と云うべきであろう。

(註9) 更に財閥銀行の合同としては、帝銀の十五銀行合併(一九九年四月)、安田の昭和、第三兩行の吸収合併(一九九年四月)、三和の大同銀行合併(二〇年二月)をあげる。

なお我々が前掲諸表にみられる我國の銀行集中の著しいテンポについて、かゝることを可能ならしめた前記諸要因(恐慌及び合同政策)のほか、我國銀行業の發達の上において巨大銀行の初期より占めてきた大きな比重に注意すべきであろう。こゝに我々は明治維新以來の原始的蓄積の過程において特權的財閥銀行の形成及びその一般の水準と隔絶する資本蓄積を見出すのである。(註10) また、これらの巨大財閥銀行とならんで特殊銀行、とくに興銀及び勸銀の夙くよりの存存と、その全金融機關中に占める不斷のすばぬけた比重とを想起すべきであろう。(註11) 更に同じく特殊金融機關としての大藏省預金部の下部組織乃至別働隊とも見做すべき郵便貯金の、存在とその地方銀行の整理の過程における飛躍的增加に注目すべきである。全く、郵便貯金のこの間における飛躍的增加は都市及び農村における庶民的金融機關としての小銀行の破産、消滅によるものであつた。かくして戦時中における貯蓄獎勵を基礎にする郵便貯金の激増への道がひらかれ、こゝに吸収された國民の零細な預金は預金部預金して尤大な國債の引受を可能ならしめたのである。(註12)

(註10) 例えば明治二六年末においては私立銀行の預金總額三、八四〇萬圓中、三井銀行は一、六八〇萬圓と四四%を占

め、貸出においても四、九一〇萬圓中一、〇九〇萬圓と二二%を占めており、また明治三四年末においては六大都市組合銀行の勘定において、組合銀行百七十餘中、第一、十五、三井、三菱、安田、鴻池、住友、及び正金の入行の預金合計は一三六、六九〇千圓に達し、全組合銀行預金總計二六九、九六〇千圓のうち五一%を占め、更にその他の一〇行は四六、七六八千圓を占めているから、一五〇行以上のものが僅々八六、五〇二千圓を占めるにすぎない。(大塚金之助、渡邊謙吉兩氏著「資本蓄積と經濟恐慌」、四六—七頁)

(註11) 例えは勸業(大正一〇年四月農工銀行を合併)は昭和一一年東京府農工銀行の合併を轉機として地方農工銀行を積極的に合併してゆき、一二年一〇行、一三年一行、一九年五行の吸収合併により、内地の地方農工銀行——我國金融制度上の地方分權的殘存物——は完全に消滅しつた。

(註12) 戦前、戦時中の郵便貯金の趨勢を左に掲げる。

第11表 郵便貯金發達表
(單位百萬圓)

明治 35 年	29
" 40	92
大正 1 年	197
5	299
10	907
昭和 1 年	1,162
3	1,743
5	2,349
7	2,694
9	2,950
11	3,321
12	3,720
13	4,535
14	5,901
15	7,606
16	9,584
17	13,540
18	18,367
19	29,336
20	45,929

帝國、三菱、安田、住友、三和銀行)預金の口座金額等級別の構成を示すとしてしよう。表一一にみる如くである。軍

なお本節を終るに際して巨大銀行の代表する利害が誰の利害であるかを率直に示すものとして五大銀行

第12表 五大銀行預金内課 (21年4月末)

口座等級	口座(千圓)	同割合(%)	金額(億圓)	同割合(%)
5,000圓未満	7,011	82	101	17
10,000圓以下	871	11	59	10
55,000圓以上	552	6	117	20
50,000圓以上	1.3	1	306	53
計	8,559	100	581	100

(備考) 「金融懇話會資料」に據る。宇佐美誠次郎氏「日本金融資本の現状と性格」、「朝日評論」23年1月號、30頁。

需補償打切、公債利拂停止案の上程されるたびごとに銀行は口を揃えて預金者の保護をたてにとつて反對するのを常とするが、その當の預金者とは僅かの口數にもかゝらず預金中の大部分を占める獨占ブルジョア階級は外ならぬ。

第四節 國家獨占資本主義への前進

以上我々は戦争中の金融統制と銀行集中とについてみたのであるが、これはまさしく本書にのべられた日本資本主義の構造の變化に對應するものであつたのだ。すなわち一言にしていえばこれは金融資本の支配強化及びその國家獨占資本主義への前進として要約しうるであらう。

先づ銀行資本が戦争中軍需産業への融資に狂奔したことは表一三にみる如くである。即ち終戦時において全國銀行の軍需融資二六二億圓中二五四億圓(九七%)とその大部分を占めていた五大銀行及び興銀(表一三の典據本文参照)の軍需融資はそのそれぞれの融資總

額中極めて大きな比率を占めている。この結果これらの銀行の融資は財閥系軍需會社及びその下請會社に集中され、財閥系以外の諸會社への貸付は當然梗塞せざるを得ず、こゝでの集中化（獨占體の支配）をもたらしした。

第13表 五大銀行及び興銀の軍需融資

銀行	融資總額(A) 百萬圓	内軍需融資(B) 百萬圓	BのAに對する比率(B/A)
			%
興銀	14,649	9,806	67
帝國	14,375	5,003	35
住友	8,109	3,393	42
三菱	9,212	3,043	33
安田	11,000	2,275	21
三井	6,793	1,903	28

(備考) 終戦時とある。

「時事年鑑」22年版, 256頁。

かく軍需融資が特銀及び五大銀行の融資中著大な割合を占めることは、同時に一方全軍需融資中においてもこれらの銀行が巨大な比率を占めることを意味する。いまこれを證するに表一四の示す如くである。

第14表 軍需會社借入金調
(昭和20年12月末現在)

銀行	百萬圓	%
特殊銀行	8,327	30.8
五大銀行	17,189	64.0
普通銀行	983	3.7
貯蓄銀行	349	1.3
合計	26,848	100.0

(備考) 2000社に及ぶ軍需會社の借入金。21年8月21日讀賣新聞。但し北原道貫氏「戦時及び戦後の金融資本」『社會科學』12號, 13頁に據る。

る。したがつて今やかゝる關係を通じて軍需會社と特銀、五大銀行とは全き密着状態に入つたのである。しかる

に他の諸銀行はこれらの銀行のための單なる預金吸收機關にすぎず、その預金は「融資協力團」を通じて特銀及び五大銀行の自由な處理に委ねられる。詳言すれば、五大銀行及び興銀はその貸付資本を自己の預金のみならず五大銀行においてはとくに日銀からの借入金におおぎ、興銀においてもおなじく借入金及び債券發行を通じて日銀の資金供給（興銀の債券引受には普銀もこれに参加するが）に依存しているばかりでなく、地方銀行の預金も融資協力團を通じてこれを支配することによつて自己の處理にゆだね得たことである。（この點前出表一〇における大銀行の貸出の貸出總額中に占める顯著な高率及び後出表二一における同じくその全銀行金庫貸出中に占める高率を説明する。）

いま轉じて銀行と軍需産業との密着關係を産業の側からみると、それは企業の經理面に端的にあらわれている。

即ち表一五にみる如く企業の負債勘定において社外負債の占める比率は累進してゆき株式負債と社外負債との關係は戦前に比し完全に顛倒してしまつたのである。

更に三菱經濟研究所の調査によつて機械工業會社五九社、金屬工業會社二五社、合計八四の軍需産業

第15表 企業の負債構成(%)

	株主資本	社外負債
11年上期	60.4	39.6
16年 "	50.6	49.5
18年 "	41.3	58.7
内 重工業	40.2	59.8
航空機(7社)	23.9	76.1
機械(22社)	27.8	72.2
21年上期	24.0	76.0

(備考) 宇佐美誠次郎氏「國家資本主義と産業構成の高度化」『潮流』22年1月號, 33頁。

會社の使用總資本を株式資本と社外負債とに分けて考察すると表一六の如くであり、又これに關して昭和一八年

前半期現在の社外負債の内訳をみると表一七の如くである。即ちその他勘定に整理されてあるところの臨時軍需費たる前渡金（買上未決算、前受金、假受金等）が最高率を占めている。

ここに我々は銀行資本と産業資本との癒着（實は銀行の産業支配）が戦争の過程を通じて甚しく強化されることをみるとともに、又前渡金（及びその他の融資中において實質上國家信用を基礎とするもの）に顯著に表現されている産業資本の金融機關を媒介とする國家資本との癒着（實は産業の國家依存）をみる。我國の國家獨占資本主義への傾向の鞏固化はここに行われたのである。それは直接軍需費と軍需會社固定資産との各々の増加率の對應にも示されている。こゝろみに一七、八年度を

第16表 重工業會社使用總資本内譯
(昭和18年下半期現在) (百萬圓)

		株主資本	社外負債
17年上期	機械工業	2,433	4,370
	金屬工業	2,472	2,376
	工業合計	3,961	7,690
同 下期	機械工業	3,019	4,725
	金屬工業	2,686	2,687
	工業合計	5,593	7,724
18年上期	機械工業	3,309	6,145
	金屬工業	1,997	3,247
	工業合計	6,279	9,419
同 下期	機械工業	3,939	7,646
	金屬工業	3,188	3,897
	工業合計	7,095	11,577

(備考) 「朝日經濟年史」20~21年版. 109頁。工業合計とは重工業合計の誤植かと思われるが、それが機械、金屬工業の合計に正確に合致しない理由は不明。

とつてみると直接軍事費は一七年度一八〇億圓より一八年度二七〇億圓へと五割の膨脹であつたが、前記三菱經濟研究所調査の軍需會社八四社の固定資産も一七年下半年三五・六億圓より一八年下半年五二・六億圓へと四割七分強の膨脹を示している。「朝日經濟年史」二〇一二年版、一〇九—一〇頁。

なおこゝに注意すべき點は、表一六に示されているように軍需産業會社の株主資本はたしかにその比率において減少してこそいるが、その絶対額においては相當の増加を示していることである。これは次掲表一八の戦事中の計畫及拂込資本の増加に一層示されるであろう。蓋し生産力擴充政策の實現のため企業整備を基礎として諸軍需産業が一貫作業、規格生産、大量主義を採用した結果、その生産設備を甚だしく擴張せざるを得なくなり増資を重ね未拂込株金の徴收を行ったのである。

第17表 重工業會社外部負債内譯(%)

		機械工業	金屬工業	重工業計
社 債	長期債	6.4	31.6	14.9
	其他	7.7	10.1	8.5
	小計	14.1	41.7	23.4
支 拂	手形	8.1	4.3	6.8
	勘定	9.0	12.3	10.1
	小計	17.1	16.6	16.9
其他勘定		68.8	41.7	59.7
合計		85.9	58.3	76.6
總計		100.0	100.0	100.0

(備考) 「朝日經濟年史」20~21年版. 109頁

しかも軍需産業の生産集積は當然統制會、國策會社、特殊會社の設立を楨杆としてその集中化をもたらしした。表一九、會社規模拂込金額及び表二〇解散減資額は企業の集中化を不完全ながら示すであろう。

かくて産業資本の集積、集中化するにしたがつて各企業の需要する貸附資本も莫大な額に上りしかもそれは固定的性質をおびてくるから、一方銀行資本もこの需要に應ずるには集中化せざるを得なくなる。この種の産業及銀行兩部面における集中化の關聯は前述せる如く戦争以前から平時、恐慌期を通じて資本主義發達史上にみられてきたが、いままたそれが戦争經濟の強力な遂行

の過程の上に大規模に行われたのである。だが、軍需産業の貸附資本に對する需要は到底獨占銀行のみによく處理しうるところではない。更にこゝでは資金の需要の絶対額もさること乍ら、我國における貨幣資本の相對的不足に基因する、金融機關の短期の流動資金貸附への偏向が想起されるべきである。(第二節參照)、かくして獨

第18表 計畫拂込資本額表
(單位百萬圓)

	計畫資本	拂込資本
昭和11年	2,374	1,608
12年	5,337	3,744
13年	3,996	2,834
14年	5,118	4,100
15年	3,893	3,680
16年	6,115	4,919
17年	4,128	4,983
18年	7,220	5,263
19年	6,216	4,542
20年	2,665	1,917

(備考) 日本銀行調。「財政金融便覽」統計篇 26頁に據る。

占銀行は國家保證を獲得し、これを背景として國家の指導下に共同融資團、戰時金庫、共同融資銀行、資金統合銀行等の貸附資本のプール機關

第19表 株式會社規模別拂込資本金額
(百萬圓)

	昭和11年	15年
總數	15,248	25,779
10萬圓未満	280	353
10~100萬圓	1,778	3,239
100~1000萬圓	4,279	5,852
1000萬圓以上	8,911	16,355

(備考) 宇佐美氏。前掲「潮流」35頁

第20表 株式會社解散減資高(百萬圓)

昭和年	月	公稱資本
12	7-12	560
13		715
14		811
15		85
16		1,774
17		3,223
18		2,303
19	1-9	1,140

(備考) 同前。

(第二節參照)を設立し、同時に特銀(特にプール化した興銀)と結託して大量軍需資金の供給に躍起となつたのである。しかもこの間金融機關を頒使して戰爭經濟推進の一方の頭首としての役割を果したものが外ならぬ日銀であつて、日銀は特銀、金庫、獨占銀行に對する貸附の著増と前記プール機關の設立及び運営の指導とを通じてその支配權を確保した。その支配權は單に資金綱の上においてのみならず人事の上にも及んだ。(一例、日銀の役職員があらゆる金融機關の重要ポストに就任する如き。)かの日銀改組(第二節參照)は日銀の金融界におけるその指導的統制的機能と位置とを全く搖ぎないものとした。なお敗戦直前の二〇年七月に全國五〇の手形交換所を解散して交換事務を日銀本支店に統一したこと、同時に日銀が各府縣に店舗(三〇支店)を設置して一層資金統制網を強化したことは注目に値する。

以上戰時金融の簡単なスケッチは國家を背景とせる金融資本と國家資本との融合としての國家獨占資本主義の頂點たる國家獨占資本の戰時下における強力な展開をうかがうに足りるであろう。戦後これはあらたな條件の下にさらに強力な展開を見ることとなるのである。

以下數字によつて綜括しよう。敗戦後一年目に時點をおく左の諸表はまさに戰爭經濟の「遺産」の表示でありそれは今後における日本資本主義の構造的變化の展望を示唆するであろう。(他の諸章參照)

表二一は銀行集中の再確認を示すものであるが前掲諸表に缺けていた特銀及び金庫(特銀は興銀、勸銀、北海道殖銀行。金庫は農林中央金庫、商工中央金庫、庶民金庫、恩給金庫)を加えることによつて我國における銀行集中の特

異なる様相は一層明確となつたところである。即ち行數において九%六を占める特銀及び金庫に拂込資本金の三二%八、積立金の二二%九、預金の一八%九、貸出金の二四%九を占めている。いまもし特銀及び金庫の發行する債券をも考慮するとその資金は更に増大するが、これを措く（かく）特銀及び金庫の比重が大きいことは戦時になつてはじめてあらわれたのではなく、日本資本主義の發達の上で特銀及び金庫は當初より重要な役割を演じてき

ており、それが戦時下に強化され、しかもそのもつ意味があらたに國家獨占資本主義の要因化したのである。この點詳論したいが、いま餘裕をもたぬ。

戦争中、特銀及び金庫が著しく國家機關化しその指導と統制とに完全に服していることは云うまでもないが程度の差こそあれ同じく國家との癒着關係にある八大銀行の勘定を特銀及び金庫のそれに加えると集中化は一段と高率を示す。即ち兩者の合

第23表 全國銀行及び金庫資本金、預金、貸出金表
(21年8月末現在)

	總數	特銀及金庫	八大銀行	地銀及貯
行數 (行)	73 (100.0)	7 (9.6)	8 (10.9)	58 (99.4)
店舗數	5,211 (100.0)	261 (5.0)	1,375 (26.4)	3,576 (68.6)
資本金 (百萬圓)	2,186 (100.0)	553 (25.5)	903 (41.3)	725 (33.1)
預金 (百萬圓)	814 (100.0)	260 (31.8)	330 (40.5)	224 (27.5)
積立金 (百萬圓)	1,372 (100.0)	301 (21.9)	709 (51.7)	362 (26.4)
預金 (百萬圓)	155,973 (100.0)	29,554 (18.9)	69,660 (44.6)	56,759 (36.4)
貸出金 (百萬圓)	120,135 (100.0)	30,010 (24.9)	63,912 (57.4)	21,213 (17.6)

(備考) カッコ内は百分率。特銀及金庫については本文参照。店舗數は22年5月10日現在。特銀及金庫の店舗數は特銀の店舗數のみ。北原道貫氏「戦時及び戦後日本の金融資本」「社會科學」12號、14頁。

計行數一五は行數の二〇%五にすぎぬが、それは拂込資本金の七二%三、積立金の七三%六、預金の六三%五、貸出金の八二%三に該當する。

なお戦時中激増した郵便貯金（註12参照）は同じく大衆の零細貯金としての簡易生命保険、厚生保險等の資金とともに大蔵省預金部の資金を構成し、それが如何に全銀行資金中巨大な割合を占めるかは表二二にみる如くである。いま預金部、特銀及び金庫、八大銀行の預金を合計すると、それは全銀行預金額中、七五%七に上る。しかも全銀行預金の運用に關してみると、その著しい部分、例えば同じく二一年八月末において預金部資金の七三%、金庫の六三%、地銀の五〇%、貯銀の六六%が國債保有に充用されることによつてその資金は明らかに國庫の處理の下にある。またその資金の著大な部分（預金額を超えて）を貸出に充當している特銀及八大銀行が日銀を主導とする國家統制——特に日銀からの借入金に依存——に服していることは本節冒頭に述べた如くである。また地銀及び貯銀の貸出もまた國家及び獨占體の統制と支配とに服していることを考へるとき（前述）、いまや我國の資金網は完全に國家及びこれと融合せる獨占體の掌中ににぎられていることを知るであらう。

なおひととはこゝで戦時下に強化された國家獨占資本主義における國家の役割をあまりに過大評價してはならない。それは決して「決定的役割」を演じたのでもなく、「總資本の立場」に立つて「計畫化」を行つたものでもなく、ましてや「獨立性」（超階級性）を有したのでもない。それは結局獨占體に從屬しこれに奉仕したのである。（至上命令としての戰費調達すらも誰と誰とのために行われたか？）經濟における國家の「決定的役割」は著しく經濟生活（及び政治生活）における獨占體の役割の増大を反映しており、例えば金融統制における資金の配分も單なる

生擴資金需給の調節にあつたのではなく再分配、獨占産業、巨大銀行への再分配の必要に基くものであつた。(例
えば軍需品の發註や價格査定におけるブルジョアの野放圖をみよ。)即ち國家は「總資本の立場」を代表したのではな
く、一握りの少數巨大資本家の利益のために「計畫」し奉仕したのである。國家と緊密に融合している獨占體

ブルジョアとその他の大多數のブルジョアとに
深淵が生ずること、ブルジョア内部におけるかゝる龜
裂こそ實は國家獨占資本主義の特質をなす。

國家獨占資本主義の「段階」における右の如き國家の論
理は我國の國家についても妥當する。しかしそれはある制
限のもとで……。即ち近代的帝國主義としての國家の側
面に關してならばそれは全面的に妥當するが、他面軍・封

第 22 表 各種金融機關預金
(21年8月末現在)

	金 額 (百萬圓)	比 率 %
預 金 部	65,191	28.8
特 銀	13,258	5.8
金 庫	20,610	9.1
八大銀行	72,214	32.0
地 銀	46,699	20.7
貯 銀	7,749	3.4
計	225,721	100.0

(備考) 北原氏、15頁。

國家に關してみると、それは獨占體からの相對的獨自性を有している。これが日本帝國主義とその敗戦をも含め
ての戦争過程の特徴であるが、しかも戦争經濟の強力な推進は近代戦における決定的要因——手段としての兵器
をはじめ一切の軍需品換言すれば戦争の物質的基礎——前提——の提供者たる獨占産業並びにこれへの資金提供者
たる獨占銀行の全國民經濟における役割をたかめこれの國家の依存度を著しく深めざるを得なくなつたことは
事實であり、その證明は敗戦によつて絕對主義天皇制のもろくも崩壊し去つてゆくことに示されているであらう。

(こゝでの論述は他の諸論・なかんずく第七、九章参照。)

「帝國主義戦争は獨占資本主義の國家獨占資本主義への轉化の過程を極度に押しすゝめ、尖鋭化した。」とレーニ
ンは、「國家と革命」第一版序文で書いた。(彰考書院版、序一頁)

第一次大戦に際しても我國においてかゝる轉化への傾向は看取された。しかしそれが顯著化したのは今次大戦
中においてであつた。本章はその過程を金融統制と銀行集中との側面より考察した。再言するに我國の銀行集中
は戦時中の強烈な金融統制に推進されて極度にまで昂められている。銀行國有化はいまや打ちかちがたき歴史的
傾向としての社會主義社會への前進の足場たる國家獨占資本主義の一環としてその必然性をあらわに示しつゝあ
ると云えよう。「誰でも知つていごとく銀行は現代經濟生活の中心をなし、國民經濟の全資本主義體系の最も
重要な神經關節をなしている。『經濟生活の調整』を云々しつゝ、銀行國有の問題を回避することは、全くの無學
さを暴露することか、もしくは空虚な言葉や華かな演説口調で『單純な人民』を欺き、前もつて計畫した決定に
よつてこの約束を實行しないということを意味する。『迫り来る大破綻、如何にしてこれと闘うべきか』。

(附記)

一、本章ではもつぱら金融機關中銀行に關して考察した。我國金融機關中銀行が壓倒的比重を占め重要な役割を演じたこ
とによるが、なお不充分たるをまぬかれぬ。